

令和6年

第3回後期 定例県議会議案

(附 予 算 説 明 書)

群馬県

令和6年第3回後期定例県議会議案目次

第161号議案	令和6年度群馬県一般会計補正予算（第5号）	6頁
第162号議案	令和6年度群馬県流域下水道事業会計補正予算（第1号）	16
第163号議案	令和6年度群馬県電気事業会計補正予算（第2号）	18
第164号議案	令和6年度群馬県工業用水道事業会計補正予算（第1号）	20
第165号議案	令和6年度群馬県水道事業会計補正予算（第1号）	21
第166号議案	令和6年度群馬県団地造成事業会計補正予算（第1号）	23
第167号議案	令和6年度群馬県施設管理事業会計補正予算（第1号）	25
第168号議案	令和6年度群馬県病院事業会計補正予算（第1号）	27
第169号議案	群馬県旅券法関係手数料条例の一部を改正する条例	28
第170号議案	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	29
第171号議案	群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	32
第172号議案	群馬県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	37
第173号議案	群馬県県有施設共通パスポート条例の一部を改正する条例	110
第174号議案	群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例の一部を改正する条例	111
第175号議案	群馬県総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	112
第176号議案	群馬県大麻草の栽培の規制に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例	118
第177号議案	ぐんまフラワーパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	120
第178号議案	群馬県屋外広告物条例の一部を改正する条例	122
第179号議案	群馬県建築基準法施行条例及び群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例	124
第180号議案	群馬県宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料条例の一部を改正する条例	134

第181号議案	群馬県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	137
第182号議案	群馬県道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律 関係手数料条例の一部を改正する条例	181
第183号議案	群馬県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	194
第184号議案	指定管理者の指定について	195
第185号議案	指定管理者の指定の期間の変更について	198
第186号議案	請負契約の締結について	200
第187号議案	動産の取得について	201
第188号議案	和解及び損害賠償の額を定めることについて	202
第189号議案	和解について	203
第190号議案	当せん金付証票の発売について	204

予 算 説 明 書 目 次

令和6年度群馬県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（第5号）	206	頁
1 総 括	206	
2 歳 入	209	
5 地方交付税	209	
9 国庫支出金	210	
13 繰越金	211	
3 歳 出	212	
1 議会費	212	
2 知事戦略費	213	
3 総務費	215	
4 地域創生費	218	
5 生活こども費	220	
6 健康福祉費	222	
7 環境森林費	225	
8 労働費	227	
9 農政費	228	
10 産業経済費	231	
11 県土整備費	233	
12 警察費	234	
13 教育費	235	
補正予算給与費明細書	237	
債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額 及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書	242	
令和6年度群馬県流域下水道事業会計補正予算実施計画（第1号）	244	
令和6年度群馬県電気事業会計補正予算実施計画（第2号）	256	
令和6年度群馬県工業用水道事業会計補正予算実施計画（第1号）	271	
令和6年度群馬県水道事業会計補正予算実施計画（第1号）	284	
令和6年度群馬県団地造成事業会計補正予算実施計画（第1号）	295	
令和6年度群馬県施設管理事業会計補正予算実施計画（第1号）	306	
令和6年度群馬県病院事業会計補正予算実施計画（第1号）	318	

第161号議案

令和6年度群馬県一般会計補正予算（第5号）

令和6年度群馬県の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,353,964千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ796,985,161千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表債務負担行為補正」による。

令和6年11月25日提出

群馬県知事 山本 一 太

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		140,400,000	4,750,997	145,150,997
	1 地方交付税	140,400,000	4,750,997	145,150,997
9 国庫支出金		86,747,501	502,281	87,249,782
	1 国庫負担金	52,989,633	502,281	53,491,914
13 繰越金		6,551,889	100,686	6,652,575
	1 繰越金	6,551,889	100,686	6,652,575
歳入合計		791,631,197	5,353,964	796,985,161

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		1,530,478	10,399	1,540,877
	1 議 会 費	1,530,478	10,399	1,540,877
2 知 事 戦 略 費		11,149,659	33,537	11,183,196
	1 知 事 戦 略 管 理 費	1,074,070	10,880	1,084,950
	2 メ デ ィ ア プ ロ モーション 費	1,152,326	5,925	1,158,251
	3 デジタルトランスフ ォーメーション 費	2,686,122	7,120	2,693,242
	4 グリー ン イノベ ーション 推 進 費	4,290,796	3,731	4,294,527
	5 交 通 イノベ ーション 推 進 費	1,609,721	2,901	1,612,622
	6 地 域 外 交 費	336,624	2,980	339,604
3 総 務 費		38,110,565	224,808	38,335,373
	1 総 務 管 理 費	22,454,734	150,380	22,605,114
	2 徴 税 費	9,629,219	48,545	9,677,764
	3 市 町 村 振 興 費	1,180,995	4,982	1,185,977
	4 選 挙 費	1,226,892	404	1,227,296
	5 統 計 費	407,259	4,042	411,301
	6 危 機 管 理 費	1,974,188	5,806	1,979,994
	7 消 防 保 安 費	921,430	4,169	925,599
	8 人 事 委 員 会 費	146,199	2,813	149,012
	9 監 査 委 員 費	169,649	3,667	173,316
4 地 域 創 生 費		8,027,198	38,062	8,065,260
	1 地 域 創 生 費	1,001,723	5,683	1,007,406

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 ぐんま暮らし・外国人活躍推進費	560,906	2,387	563,293
	3 文化振興費	3,191,159	18,490	3,209,649
	4 文化財保護費	337,949	3,370	341,319
	5 スポーツ振興費	1,602,965	4,392	1,607,357
	6 湯けむり国スポ・全スポぐんま準備費	1,332,496	3,740	1,336,236
	5 生活こども費		43,107,920	61,531
	1 生活こども費	588,528	6,420	594,948
	2 こども・子育て支援費	20,530,553	2,446	20,532,999
	3 私学・青少年費	10,311,359	2,132	10,313,491
	4 児童福祉費	11,329,791	45,555	11,375,346
	5 県民活動支援・広聴費	192,097	2,724	194,821
	6 消費生活費	155,592	2,254	157,846
	6 健康福祉費		144,444,224	125,304
	1 健康福祉費	2,563,743	59,507	2,623,250
	2 医務費	12,062,636	5,549	12,068,185
	3 感染症・疾病対策費	20,443,045	5,261	20,448,306
	4 健康長寿社会づくり推進費	513,146	3,177	516,323
	5 薬務費	324,253	2,882	327,135
	6 国保医療費	51,941,994	3,297	51,945,291
	7 食品・生活衛生費	2,972,294	15,967	2,988,261
	8 地域福祉費	5,238,418	3,847	5,242,265
	9 監査指導費	150,745	3,763	154,508

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	10 介護高齢費	31,804,350	3,991	31,808,341
	11 障害政策費	16,429,600	18,063	16,447,663
7 環境森林費		19,518,315	56,199	19,574,514
	1 環境政策費	1,885,564	28,921	1,914,485
	2 環境保全費	288,800	3,034	291,834
	3 廃棄物・リサイクル費	331,447	4,678	336,125
	4 自然環境費	3,070,119	5,165	3,075,284
	5 林政費	5,939,183	7,646	5,946,829
	6 林業振興費	1,393,085	3,734	1,396,819
	7 森林保全費	6,610,117	3,021	6,613,138
8 労働費		2,155,930	17,148	2,173,078
	1 労働政策費	2,050,488	15,545	2,066,033
	2 労働委員会費	105,442	1,603	107,045
9 農政費		22,076,535	141,719	22,218,254
	1 農政費	4,784,421	77,244	4,861,665
	2 農業構造政策費	2,210,908	14,502	2,225,410
	3 米麦畜産費	1,521,749	13,044	1,534,793
	4 野菜花き費	3,592,384	17,194	3,609,578
	5 蚕糸特産費	1,566,858	12,222	1,579,080
	6 ぐんまブラ ンド推進費	584,881	2,831	587,712
	7 農村整備費	7,815,334	4,682	7,820,016
10 産業経済費		9,817,243	40,111	9,857,354

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 産業政策費	2,282,572	6,150	2,288,722
	2 未来投資・デジタル産業費	530,552	3,773	534,325
	3 地域企業支援費	5,155,285	20,151	5,175,436
	4 観光魅力創出費	857,868	4,608	862,476
	5 eスポーツ・クリエイティブ推進費	990,966	5,429	996,395
11 県土整備費		67,795,192	129,627	67,924,819
	1 土木管理費	5,219,315	129,627	5,348,942
12 警察費		46,520,837	975,184	47,496,021
	1 警察管理費	41,525,374	975,184	42,500,558
13 教育費		166,531,707	3,500,335	170,032,042
	1 教育総務費	26,847,409	281,121	27,128,530
	2 小学校費	53,775,383	1,445,701	55,221,084
	3 中学校費	32,508,380	846,531	33,354,911
	4 高等学校費	30,068,944	621,141	30,690,085
	5 特別支援学校費	15,084,555	300,858	15,385,413
	6 学校建設事業費	4,952,977	4,983	4,957,960
歳出合計		791,631,197	5,353,964	796,985,161

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額(千円)
7 環境森林費	5 林政費	補助公共林道	14,990
		補助公共作業道	118,403
11 県土整備費	1 土木管理費	建設技術支援	80,000
		3 道路整備費	単独橋りょう予防保全
	4 河川費	河川メンテナンス	37,160
		水源地域生活再建対策	3,000
	6 都市計画費	都市計画指導調査	5,500
		社会資本総合整備	114,400
		単独景観整備	4,831
		単独道路交通計画調査	191,683
		道路交通計画調査	7,459
	7 都市整備費	単独街路	282,745
		社会資本総合整備(新水泳場)	450,000
		敷島公園新水泳場整備	30,000
		公園施設維持修繕	108,552
9 建築費	耐震改修支援	3,325	
14 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	土木施設単独災害復旧	33,226

2 変 更

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額(千円)	金額(千円)
11 県土整備費	2 道路管理費	単独道路維持修繕	77,816	1,138,423
		単独交通安全対策	33,250	499,299
		社会資本総合整備	325,617	3,386,458
		道路メンテナンス	69,758	385,722
		無電柱化推進	33,313	408,527
	3 道路整備費	単独道路改築	100,481	700,321
		社会資本総合整備	710,429	7,265,272
		道路改築	54,047	5,883,069
		道路メンテナンス	275,017	2,236,206
	4 河川費	単独河川改修	63,462	392,980
		河川維持補修	104,928	1,007,512
		社会資本総合整備	63,536	938,602
		緊急防災・減災対策	4,318	70,196
		大規模特定河川	57,144	448,438
		ダムメンテナンス	20,610	79,557
		特定ダム環境対策	1,410	26,500
	5 砂防費	単独砂防施設	29,033	284,780
		単独砂防維持管理	52,799	490,074
		社会資本総合整備	180,466	1,121,600
		緊急防災・減災対策	38,116	252,425
		事業間連携砂防	32,786	182,770
		砂防メンテナンス	45,431	351,000
	7 都市整備費	社会資本総合整備(街路)	122,434	712,030
		無電柱化推進	10,039	369,000
		社会資本総合整備(公園)	15,115	218,686

第3表 債務負担行為補正
追 加

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
県立自然史博物館附帯ホールの管理及び運営に関する協定	令和7年度	21,723
群馬県総合スポーツセンターの管理及び運営に関する協定	令和7年度から 令和11年度まで	1,296,000
群馬県総合スポーツセンター伊香保リンクの管理及び運営に関する協定	令和7年度から 令和11年度まで	809,205
群馬県ライフル射撃場の管理及び運営に関する協定	令和7年度から 令和11年度まで	16,275
ぐんまこどもの国児童会館の管理及び運営に関する協定	令和7年度から 令和8年度まで	305,672
大沼キャンプフィールド及び赤城ランドステーションの管理及び運営に関する協定	令和7年度から 令和16年度まで	145,000
赤城森林公園及び赤城ふれあいの森の管理及び運営に関する協定	令和7年度から 令和9年度まで	46,335
単独公共治山委託契約	令和7年度	50,000
単独公共治山工事請負契約	令和7年度	150,000
群馬県勤労福祉センターの管理及び運営に関する協定	令和7年度から 令和9年度まで	53,207
宝台樹キャンプ場・宝台樹スキー場の管理及び運営に関する協定	令和7年度から 令和9年度まで	30,348
道路パトロール業務委託契約	令和7年度	20,000

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
単独道路維持修繕委託契約	令 和 7 年 度	484,000
単独道路維持修繕工事請負契約	令 和 7 年 度	6,000
単独地域道路管理委託契約	令 和 7 年 度	800,000
河川維持補修委託契約	令 和 7 年 度	510,000
敷島公園の管理及び運営に関する協定	令 和 7 年 度 から 令 和 11 年 度 まで	797,135
伊勢崎特別支援学校建築工事請負契約	令 和 7 年 度 から 令 和 8 年 度 まで	1,827,673
群馬県青少年会館の管理及び運営に関する協定	令 和 7 年 度 から 令 和 9 年 度 まで	202,497

第162号議案

令和6年度群馬県流域下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和6年度群馬県流域下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和6年度群馬県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（2）主要な建設改良事業

イ 社会資本総合整備事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 6 年 度	3,373,650 千円	2,688 千円	3,376,338 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 流域下水道事業費用	10,684,827千円	7,093千円	10,691,920千円
第1項 営業費用	10,418,315千円	7,093千円	10,425,408千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,029,258千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,031,946千円」に、「過年度分損益勘定留保資金96,816千円」を「過年度分損益勘定留保資金99,504千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 流域下水道事業 資本的支出	4,763,018千円	2,688千円	4,765,706千円

第1項 建設改良費 3,434,760千円 2,688千円 3,437,448千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	418,187千円	9,781千円	427,968千円

令和6年11月25日提出

群馬県知事 山本 一 太

第163号議案

令和6年度群馬県電気事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和6年度群馬県電気事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度群馬県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 電気事業費用	8,791,749千円	39,460千円	8,831,209千円
第1項 営業費用	8,090,112千円	39,460千円	8,129,572千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額16,155,957千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額16,159,965千円」に、「過年度分損益勘定留保資金10,793,063千円」を「過年度分損益勘定留保資金10,797,071千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 電気事業資本的支出	16,523,382千円	4,008千円	16,527,390千円
第1項 建設改良費	12,895,874千円	4,008千円	12,899,882千円

（債務負担行為）

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為を次のとおり補正する。

追 加

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
関根発電所設備更新事業 請 負 契 約	令 和 7 年 度	24,640

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
矢倉発電所設備改良事業 請負契約	令和7年度	14,014

変 更

事 項	補 正 前	補 正 後
	限 度 額 (千円)	限 度 額 (千円)
利南発電所設備改良事業 請負契約	30,118	37,983

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	1,521,223千円	43,468千円	1,564,691千円

令和6年11月25日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第164号議案

令和6年度群馬県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和6年度群馬県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度群馬県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 工業用水道事業費用	2,184,485千円	7,091千円	2,191,576千円
第1項 営業費用	1,971,126千円	7,091千円	1,978,217千円

（債務負担行為）

第3条 予算第5条に定めた債務負担行為を次のとおり補正する。

追 加

事 項	期 間	限 度 額（千円）
東毛工業用水道 北ルート配水管路（聖川伏越管）移設工事請負契約	令和7年度	108,372

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(1) 職員給与費	249,291千円	7,091千円	256,382千円

令和6年11月25日提出

群馬県知事 山本 一 太

第165号議案

令和6年度群馬県水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和6年度群馬県水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度群馬県水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 水道事業費用	4,624,193千円	11,619千円	4,635,812千円
第1項 営業費用	4,214,975千円	11,619千円	4,226,594千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,844,867千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,846,007千円」に、「過年度分損益勘定留保資金343,362千円」を「過年度分損益勘定留保資金344,502千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 水道事業資本的支出	1,874,203千円	1,140千円	1,875,343千円
第1項 建設改良費	886,568千円	1,140千円	887,708千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(1) 職員給与費	507,559千円	12,759千円	520,318千円

令和6年11月25日提出

群馬県知事 山本 一 太

第166号議案

令和6年度群馬県団地造成事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和6年度群馬県団地造成事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度群馬県団地造成事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 団地造成事業費用	5,244,581千円	3,089千円	5,247,670千円
第1項 営業費用	5,200,400千円	3,089千円	5,203,489千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,851,970千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,856,524千円」に、「過年度分損益勘定留保資金7,590,074千円」を「過年度分損益勘定留保資金7,594,628千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 団地造成事業資本的支出	7,852,044千円	4,554千円	7,856,598千円
第1項 土地造成費	7,508,174千円	4,554千円	7,512,728千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(1) 職員給与費	259,878千円	7,643千円	267,521千円

令和6年11月25日提出

群馬県知事 山本 一 太

第167号議案

令和6年度群馬県施設管理事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和6年度群馬県施設管理事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和6年度群馬県施設管理事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（2）主要な建設改良事業

イ 板倉ゴルフ場クラブハウス建設工事

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 6 年 度	680,000 千円	155,566 千円	835,566 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第3款 ゴルフ場事業費用	473,758千円	1,761千円	475,519千円
第1項 営業費用	445,516千円	1,761千円	447,277千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額350,080千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額505,646千円」に、「当年度分損益勘定留保資金88,258千円及び」を「当年度分損益勘定留保資金88,258千円、過年度分損益勘定留保資金155,566千円及び」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第3款 ゴルフ場事業 資本的支出	1,103,940千円	155,566千円	1,259,506千円

第1項 建設改良費 889,069千円 155,566千円 1,044,635千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	66,082千円	1,761千円	67,843千円

令和6年11月25日提出

群馬県知事 山本 一 太

第168号議案

令和6年度群馬県病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和6年度群馬県病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度群馬県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 病院事業費用	35,309,508千円	628,290千円	35,937,798千円
第1項 医業費用	34,516,631千円	628,290千円	35,144,921千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1)職員給与費	14,679,277千円	628,290千円	15,307,567千円

令和6年11月25日提出

群馬県知事 山本 一 太

第百六十九号議案

群馬県旅券法関係手数料条例の一部を改正する条例

群馬県旅券法関係手数料条例（平成十二年群馬県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「二千円」を「二千三百円」に、「四千円」を「四千三百円」。ただし、電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により申請する場合には、千九百円（法第二十条第二項の規定の適用を受ける場合には、三千九百円）に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年三月二十四日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第二条第一項第一号の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

令和六年十一月二十五日提出

群馬県知事 山 本 一 太

〔注〕 旅券法施行令の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

第百七十号議案

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(群馬県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第一条 群馬県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和二十六年群馬県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(群馬県小水道条例等の一部改正)

第二条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一 群馬県小水道条例(昭和三十三年群馬県条例第六十七号)第十七条

二 群馬県集団示威運動等に関する条例(昭和三十六年群馬県条例第三十九号)

第九条

三 群馬県迷惑行為防止条例(昭和三十八年群馬県条例第四十一号)第十条及び第十一条第二項

四 群馬県自然環境保全条例(昭和四十八年群馬県条例第二十四号)第三十八条及び第三十九条

五 群馬県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年群馬県条例第十七号)第十八条

六 群馬県動物の愛護及び管理に関する条例(昭和六十三年群馬県条例第三十号)第二十一条

七 拡声機による暴騒音の規制に関する条例(平成三年群馬県条例第八号)第九条

八 群馬県情報公開条例(平成十二年群馬県条例第八十三号)第四十三条第一項

九 群馬県青少年健全育成条例(平成十九年群馬県条例第十九号)第五十三条から第五十五条まで

十 群馬県統計調査条例(平成二十年群馬県条例第五十三号)第十二条第一項及び第十三条から第十五条まで

- 十一 群馬県暴力団排除条例（平成二十二年群馬県条例第五十一号）第二十六条
第一項及び第二十七条
- 十二 群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例（平成二十五年群馬県条
例第四十七号）第二十九条、第三十条及び附則第三項
- 十三 群馬県希少野生動物植物の種の保護に関する条例（平成二十六年群馬県条例
第七十六号）第三十五条及び第三十六条
- 十四 群馬県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年群馬県条例第二十七
号）第二十三条から第二十五条まで
- 十五 群馬県行政不服審査会条例（平成二十八年群馬県条例第二十三号）第九条
- 十六 群馬県公文書等の管理に関する条例（令和二年群馬県条例第十五号）第四
十四条
- 十七 群馬県個人情報保護審議会条例（令和四年群馬県条例第七十七号）第十条
- 十八 群馬県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和四年群馬県条例
第八十二号）第五十四条から第五十六条まで
- （群馬県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正）
- 第三条 群馬県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年群馬県条例第二十二号）
の一部を次のように改正する。
- 第十一条第二号中「懲役又は禁固の刑」を「拘禁刑」に、「刑の」を「その」
に改める。
- （群馬県的生活環境を保全する条例の一部改正）
- 第四条 群馬県的生活環境を保全する条例（平成十二年群馬県条例第五十号）の一部
を次のように改正する。
- 第三百三十二条及び第三百三十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
- 第三百三十四条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を
「拘禁刑」に改める。
- 第三百三十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
- （群馬県砂防指定地管理条例の一部改正）
- 第五条 群馬県砂防指定地管理条例（平成十五年群馬県条例第三十三号）の一部を次
のように改正する。

第二十一条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第二条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下同じ。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下同じ。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第三条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

令和六年十一月二十五日提出

群馬県知事 山本 一 太

〔注〕 刑法の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

第百七十一号議案

群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年群馬県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の六の項上欄(六)中「第五十一条第三項」を「第五十一条第四項」に、同欄(七)中「第五十一条第四項」を「第五十一条第五項」に改め、同項下欄中「及び甘楽町」を「甘楽町及び明和町」に改め、同表六の二の項下欄中「高崎市、伊勢崎市、館林市及び甘楽町」を「前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、藤岡市、みどり市、甘楽町、玉村町及び明和町」に改め、同表九の項の次に次のように加える。

- 九の二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号。以下この項において「法」という。）群馬県特定都市河川浸水被害対策法施行条例（令和五年群馬県条例第四十七号）及び同条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの
- (一) 法第三十条の規定により、雨水浸透阻害行為の許可をすること。
 - (二) 法第三十四条（法第三十七条第四項及び第三十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により、許可に条件を付すること。
 - (三) 法第三十五条（法第三十七条第四項及び第三十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により、国又は地方公共団体が行う雨水浸透阻害行為についての協議をすること。
 - (四) 法第三十六条第二項（法第三十七条第四項及び第三十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により、雨水浸透阻害行為の許可又は不許可の通知をすること。
 - (五) 法第三十七条第一項の規定により、雨水浸透阻害行為の変更の許可をすること。
 - (六) 法第三十七条第三項の規定により、雨水浸透阻害行為の軽微な変更の届出を受け付けること。
 - (七) 法第三十八条第一項の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事の完了又は廃止の届出を受け付けること。

太田市

- (八) 法第三十八条第二項の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事の完了の検査をすること。
- (九) 法第三十八条第三項の規定により、雨水貯留浸透施設の標識の設置をすること。
- (十) 法第三十八条第五項の規定により、雨水貯留浸透施設の標識の移転等の承諾をすること。
- (十一) 法第三十八条第六項の規定により、同条第三項の規定による行為により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償すること。
- (十二) 法第三十八条第七項の規定により、損失の補償についての協議をすること。
- (十三) 法第三十八条第八項の規定により、裁決の申請をすること。
- (十四) 法第三十九条第一項の規定により、雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可をすること。
- (十五) 法第四十一条第一項の規定により、雨水浸透阻害行為又は雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可の取消し及び許可に付した条件の変更並びに工事その他の行為についての停止命令及び措置命令をすること。
- (十六) 法第四十一条第二項の規定により、浸水被害の防止を図るための措置の実施及び公告をすること。
- (十七) 法第四十一条第三項の規定により、停止命令又は措置命令をした旨の公示をすること。
- (十八) 法第四十二条第一項の規定により、雨水浸透阻害行為に係る土地への立入検査をすること。
- (十九) 法第四十三条第一項又は第二項の規定により、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な助言若しくは勧告をすること。
- (二十) 群馬県特定都市河川浸水被害対策法施行条例の施行のための規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの。

別表第一の十二の項下欄中「及び甘楽町」を、「甘楽町及び明和町」に改め、同表十八の項上欄中「こ、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）」を、「以下この項において「法」という。」に改め、「宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号）」の下に「。以下この項において「規則」という。」を、「ただし」の下に「、法第十五条第二項又は第三十四条第二項の規定により当該工事が法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を受けたものとみなされる場合に限り」を加え、「宅地造成に関する工事又は県が行う宅地造成」を「宅地造成等に関する工事又は県が行う宅地造成等」に改め、同欄(一)から(四)までを次

のように改める。

- (一) 法第十八条第一項又は第三十七条第一項の規定により、中間検査の申請を受け付けること。
- (二) 法第十八条第二項又は第三十七条第二項の規定により、中間検査合格証を交付すること。
- (三) 法第十九条第一項又は第三十八条第一項の規定により、定期の報告を受け付けること。
- (四) 法第二十条第二項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）又は第三十九条第二項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定により、工事主等に対して、当該工事の施行の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置その他必要な措置をとることを命ずること。
- (五) 法第二十条第三項（第四号に係る部分に限る。）又は第三十九条第三項（第四号に係る部分に限る。）の規定により、土地所有者等に対して、当該土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて、災害防止措置をとることを命ずること。
- (六) 法第二十条第四項又は第三十九条第四項の規定により、弁明の機会の付与を行わないで、工事主等に対して、当該工事の施行の停止を命ずること。
- (七) 法第二十条第五項（法第二十三条第三項において準用する場合を含む。）又は第三十九条第五項（法第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、災害防止措置の全部又は一部を講ずること。
- (八) 法第二十条第六項（法第二十三条第三項において準用する場合を含む。）又は第三十九条第六項（法第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、災害防止措置に要した費用を当該工事主等又は土地所有者等に負担させること。
- (九) 法第二十二條第二項又は第四十一条第二項の規定により、その土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者に対し、擁壁等の設置又は改造その他必要な措置をとることを勧告すること。
- (十) 法第二十三条第一項又は第四十二条第一項の規定により、土地所有者等に対して、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却の

ための工事の実施を命ずること。

(四) 法第二十三条第二項又は第四十二条第二項の規定により、宅地造成等又は特定盛土等若しくは土石の堆積に関する不完全な工事その他の行為をした者に対して、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事の実施を命ずること。

(五) 法第二十四条第一項又は第四十三条第一項の規定により、法第十八条第一項、第二十条第二項から第四項まで、第二十三条第一項若しくは第二項、第三十七条第一項、第三十九条第二項から第四項まで又は第四十二条第一項若しくは第二項の規定による権限を行うために立入検査をすること。

(六) 法第二十五条又は第四十四条の規定により、土地の所有者、管理者又は占有者に対して、当該土地又は当該土地において行われている工事の状況について報告を求めること。

(七) 規則第五十一条又は第八十一条の規定により、当該工事主等又は土地所有者等に対し負担させようとする費用の額の算定基礎を明示すること。

別表第一の十八の項上欄(五)及び(六)を削り、同項下欄中「桐生市」の下に「、伊勢崎市、太田市、館林市及び藤岡市」を加える。

別表第二の十五の項上欄(一)中「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」に改め、同欄(二)中「大麻草採取栽培者名簿」を「第一種大麻草採取栽培者名簿」に改め、同欄(三)及び(四)中「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」に改め、同欄(九)中「第十二条の四第一項」を「第十二条の七第一項」に、「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」に改め、同欄(十)中「第十二条の四第三項」を「第十二条の七第三項」に、「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」に改め、同欄(四)中「第十二条の五第二項」を「第十二条の八第三項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第二の十五の項上欄の改正規定 令和七年三月一日

二 別表第一の十八の項の改正規定 令和七年五月二十六日

三 別表第一の六の項上欄の改正規定 食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第六十二号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

（経過措置）

2 この条例の施行の際改正後の別表第一の六の項上欄、六の二の項上欄、九の二の項上欄若しくは十二の項上欄に掲げる事務に係る法律、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後において当該各項の下欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における当該法令等の適用については、当該市町の長がした処分その他の行為又は当該市町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

令和六年十一月二十五日提出

群馬県知事 山本 一太

「注」 農地法に基づく事務の明和町への移譲等を行おうとするものである。

第百七十二号議案

群馬県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(群馬県職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 群馬県職員の給与に関する条例(昭和二十六年群馬県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

第八条の三第一項第一号中「四十一万五千六百円」を「四十一万六千六百円」に改め、同項第二号中「五万千百円」を「五万六千六百円」に改める。

第二十条第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百二・五」を「百分の百七・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の六十八・七五」を「百分の七十一・二五」に、「百分の百二・五」を「百分の百七・五」に、「百分の五十八・七五」を「百分の六十一・二五」に改める。

第二十一条第二項第一号中「百分の百二・五」を「百分の百七・五」に、「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に改め、同項第二号中「百分の四十八・七五」を「百分の五十一・二五」に、「百分の五十八・七五」を「百分の六十一・二五」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一（第四条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600	465,500
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000	468,600
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500	471,600
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900	474,600
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800	477,600
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900	480,600
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000	483,600
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200	486,700
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100	489,400
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200	492,500
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300	495,500
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200	498,600
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900	501,300
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700	503,600
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600	505,900
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500	508,200
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300	510,200
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100	511,600
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900	513,100
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600	514,500
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400	515,700
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900	517,100
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300	518,600
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800	520,100
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200	521,200
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500	522,300
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800	523,500
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000	524,700
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000	525,700
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700	526,600
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400	527,500
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100	528,400
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800	529,200
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500	530,100
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100	530,800
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700	531,300
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200	532,000
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800	532,600
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400	533,400
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000	534,000
	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500	534,500
	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000	
	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400	
	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700	
	45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000	
	46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000		
	47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400		
	48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100		
	49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600		
	50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000		
	51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400		
	52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800		
	53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200		
	54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600		
	55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000		
	56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300		
	57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600		
	58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000		
	59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300		
	60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600		
定年前	61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900		
再任用	62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800			
短時間	63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100			

勤務職 以外員 の職	6 4	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400			
	6 5	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600			
	6 6	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900			
	6 7	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200			
	6 8	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500			
	6 9	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700			
	7 0	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000			
	7 1	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300			
	7 2	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500			
	7 3	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700			
	7 4	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000			
	7 5	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300			
	7 6	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500			
	7 7	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700			
	7 8	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000			
	7 9	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300			
	8 0	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500			
	8 1	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700			
	8 2	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000			
	8 3	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300			
	8 4	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500			
	8 5	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700			
	8 6	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500				
	8 7	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800				
	8 8	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000				
	8 9	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200				
	9 0	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500				
	9 1	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800				
	9 2	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000				
	9 3	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200				
	9 4		299,400	347,400						
	9 5		299,700	347,800						
9 6		300,100	348,200							
9 7		300,300	348,400							
9 8		300,600	348,800							
9 9		301,000	349,200							
1 0 0		301,400	349,500							
1 0 1		301,600	349,800							
1 0 2		301,900	350,200							
1 0 3		302,200	350,600							
1 0 4		302,500	351,000							
1 0 5		302,700	351,500							
1 0 6		303,000	351,900							
1 0 7		303,300	352,300							
1 0 8		303,600	352,700							
1 0 9		303,800	353,200							
1 1 0		304,200	353,600							
1 1 1		304,600	353,900							
1 1 2		304,900	354,200							
1 1 3		305,100	354,700							
1 1 4		305,300								
1 1 5		305,600								
1 1 6		306,000								
1 1 7		306,200								
1 1 8		306,400								
1 1 9		306,700								
1 2 0		307,000								
1 2 1		307,400								
1 2 2		307,600								
1 2 3		307,900								
1 2 4		308,200								
1 2 5		308,500								
定年 前用 時間 勤務 職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、非常勤の職員には適用しない。

別表第二（第四条関係）

公安職給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	211,600	232,600	255,500	290,400	320,000	342,400	364,800	393,500	430,500
	2	214,000	234,800	257,500	291,700	321,700	344,100	366,500	395,300	432,300
	3	216,400	237,000	259,700	293,000	323,400	345,700	368,200	397,000	434,200
	4	218,800	239,200	261,900	294,200	325,100	347,300	369,900	398,700	436,100
	5	221,200	241,400	264,000	295,400	326,600	348,900	371,600	400,300	437,500
	6	223,600	243,400	265,300	296,400	328,000	350,000	373,200	401,800	439,100
	7	226,000	245,400	266,600	297,400	329,300	351,100	374,800	403,300	440,700
	8	228,200	247,200	267,900	298,300	330,600	352,200	376,400	404,800	442,100
	9	230,400	249,000	269,200	298,900	331,900	353,300	377,900	406,200	443,500
	10	232,500	250,700	270,500	299,600	333,400	355,000	379,500	407,800	445,200
	11	234,600	252,400	271,800	300,300	334,900	356,700	381,100	409,400	446,800
	12	236,600	253,800	273,100	301,000	336,400	358,300	382,600	410,900	448,200
	13	238,600	255,200	274,400	301,700	337,900	359,900	384,100	412,400	449,100
	14	240,600	257,000	275,600	302,400	339,300	361,600	385,800	414,500	450,700
	15	242,600	258,400	276,700	303,100	340,600	363,200	387,500	416,500	452,500
	16	244,200	259,900	278,200	303,700	341,900	364,800	389,200	418,600	454,300
	17	245,800	261,400	279,500	304,400	343,200	366,400	390,700	420,300	455,800
	18	247,300	262,600	280,800	305,200	344,800	368,000	392,300	421,900	457,600
	19	248,800	263,800	282,100	305,900	346,400	369,600	393,900	423,500	459,400
	20	250,300	264,900	283,300	306,700	348,000	371,200	395,500	425,000	461,100
	21	251,800	266,200	284,500	307,400	349,500	372,800	397,100	426,500	462,700
	22	253,400	267,400	285,100	308,200	351,100	374,400	398,700	428,100	464,400
	23	254,900	268,700	285,700	309,200	352,700	376,000	400,300	429,500	466,000
	24	256,400	270,000	286,300	310,100	354,200	377,600	401,900	430,900	467,800
	25	257,900	271,400	286,800	311,000	355,700	379,200	403,400	432,000	469,300
	26	259,100	272,800	287,400	312,300	357,300	380,800	405,400	433,400	470,700
	27	260,300	274,100	288,000	313,600	358,900	382,400	407,400	434,900	472,200
	28	261,500	275,400	288,500	314,900	360,400	384,000	409,400	436,400	473,500
	29	262,700	276,400	289,000	316,200	361,900	385,600	410,900	437,700	474,700
	30	264,000	277,700	289,600	317,700	363,500	387,200	412,600	439,400	475,400
	31	265,300	279,000	290,100	319,000	365,100	388,900	414,200	441,000	476,100
	32	266,600	280,200	290,600	320,100	366,700	390,600	415,900	442,600	476,700
	33	267,900	281,400	291,100	321,100	368,100	392,300	417,500	444,000	477,200
	34	269,400	282,000	291,700	322,300	369,800	394,300	419,000	445,700	477,900
	35	270,700	282,600	292,200	323,500	371,500	396,200	420,500	447,400	478,500
	36	272,100	283,200	292,700	324,600	373,100	398,100	421,900	449,000	479,100
	37	273,100	283,700	293,200	325,700	374,700	399,800	423,100	450,400	479,400
	38	274,400	284,300	293,800	326,900	376,300	401,200	424,600	451,100	480,000
	39	275,700	284,900	294,400	328,100	377,900	402,400	426,100	451,800	480,500
	40	276,900	285,500	295,000	329,200	379,600	403,700	427,500	452,500	481,000
	41	278,100	286,000	295,700	330,300	381,300	404,700	429,000	452,900	481,500
	42	278,700	286,600	296,400	331,500	383,300	405,800	430,300	453,400	481,900
	43	279,300	287,200	297,100	332,700	385,300	406,800	431,500	454,000	482,300
	44	279,900	287,700	297,800	333,900	387,300	407,800	432,700	454,600	482,700
	45	280,300	288,200	298,400	335,100	389,000	408,900	433,700	455,200	483,000
	46	280,900	288,700	299,300	336,300	390,700	410,100	434,400	455,900	
	47	281,400	289,200	300,100	337,500	392,200	411,200	435,200	456,400	
	48	281,900	289,700	300,900	338,700	393,700	412,300	435,900	456,900	
	49	282,400	290,300	301,700	339,900	394,900	413,500	436,400	457,400	
	50	283,000	290,800	302,800	341,200	395,900	414,300	436,800	457,700	
	51	283,500	291,400	303,900	342,400	396,900	415,100	437,200	458,000	
	52	284,000	292,000	304,900	343,600	397,900	415,700	437,500	458,400	
	53	284,500	292,600	305,900	344,800	399,000	416,200	437,800	458,800	
	54	285,100	293,300	307,000	346,200	400,100	416,900	438,100	459,000	
	55	285,600	294,000	308,000	347,500	401,200	417,600	438,400	459,300	
	56	286,100	294,700	309,100	348,800	402,300	418,200	438,700	459,500	
	57	286,600	295,300	310,100	349,700	403,600	418,900	438,900	459,900	
	58	287,100	296,200	311,200	351,000	404,400	419,300	439,200	460,100	
	59	287,600	297,000	312,300	352,200	405,200	419,900	439,500	460,300	
	60	288,100	297,800	313,400	353,400	405,800	420,500	439,800	460,500	
	61	288,600	298,600	314,400	354,600	406,300	420,900	440,100	460,900	
	62	289,100	299,500	315,500	356,000	407,000	421,300	440,400		
	63	289,600	300,400	316,600	357,400	407,700	421,800	440,700		
	64	290,100	301,300	317,700	358,800	408,400	422,300	441,000		
	65	290,600	302,100	318,700	360,100	408,700	422,800	441,200		
	66	291,100	303,000	319,800	361,600	409,400	423,400	441,500		
	67	291,600	303,800	320,900	363,100	410,100	423,800	441,800		
	68	292,100	304,600	322,000	364,500	410,600	424,200	442,100		
	69	292,600	305,500	323,000	365,700	411,000	424,600	442,300		
	70	293,100	306,400	324,200	367,100	411,400	424,900	442,600		
	71	293,600	307,300	325,400	368,400	411,900	425,200	442,900		
	72	294,100	308,200	326,600	369,800	412,400	425,500	443,100		
定年前 再任用	73	294,600	309,000	327,300	370,900	412,900	425,800	443,300		
	74	295,200	309,900	328,600	372,100	413,300	426,100	443,600		

短時間勤務員以外の職	7 5	295,800	310,800	329,900	373,300	413,800	426,400	443,900	
	7 6	296,300	311,600	331,200	374,500	414,300	426,600	444,200	
	7 7	296,800	312,300	332,500	375,800	414,800	426,800	444,400	
	7 8	297,400	313,200	333,900	377,000	415,300	427,100	444,700	
	7 9	298,000	314,100	335,300	378,200	415,900	427,400	445,000	
	8 0	298,600	315,100	336,700	379,300	416,400	427,600	445,300	
	8 1	299,200	316,000	338,000	380,400	416,800	427,800	445,500	
	8 2	299,900	317,100	339,600	381,600	417,400	428,100	445,800	
	8 3	300,600	318,100	341,100	382,700	417,900	428,400	446,100	
	8 4	301,200	319,100	342,600	383,900	418,100	428,600	446,400	
	8 5	301,800	320,000	344,000	385,000	418,400	428,800	446,600	
	8 6	302,500	321,000	345,500	385,600	418,900	429,100		
	8 7	303,200	322,000	347,000	386,100	419,200	429,400		
	8 8	303,900	323,000	348,400	386,600	419,500	429,600		
	8 9	304,600	324,000	349,700	387,200	419,800	429,800		
	9 0	305,400	325,300	350,900	387,800	420,200	430,100		
	9 1	306,200	326,500	352,100	388,400	420,600	430,400		
	9 2	306,900	327,700	353,400	389,000	421,000	430,600		
	9 3	307,400	328,900	354,700	389,300	421,300	430,800		
	9 4	308,300	330,200	356,200	389,800	421,700			
	9 5	309,200	331,400	357,700	390,300	422,100			
	9 6	310,000	332,600	359,100	390,800	422,500			
	9 7	310,800	333,800	360,400	391,200	422,800			
	9 8	311,800	335,100	361,600	391,600				
	9 9	312,700	336,300	362,700	392,100				
	1 0 0	313,600	337,500	363,900	392,600				
	1 0 1	314,500	338,900	365,000	393,000				
	1 0 2	315,500	339,800	366,100	393,500				
	1 0 3	316,500	340,800	367,200	394,000				
	1 0 4	317,400	341,900	368,300	394,500				
	1 0 5	318,200	343,000	369,500	394,800				
	1 0 6	318,800	344,100	370,000	395,200				
	1 0 7	319,400	345,100	370,600	395,700				
	1 0 8	320,000	346,100	371,200	396,000				
	1 0 9	320,500	347,300	371,800	396,300				
	1 1 0	321,000	348,300	372,300	396,800				
	1 1 1	321,400	349,300	372,700	397,300				
	1 1 2	321,900	350,200	373,200	397,800				
	1 1 3	322,700	351,100	373,600	398,100				
	1 1 4	323,400	352,000	374,000	398,600				
	1 1 5	324,100	353,000	374,500	399,100				
	1 1 6	324,700	354,000	375,000	399,600				
	1 1 7	325,300	355,000	375,400	399,900				
	1 1 8	326,000	355,400	375,900	400,400				
	1 1 9	326,700	356,000	376,500	400,900				
1 2 0	327,500	356,600	377,000	401,400					
1 2 1	328,100	356,900	377,200	401,800					
1 2 2	328,400	357,300	377,700	402,300					
1 2 3	328,900	357,700	378,200	402,700					
1 2 4	329,400	358,100	378,600	403,200					
1 2 5	329,700	358,500	379,100	403,600					
1 2 6		358,900	379,600						
1 2 7		359,300	380,100						
1 2 8		359,700	380,600						
1 2 9		360,100	380,900						
1 3 0		360,500	381,400						
1 3 1		360,900	381,900						
1 3 2		361,300	382,400						
1 3 3		361,500	382,700						
1 3 4		362,000	383,200						
1 3 5		362,400	383,600						
1 3 6		362,700	384,000						
1 3 7		363,000	384,300						
1 3 8		363,400	384,800						
1 3 9		363,900	385,300						
1 4 0		364,400	385,800						
1 4 1		364,700	386,100						
1 4 2		365,200							
1 4 3		365,700							
1 4 4		366,200							
1 4 5		366,500							
定年前任用短時間勤務員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		246,200	258,000	262,200	293,800	310,600	324,900	348,600	384,200
									416,200

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第三（第四条関係）

研究職給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	183,900	233,900	311,600	355,400	399,900
	2	185,000	238,200	313,500	356,800	402,500
	3	186,200	240,900	315,400	358,200	405,100
	4	187,300	243,600	317,300	359,500	407,600
	5	188,400	246,200	319,100	360,700	409,700
	6	190,500	247,800	320,900	361,900	412,100
	7	192,600	249,300	322,700	363,100	414,500
	8	194,700	250,800	324,400	364,200	416,800
	9	196,800	252,300	326,100	365,300	419,100
	1 0	198,800	254,400	328,100	366,700	421,500
	1 1	200,800	256,500	330,100	368,000	423,900
	1 2	202,800	258,500	332,100	369,300	426,200
	1 3	204,800	260,500	333,900	370,600	428,500
	1 4	206,700	262,800	335,900	372,000	431,200
	1 5	208,600	265,100	337,800	373,400	433,900
	1 6	210,400	267,300	339,700	374,700	436,600
	1 7	212,100	269,500	341,500	376,000	439,100
	1 8	213,900	271,900	343,100	377,400	441,600
	1 9	215,700	274,300	344,700	378,800	444,100
	2 0	217,500	276,700	346,300	380,200	446,500
	2 1	219,300	279,000	347,900	381,600	448,900
	2 2	221,100	281,100	348,900	383,000	451,500
	2 3	222,800	283,200	349,900	384,400	454,100
	2 4	224,500	285,200	350,900	385,800	456,400
	2 5	226,200	287,200	352,000	387,200	456,700
	2 6	228,300	289,100	353,300	388,700	457,100
	2 7	230,200	291,000	354,500	390,100	457,400
	2 8	232,100	292,900	355,700	391,500	457,700
	2 9	234,000	294,800	356,900	392,900	458,000
	3 0	235,100	296,300	358,000	394,400	458,400
	3 1	236,200	297,800	359,100	395,900	458,700
	3 2	237,300	299,300	360,200	397,400	459,000
	3 3	238,700	300,800	361,300	398,900	459,300
	3 4	240,200	302,300	362,300	400,500	459,700
	3 5	241,700	303,800	363,300	402,100	460,000
	3 6	243,200	305,200	364,300	403,800	460,300
	3 7	244,700	306,600	365,200	405,000	460,600
	3 8	246,300	307,500	366,100	406,400	461,000
	3 9	247,900	308,400	366,900	407,800	461,300
	4 0	249,500	309,300	367,700	409,100	461,600
	4 1	251,100	310,100	368,400	410,400	461,900
	4 2	252,600	310,600	369,200	411,700	462,300
	4 3	254,100	311,100	370,000	413,200	462,600
	4 4	255,600	311,600	370,800	414,700	462,900

	4 5	257, 100	312, 100	371, 600	415, 900	463, 200
	4 6	258, 400	312, 600	372, 400	417, 100	463, 600
	4 7	259, 600	313, 100	373, 200	418, 700	463, 900
	4 8	260, 800	313, 600	374, 000	420, 200	464, 200
	4 9	262, 000	314, 000	374, 800	421, 500	464, 500
	5 0	263, 100	314, 500	376, 100	422, 900	464, 900
	5 1	264, 200	315, 000	377, 400	424, 300	465, 200
	5 2	265, 300	315, 500	378, 600	425, 700	465, 500
	5 3	266, 400	315, 900	379, 300	425, 900	465, 800
	5 4	267, 500	316, 400	380, 300	426, 200	466, 200
	5 5	268, 500	316, 800	381, 100	426, 500	466, 500
	5 6	269, 500	317, 200	381, 800	426, 700	466, 800
	5 7	270, 500	317, 600	382, 500	426, 900	467, 100
	5 8	271, 200	318, 000	383, 200	427, 200	467, 500
	5 9	271, 800	318, 400	383, 900	427, 500	467, 800
	6 0	272, 400	318, 800	384, 600	427, 700	468, 100
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	6 1	273, 000	319, 200	385, 200	427, 900	468, 400
	6 2	273, 600	319, 800	385, 900	428, 200	468, 800
	6 3	274, 200	320, 400	386, 700	428, 500	469, 100
	6 4	274, 800	321, 000	387, 500	428, 700	469, 400
	6 5	275, 400	321, 500	388, 100	428, 900	469, 700
	6 6	276, 000	322, 100	388, 900	429, 200	470, 100
	6 7	276, 600	322, 700	389, 600	429, 500	470, 400
	6 8	277, 200	323, 300	390, 300	429, 700	470, 700
	6 9	277, 800	323, 800	390, 900	429, 900	471, 000
	7 0	278, 500	324, 400	391, 600	430, 200	471, 400
	7 1	279, 200	325, 000	392, 300	430, 500	471, 700
	7 2	279, 900	325, 600	393, 000	430, 700	472, 000
	7 3	280, 500	326, 100	393, 700	430, 900	472, 300
	7 4	281, 200	326, 800	394, 300		
	7 5	281, 900	327, 500	394, 900		
	7 6	282, 600	328, 200	395, 600		
	7 7	283, 200	328, 900	396, 300		
	7 8	283, 900	329, 600	396, 800		
	7 9	284, 600	330, 300	397, 400		
	8 0	285, 200	331, 000	398, 000		
8 1	285, 800	331, 700	398, 500			
8 2	286, 500	332, 500	399, 100			
8 3	287, 200	333, 200	399, 700			
8 4	287, 800	333, 800	400, 200			
8 5	288, 400	334, 300	400, 700			
8 6	289, 100	334, 800	401, 200			
8 7	289, 800	335, 200	401, 700			
8 8	290, 400	335, 600	402, 400			
8 9	291, 000	335, 900	402, 800			
9 0	291, 700	336, 400				
9 1	292, 400	336, 800				
9 2	293, 000	337, 200				
9 3	293, 600	337, 500				
9 4	294, 300	337, 900				

	9 5	294,900	338,300			
	9 6	295,500	338,700			
	9 7	295,800	339,200			
	9 8	296,400	339,700			
	9 9	297,000	340,200			
	1 0 0	297,500	340,700			
	1 0 1	298,000	341,200			
	1 0 2	298,400	341,700			
	1 0 3	298,800	342,200			
	1 0 4	299,200	342,700			
	1 0 5	299,600	343,100			
	1 0 6	300,100	343,500			
	1 0 7	300,600	344,000			
	1 0 8	300,900	344,400			
	1 0 9	301,100	344,900			
	1 1 0	301,500	345,300			
	1 1 1	301,800	345,700			
	1 1 2	302,000	346,100			
	1 1 3	302,300	346,600			
	1 1 4	302,600	347,000			
	1 1 5	302,900	347,400			
	1 1 6	303,200	347,800			
	1 1 7	303,500	348,300			
	1 1 8	303,800	348,700			
	1 1 9	304,000	349,100			
	1 2 0	304,300	349,500			
	1 2 1	304,600	349,900			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 221,800	円 263,600	円 288,600	円 331,400	円 390,600

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、本務として試験研究又は調査研究業務に従事する職員で、任命権者が人事委員会と協議して定めるものに適用する。

別表第四（第四条関係）

医 療 職 給 料 表

イ 医療職給料表（一）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	291,400	370,000	426,700	484,400
	2	293,700	372,600	428,700	486,200
	3	296,000	375,100	430,700	488,000
	4	298,200	377,600	432,600	489,800
	5	300,300	380,100	434,500	491,600
	6	303,800	382,800	436,100	493,300
	7	307,300	385,500	437,700	495,000
	8	310,700	388,100	439,300	496,700
	9	314,100	390,200	440,900	498,400
	10	317,600	392,700	442,700	500,500
	11	321,000	395,200	444,500	502,600
	12	324,400	397,700	446,300	504,700
	13	327,800	400,300	448,100	506,700
	14	331,300	403,000	449,900	508,600
	15	334,700	405,600	451,700	510,700
	16	338,100	408,100	453,500	512,700
	17	341,500	410,500	455,100	514,600
	18	344,600	412,700	457,100	516,600
	19	347,700	414,800	459,000	518,600
	20	350,800	416,900	460,900	520,400
	21	354,000	419,000	462,300	522,200
	22	357,100	420,500	464,100	524,000
	23	360,200	422,000	465,900	525,800
	24	363,200	423,500	467,700	527,600
	25	366,200	424,900	469,500	529,200
	26	368,500	426,400	471,300	531,000
	27	370,800	427,900	473,100	532,800
	28	373,000	429,300	474,900	534,600
	29	374,900	430,700	476,700	536,200
	30	376,600	432,200	478,500	538,000
	31	378,300	433,700	480,300	539,800
	32	380,100	435,100	482,100	541,500
	33	381,900	436,500	483,900	543,100
	34	383,700	438,000	485,800	544,900
	35	385,300	439,500	487,700	546,600
	36	386,700	440,900	489,600	548,300
	37	388,100	442,300	491,500	549,800
	38	389,600	443,700	493,200	551,400
	39	391,100	445,100	495,000	552,800
	40	392,600	446,500	496,800	554,400
定年前	41	394,100	447,900	498,400	555,900
再任用	42	394,800	449,300	500,200	557,300
短時間	43	395,400	450,700	502,000	558,700

勤務職 員以外 の職員	4 4	396,100	452,100	503,600	560,000
	4 5	397,000	453,500	505,000	561,200
	4 6	397,600	454,900	506,700	562,200
	4 7	398,200	456,300	508,500	563,200
	4 8	398,800	457,700	510,200	564,200
	4 9	399,400	459,100	511,700	565,200
	5 0	399,900	460,800	513,000	566,100
	5 1	400,400	462,400	514,300	567,000
	5 2	400,900	464,000	515,600	567,900
	5 3	401,400	465,600	516,600	568,700
	5 4	401,800	466,800	517,900	569,600
	5 5	402,200	468,000	519,200	570,500
	5 6	402,600	469,100	520,500	571,400
	5 7	403,000	470,100	521,500	572,300
	5 8	403,400	471,100	522,300	573,200
	5 9	403,800	472,000	523,100	574,100
	6 0	404,200	472,800	523,900	574,800
	6 1	404,600	473,500	524,800	575,700
	6 2	405,000	474,200	525,600	576,600
	6 3	405,400	474,900	526,400	577,500
	6 4	405,800	475,500	527,100	578,400
	6 5	406,100	476,200	527,900	579,300
	6 6		476,900	528,700	
	6 7		477,500	529,400	
	6 8		478,100	530,300	
	6 9		478,400	531,200	
	7 0		479,000	532,000	
	7 1		479,700	532,900	
	7 2		480,400	533,800	
	7 3		480,800	534,600	
	7 4		481,400	535,500	
	7 5		482,100	536,400	
	7 6		482,800	537,100	
	7 7		483,200	537,900	
7 8		483,800	538,800		
7 9		484,400	539,700		
8 0		484,900	540,600		
8 1		485,400	541,400		
8 2		485,900	542,300		
8 3		486,400	543,200		
8 4		486,900	544,100		
8 5		487,300	544,900		
8 6		487,800	545,800		
8 7		488,200	546,700		
8 8		488,700	547,600		
8 9		489,200	548,400		
9 0		489,800			
9 1		490,400			
9 2		490,800			

	9 3		491,300		
	9 4		491,900		
	9 5		492,500		
	9 6		493,000		
	9 7		493,500		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 301,700	円 344,400	円 399,500	円 473,300

備考 この表は、保健福祉事務所、衛生環境研究所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表（二）

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	特 5 級	6 級	7 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	188,600	227,400	258,500	278,600	303,500	309,500	341,100	379,500
	2	190,700	228,700	259,700	279,400	305,000	310,900	342,800	381,800
	3	192,800	230,000	260,800	280,200	306,500	312,300	344,500	384,100
	4	194,900	231,300	261,900	281,000	308,000	313,700	346,100	386,400
	5	196,900	232,500	263,000	281,800	309,500	315,000	347,700	388,700
	6	198,900	233,600	263,800	282,600	310,900	316,400	349,400	391,300
	7	200,900	234,600	264,600	283,400	312,300	317,800	351,000	393,900
	8	202,700	235,600	265,400	284,100	313,700	319,200	352,600	396,500
	9	204,500	236,700	266,200	284,800	315,000	320,600	354,200	398,600
	10	206,400	237,900	267,000	285,500	316,400	322,200	355,900	400,800
	11	208,300	239,200	267,800	286,200	317,800	323,700	357,600	403,000
	12	210,400	240,500	268,600	287,000	319,200	325,200	359,200	405,200
	13	212,100	241,800	269,400	287,800	320,600	326,700	360,700	407,200
	14	214,100	243,100	270,200	288,600	322,200	328,300	362,400	409,200
	15	216,300	244,400	271,000	289,400	323,700	329,800	364,000	411,200
	16	218,400	245,600	271,800	290,100	325,200	331,300	365,600	413,200
	17	220,500	246,800	272,600	290,800	326,700	335,000	367,200	415,000
	18	221,600	248,000	273,400	291,900	328,300	336,700	368,800	416,900
	19	222,700	249,200	274,200	293,000	329,800	338,400	370,400	418,800
	20	223,800	250,400	275,000	294,200	331,300	340,000	372,000	420,600
	21	224,900	251,500	275,800	295,400	332,800	341,500	373,600	422,400
	22	225,800	252,400	276,600	296,600	334,400	343,100	375,600	424,000
	23	226,700	253,200	277,400	297,800	335,900	344,700	377,600	425,600
	24	227,600	254,000	278,200	299,000	337,400	346,200	379,600	427,100
	25	228,500	254,800	279,000	300,200	338,900	347,600	381,000	428,600
	26	229,400	255,600	279,900	301,400	340,500	349,300	382,700	429,900
	27	230,300	256,400	280,800	302,600	342,100	350,900	384,400	431,200
	28	231,200	257,200	281,600	303,800	343,600	352,500	386,100	432,500
	29	232,100	258,000	282,400	305,000	344,900	353,700	387,800	433,800
	30	233,000	258,800	283,300	306,200	346,400	355,200	389,300	435,000
	31	233,900	259,600	284,200	307,300	347,900	356,700	390,800	436,200
	32	234,800	260,400	285,000	308,500	349,400	358,200	392,300	437,300
	33	235,600	261,200	285,800	309,800	350,900	359,900	393,600	438,500
	34	236,400	262,000	286,900	311,000	352,400	361,700	394,900	439,600
	35	237,200	262,700	287,900	312,200	353,900	363,400	396,200	440,800
	36	238,000	263,500	288,900	313,400	355,300	365,100	397,300	442,000
	37	238,800	264,400	289,900	314,600	356,700	366,500	398,400	443,100
	38	239,600	265,200	291,000	315,700	358,300	367,800	399,500	443,900
	39	240,400	266,000	292,000	316,900	359,800	369,000	400,600	444,300
	40	241,200	266,800	293,000	318,100	361,300	370,400	401,700	445,000
	41	241,800	267,600	294,000	319,300	362,500	371,500	402,500	445,500
	42	242,400	268,400	295,000	320,600	363,600	372,400	403,300	445,900
	43	243,000	269,200	296,000	321,900	364,800	373,400	404,100	446,300
	44	243,500	270,000	297,000	323,100	365,900	374,500	404,900	446,700
	45	244,000	270,700	298,000	324,000	366,900	375,300	405,300	447,100
	46	244,600	271,500	299,200	325,200	367,700	376,200	405,900	447,500
	47	245,100	272,300	300,300	326,400	368,700	377,100	406,400	447,900
	48	245,500	273,100	301,400	327,600	369,800	377,900	406,800	448,200
	49	245,900	273,800	302,500	328,700	370,800	378,700	407,200	448,500
	50	246,400	274,600	303,600	329,700	371,800	379,500	407,400	448,900
	51	246,900	275,300	304,700	330,700	372,800	380,300	407,700	449,200
	52	247,400	276,000	305,800	331,600	373,700	381,000	408,000	449,500
	53	247,700	276,700	306,900	332,500	374,500	381,700	408,300	449,800
	54	248,000	277,400	308,000	333,500	375,300	382,400	408,600	450,000
	55	248,300	278,100	309,100	334,500	376,200	383,100	408,900	450,200
	56	248,600	278,800	310,200	335,400	377,000	383,800	409,200	450,400
定年前	57	248,900	279,500	311,200	335,900	377,500	384,300	409,400	450,600
再任用	58	249,200	280,200	312,200	336,800	378,300	384,900	409,700	450,800
短時間	59	249,500	280,900	313,200	337,500	379,100	385,500	410,000	451,000

勤務以外 職員の職	6 0	249,800	281,500	314,200	338,400	379,900	386,200	410,300
	6 1	250,100	282,100	315,200	339,100	380,300	386,600	410,500
	6 2	250,400	282,800	316,200	339,400	381,000	387,200	410,800
	6 3	250,700	283,500	317,200	339,900	381,700	387,800	411,100
	6 4	251,000	284,100	318,100	340,500	382,300	388,300	411,400
	6 5	251,300	284,700	319,000	341,100	382,700	388,700	411,600
	6 6	251,600	285,400	319,800	341,800	383,200	389,300	411,900
	6 7	251,900	286,100	320,500	342,500	383,800	389,900	412,200
	6 8	252,200	286,700	321,200	343,100	384,400	390,400	412,500
	6 9	252,500	287,300	321,800	343,800	384,800	390,800	412,700
	7 0	252,800	288,000	322,500	344,300	385,300	391,300	413,000
	7 1	253,100	288,700	323,100	344,900	385,800	391,800	413,300
	7 2	253,300	289,300	323,700	345,500	386,300	392,400	413,600
	7 3	253,500	289,900	324,300	345,800	386,900	392,700	413,800
	7 4	253,800	290,400	324,500	346,400	387,400	393,100	
	7 5	254,100	290,800	325,000	346,900	388,000	393,500	
	7 6	254,300	291,200	325,500	347,400	388,600	393,900	
	7 7	254,500	291,600	326,100	347,900	389,100	394,200	
	7 8	254,800	291,900	326,600	348,400	389,600	394,500	
	7 9	255,100	292,200	327,100	348,900	390,100	394,800	
	8 0	255,300	292,500	327,500	349,300	390,600	395,000	
	8 1	255,500	292,800	328,100	349,600	390,900	395,200	
	8 2	255,800	293,100	328,600	349,900	391,400	395,500	
	8 3	256,100	293,400	329,000	350,100	391,800	395,800	
	8 4	256,300	293,700	329,500	350,400	392,200	396,000	
	8 5	256,500	293,900	330,000	350,900	392,600	396,200	
	8 6		294,100	330,400	351,200		396,500	
	8 7		294,300	330,600	351,500		396,800	
	8 8		294,500	330,900	351,800		397,000	
	8 9		294,900	331,300	352,200		397,200	
	9 0		295,100	331,700	352,500		397,500	
	9 1		295,300	332,000	352,800		397,800	
	9 2		295,500	332,300	353,100		398,000	
9 3		295,900	332,600	353,500		398,200		
9 4		296,100	332,800	353,800				
9 5		296,300	333,200	354,100				
9 6		296,600	333,500	354,400				
9 7		296,900	333,700	354,700				
9 8		297,100	334,000	355,100				
9 9		297,300	334,300	355,500				
1 0 0		297,600	334,600	355,900				
1 0 1		297,900	334,800	356,400				
1 0 2		298,100	335,100	356,800				
1 0 3		298,300	335,400	357,200				
1 0 4		298,600	335,600	357,600				
1 0 5		298,900	335,800	358,100				
1 0 6			336,000					
1 0 7			336,400					
1 0 8			336,600					
1 0 9			336,800					
1 1 0			337,200					
1 1 1			337,600					
1 1 2			338,000					
1 1 3			338,200					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	294,900	328,400
								371,000

備考 この表は、保健福祉事務所等に勤務する獣医師、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師等で現に当該本来の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表 (三)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	特 5 級	6 級	7 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	207,700	240,600	277,600	293,000	310,300	310,800	342,200	381,000
	2	209,600	242,800	278,700	293,600	311,500	312,000	343,900	383,600
	3	211,400	245,000	279,800	294,200	312,700	313,200	345,600	386,300
	4	213,100	247,200	280,800	294,700	313,800	314,700	347,300	388,900
	5	214,800	249,400	281,800	295,200	314,900	316,100	349,000	391,100
	6	216,700	250,400	282,300	295,800	316,000	317,400	350,700	393,300
	7	218,500	251,300	282,800	296,400	317,100	318,700	352,400	395,600
	8	220,200	252,200	283,300	296,900	318,200	320,000	354,000	397,900
	9	221,900	253,100	283,800	297,400	319,300	321,300	355,500	399,800
	1 0	223,900	254,300	284,300	298,000	320,300	323,100	357,200	401,900
	1 1	225,800	255,400	284,800	298,600	321,300	324,900	358,900	404,100
	1 2	227,700	256,300	285,300	299,100	322,300	326,600	360,600	406,300
	1 3	229,600	257,100	285,800	299,600	323,300	328,300	362,000	408,200
	1 4	231,600	257,800	286,300	300,200	324,500	330,000	363,700	410,200
	1 5	233,600	258,500	286,800	300,800	325,700	331,700	365,400	412,300
	1 6	235,600	259,400	287,300	301,300	326,900	333,400	367,100	414,300
	1 7	237,600	260,500	287,800	301,800	328,000	335,000	368,900	416,300
	1 8	239,600	261,600	288,300	302,500	329,200	336,700	370,900	418,500
	1 9	241,700	262,700	288,800	303,200	330,300	338,400	372,900	420,700
	2 0	243,700	263,800	289,300	303,900	331,400	340,000	374,900	422,800
	2 1	245,600	264,900	289,800	304,600	332,500	341,500	376,600	424,700
	2 2	246,800	266,000	290,300	305,500	333,700	343,100	378,700	426,600
	2 3	248,000	267,100	290,800	306,400	334,800	344,700	380,800	428,400
	2 4	249,100	268,200	291,300	307,300	335,900	346,200	382,800	430,300
	2 5	250,200	269,200	291,800	308,100	337,000	347,600	384,700	432,000
	2 6	251,100	270,300	292,300	309,000	338,200	349,300	386,300	433,600
	2 7	252,000	271,400	292,800	309,900	339,300	350,900	388,100	435,300
	2 8	252,900	272,400	293,300	310,800	340,400	352,500	389,900	436,900
	2 9	253,700	273,400	293,800	311,600	341,500	353,700	391,600	438,200
	3 0	254,500	274,100	294,400	312,500	342,700	355,200	393,300	439,500
	3 1	255,200	274,800	295,200	313,400	343,800	356,700	395,200	441,100
	3 2	255,900	275,500	296,000	314,300	344,900	358,200	396,900	442,600
	3 3	256,700	276,200	296,700	315,100	346,000	359,900	398,600	444,300
	3 4	257,500	276,800	297,500	316,200	347,300	361,700	400,300	445,900
	3 5	258,300	277,300	298,300	317,300	348,600	363,400	402,100	447,300
	3 6	259,000	277,800	299,100	318,400	349,900	365,100	403,800	448,700
	3 7	259,700	278,300	299,800	319,500	351,100	366,500	405,400	449,800
	3 8	260,600	278,900	300,600	320,600	352,600	367,800	407,100	451,100
	3 9	261,500	279,400	301,400	321,700	354,100	369,000	408,900	452,400
	4 0	262,300	279,900	302,100	322,800	355,600	370,400	410,700	453,800
	4 1	263,100	280,300	302,900	323,900	356,800	371,500	412,200	454,800
	4 2	264,000	280,800	303,700	325,100	358,300	372,400	413,700	455,500
	4 3	264,800	281,300	304,500	326,200	359,700	373,400	415,200	456,300
	4 4	265,600	281,800	305,300	327,300	361,100	374,500	416,500	456,900
	4 5	266,400	282,300	306,000	328,100	362,500	376,600	417,600	457,800
	4 6	267,100	282,800	307,000	329,200	363,500	377,800	418,700	458,500
	4 7	267,800	283,300	308,000	330,300	364,900	379,100	419,800	459,300
	4 8	268,400	283,800	308,900	331,300	366,200	380,400	421,000	460,100
	4 9	269,000	284,300	309,800	332,300	367,500	381,700	422,300	460,800
	5 0	269,500	284,800	310,800	333,300	368,900	382,400	423,400	461,500
	5 1	270,000	285,300	311,800	334,300	370,200	383,100	424,600	462,200
	5 2	270,400	285,800	312,700	335,300	371,500	383,800	425,700	463,000
	5 3	270,800	286,300	313,600	336,500	373,000	384,300	426,900	463,800
	5 4	271,300	286,800	314,600	337,800	374,200	384,900	427,900	464,600
	5 5	271,800	287,300	315,600	339,000	375,300	385,500	429,000	465,300
	5 6	272,200	287,800	316,600	340,200	376,500	386,200	430,100	466,000
	5 7	272,600	288,300	317,400	341,100	377,600	386,600	431,100	466,800
	5 8	273,000	289,100	318,400	342,300	378,500	387,200	431,600	
	5 9	273,400	289,900	319,400	343,400	379,500	387,800	432,200	
	6 0	273,800	290,600	320,300	344,700	380,400	388,300	432,600	

	6 1	274,200	291,300	321,200	345,700	381,000	388,700	433,200
	6 2	274,600	292,200	322,200	346,600	381,800	389,300	433,700
	6 3	275,000	293,100	323,200	347,700	382,600	389,900	434,100
	6 4	275,400	293,900	324,100	348,900	383,400	390,400	434,600
	6 5	275,800	294,700	325,000	350,000	384,100	390,800	435,100
	6 6	276,200	295,600	326,200	351,200	384,800	391,300	435,500
	6 7	276,600	296,400	327,400	352,400	385,500	391,800	435,800
	6 8	277,000	297,200	328,600	353,400	386,100	392,400	436,100
	6 9	277,400	298,000	329,300	354,400	386,700	392,700	436,500
	7 0	277,900	298,900	330,400	355,400	387,300	393,100	
	7 1	278,400	299,800	331,500	356,500	388,000	393,500	
	7 2	278,800	300,700	332,400	357,600	388,600	393,900	
	7 3	279,200	301,600	333,500	358,400	389,300	394,200	
	7 4	279,800	302,500	334,200	359,500	389,800	394,500	
	7 5	280,400	303,400	335,300	360,600	390,400	394,800	
	7 6	280,900	304,300	336,400	361,600	390,900	395,000	
	7 7	281,400	305,100	337,500	362,300	391,300	395,200	
	7 8	282,000	306,100	338,700	363,100	391,900	395,500	
	7 9	282,600	307,100	339,800	363,900	392,400	395,800	
	8 0	283,100	308,000	340,900	364,600	392,700	396,000	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職	8 1	283,600	308,500	342,000	365,200	393,000	396,200	
	8 2	284,100	309,400	343,100	365,700	393,500	396,500	
	8 3	284,600	310,300	344,100	366,200	393,900	396,800	
	8 4	285,100	311,100	345,200	366,700	394,200	397,000	
	8 5	285,600	311,900	346,100	367,300	394,500	397,200	
	8 6	286,100	312,900	347,100	367,800	395,000	397,500	
	8 7	286,600	313,900	348,000	368,300	395,500	397,800	
	8 8	287,100	314,900	349,000	368,800	395,900	398,000	
	8 9	287,600	315,800	349,900	369,200	396,200	398,200	
	9 0	288,100	316,900	350,700	369,600	396,600	398,500	
	9 1	288,600	317,900	351,500	370,200	397,100	398,800	
	9 2	289,100	318,900	352,300	370,700	397,500	399,000	
	9 3	289,600	319,700	352,900	371,000	397,900	399,200	
	9 4	290,200	320,400	353,500	371,500			
	9 5	290,800	321,100	354,100	371,900			
	9 6	291,400	321,700	354,700	372,200			
	9 7	292,000	322,200	355,100	372,800			
	9 8	292,500	322,500	355,500	373,300			
	9 9	293,000	323,100	356,000	373,800			
	1 0 0	293,500	323,700	356,400	374,300			
	1 0 1	294,000	324,100	356,900	374,900			
	1 0 2	294,500	324,700	357,300	375,400			
	1 0 3	295,000	325,300	357,800	375,900			
	1 0 4	295,400	325,800	358,200	376,300			
1 0 5	295,800	326,200	358,500	376,900				
1 0 6	296,300	326,700	359,000	377,400				
1 0 7	296,800	327,200	359,400	377,900				
1 0 8	297,100	327,700	359,700	378,400				
1 0 9	297,300	328,100	360,100	379,000				
1 1 0	297,600	328,500	360,600	379,400				
1 1 1	297,800	328,800	361,100	379,900				
1 1 2	298,100	329,100	361,600	380,400				
1 1 3	298,400	329,400	362,100	381,000				
1 1 4	298,600	329,800	362,600					
1 1 5	298,900	330,100	363,100					
1 1 6	299,100	330,400	363,500					
1 1 7	299,400	330,600	363,900					
1 1 8	299,700	330,900	364,300					
1 1 9	300,000	331,200	364,800					
1 2 0	300,300	331,400	365,300					
1 2 1	300,600	331,600	365,700					
1 2 2	301,000	331,900	366,200					
1 2 3	301,300	332,200	366,700					
1 2 4	301,600	332,500	367,200					

	1 2 5	301,800	332,700	367,500					
	1 2 6	302,000	333,000						
	1 2 7	302,300	333,400						
	1 2 8	302,700	333,600						
	1 2 9	302,900	333,800						
	1 3 0	303,200	334,000						
	1 3 1	303,600	334,400						
	1 3 2	304,000	334,600						
	1 3 3	304,200	334,900						
	1 3 4	304,500	335,300						
	1 3 5	304,800	335,700						
	1 3 6	305,100	336,100						
	1 3 7	305,300	336,400						
	1 3 8	305,600	336,800						
	1 3 9	305,900	337,200						
	1 4 0	306,200	337,600						
	1 4 1	306,400	337,900						
	1 4 2	306,800	338,300						
	1 4 3	307,200	338,600						
	1 4 4	307,500	339,000						
	1 4 5	307,700	339,300						
	1 4 6	307,900	339,700						
	1 4 7	308,200	340,100						
	1 4 8	308,600	340,500						
	1 4 9	308,800	340,800						
	1 5 0	309,000	341,200						
	1 5 1	309,300	341,600						
	1 5 2	309,600	342,000						
	1 5 3	310,000	342,300						
	1 5 4	310,200							
	1 5 5	310,400							
	1 5 6	310,700							
	1 5 7	311,000							
	1 5 8	311,300							
	1 5 9	311,600							
	1 6 0	311,900							
	1 6 1	312,300							
	1 6 2	312,600							
	1 6 3	312,900							
	1 6 4	313,200							
	1 6 5	313,600							
	1 6 6	313,900							
	1 6 7	314,200							
	1 6 8	314,500							
	1 6 9	314,900							
定年前任用 再短時間 勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	294,900	331,900	376,600

備考 この表は、保健福祉事務所等に勤務する保健師、看護師等で現に当該本来の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第五 (第四条関係)

福 社 職 給 料 表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	199,600	246,200	284,700	302,400	335,000	373,400
	2	201,300	248,300	285,500	303,700	336,900	376,000
	3	203,000	250,300	286,300	305,000	338,700	378,300
	4	204,700	252,300	287,100	306,200	340,500	380,500
	5	206,300	254,300	287,800	307,400	342,200	382,400
	6	207,900	255,900	288,800	309,000	343,900	384,700
	7	209,500	257,500	289,700	310,600	345,500	386,800
	8	211,100	258,800	290,600	312,200	347,200	388,800
	9	212,700	260,300	291,500	313,800	348,800	390,800
	1 0	214,500	261,500	292,400	315,500	350,500	393,100
	1 1	216,300	262,600	293,300	317,000	352,100	395,300
	1 2	217,400	263,700	294,200	318,500	353,700	397,500
	1 3	218,500	264,800	295,000	319,700	355,200	399,700
	1 4	219,700	265,900	296,000	321,100	356,900	402,000
	1 5	220,900	267,000	297,200	322,500	358,500	404,200
	1 6	222,000	268,100	298,300	323,900	360,100	406,500
	1 7	223,100	269,200	299,500	325,300	361,700	408,300
	1 8	224,100	270,100	300,600	326,800	363,500	410,200
	1 9	225,100	271,000	301,700	328,200	365,000	412,100
	2 0	226,100	271,800	302,800	329,600	366,600	413,900
	2 1	227,100	272,400	303,900	331,000	368,000	415,700
	2 2	228,500	273,100	305,000	332,600	369,600	417,500
	2 3	229,800	273,900	306,100	334,200	371,200	419,300
	2 4	231,100	274,600	307,100	335,700	372,700	421,100
	2 5	232,400	275,600	308,100	337,200	374,600	422,700
	2 6	233,700	276,500	309,100	338,800	376,500	424,200
	2 7	235,000	277,400	310,100	340,400	378,400	425,700
	2 8	236,200	278,300	311,100	341,900	380,200	427,200
	2 9	237,400	279,300	312,100	343,400	381,700	428,700
	3 0	238,400	280,200	313,100	344,900	383,500	430,000
	3 1	239,400	281,100	314,100	346,400	385,200	431,300
	3 2	240,400	282,000	315,100	347,900	386,800	432,500
	3 3	241,400	282,900	316,100	349,400	388,500	433,700
	3 4	242,400	283,700	317,200	351,000	389,900	435,000
	3 5	243,300	284,600	318,300	352,600	391,300	436,300
	3 6	244,200	285,500	319,400	354,100	392,700	437,500
	3 7	245,100	286,500	320,500	355,300	394,100	438,700
	3 8	246,000	287,500	321,600	356,800	395,500	439,500
	3 9	246,900	288,500	322,700	358,300	396,500	440,300
	4 0	247,700	289,400	323,800	359,800	397,500	441,100
	4 1	248,500	290,300	324,800	361,200	398,600	441,700
	4 2	249,100	291,300	325,900	362,700	399,800	442,300
	4 3	249,700	292,300	327,000	364,200	400,900	442,900
	4 4	250,300	293,200	328,000	365,700	402,000	443,500
	4 5	250,800	294,100	329,000	367,100	402,700	444,200
	4 6	251,300	295,100	329,900	368,500	403,400	445,000
	4 7	251,800	296,100	330,800	369,900	404,100	445,400
	4 8	252,300	297,000	331,700	371,300	404,800	446,100
	4 9	252,800	297,900	332,600	372,300	405,400	446,600
	5 0	253,400	298,800	333,300	373,400	406,000	447,000
	5 1	253,900	299,700	333,900	374,300	406,500	447,400
	5 2	254,400	300,600	334,500	375,400	406,900	447,800
	5 3	254,800	301,400	335,100	376,100	407,300	448,200

	5 4	255,300	302,300	335,800	376,700	407,500	448,600
	5 5	255,800	303,200	336,400	377,400	407,800	449,000
	5 6	256,300	304,000	337,000	378,200	408,100	449,300
	5 7	256,800	304,900	337,600	379,000	408,400	449,600
	5 8	257,200	305,900	338,100	379,700	408,700	450,000
	5 9	257,600	306,900	338,600	380,500	409,000	450,300
	6 0	258,000	307,800	339,100	381,200	409,300	450,600
	6 1	258,400	308,700	339,500	382,000	409,500	450,900
	6 2	258,800	309,700	339,700	382,700	409,800	
	6 3	259,200	310,600	340,200	383,400	410,100	
	6 4	259,600	311,500	340,700	384,000	410,400	
	6 5	260,000	312,400	341,000	384,300	410,600	
	6 6	260,400	313,300	341,400	384,900	410,900	
	6 7	260,800	314,200	341,900	385,500	411,200	
	6 8	261,200	315,000	342,300	386,200	411,500	
	6 9	261,600	315,700	342,700	386,600	411,700	
	7 0	262,000	316,600	343,200	387,300	412,000	
	7 1	262,400	317,400	343,600	387,900	412,300	
	7 2	262,800	318,200	344,100	388,500	412,500	
定年 再任用 短時間 勤務員 の職 外員	7 3	263,200	319,000	344,300	388,900	412,700	
	7 4	263,600	319,500	344,800	389,400	413,000	
	7 5	264,000	320,000	345,300	390,000	413,300	
	7 6	264,400	320,500	345,700	390,500	413,500	
	7 7	264,800	321,000	346,000	390,900	413,700	
	7 8	265,200	321,600	346,400	391,400		
	7 9	265,600	322,100	346,900	391,900		
	8 0	265,900	322,600	347,300	392,400		
	8 1	266,200	322,900	347,500	392,900		
	8 2	266,600	323,200	347,800	393,300		
	8 3	267,000	323,700	348,200	393,700		
	8 4	267,300	324,000	348,600	394,100		
	8 5	267,600	324,300	348,900	394,300		
	8 6	268,000	324,600	349,200	394,500		
	8 7	268,400	324,900	349,600	394,800		
	8 8	268,700	325,200	350,000	395,100		
	8 9	269,000	325,600	350,300	395,300		
	9 0	269,400	326,000	350,700	395,600		
	9 1	269,800	326,300	351,100	395,900		
	9 2	270,100	326,500	351,300	396,100		
9 3	270,400	327,000	351,600	396,300			
9 4	270,800	327,400					
9 5	271,200	327,600					
9 6	271,500	328,000					
9 7	271,800	328,400					
9 8	272,200	328,800					
9 9	272,600	329,200					
1 0 0	272,900	329,500					
1 0 1	273,200	329,700					
1 0 2	273,600	330,000					
1 0 3	274,000	330,300					
1 0 4	274,300	330,600					
1 0 5	274,500	331,000					
1 0 6	274,700	331,200					
1 0 7	275,000	331,500					
1 0 8	275,300	331,900					
1 0 9	275,600	332,300					
1 1 0	275,900	332,600					
1 1 1	276,200	332,900					
1 1 2	276,400	333,200					

	1 1 3	276,700	333,500				
	1 1 4	277,000	333,900				
	1 1 5	277,300	334,200				
	1 1 6	277,700	334,400				
	1 1 7	278,000	334,600				
	1 1 8	278,300	334,900				
	1 1 9	278,600	335,200				
	1 2 0	279,000	335,500				
	1 2 1	279,200	335,700				
	1 2 2	279,400					
	1 2 3	279,800					
	1 2 4	280,100					
	1 2 5	280,300					
	1 2 6	280,600					
	1 2 7	281,000					
	1 2 8	281,400					
	1 2 9	281,600					
	1 3 0	282,000					
	1 3 1	282,400					
	1 3 2	282,700					
	1 3 3	282,900					
	1 3 4	283,200					
	1 3 5	283,600					
	1 3 6	283,900					
	1 3 7	284,100					
	1 3 8	284,400					
	1 3 9	284,700					
	1 4 0	285,000					
	1 4 1	285,200					
	1 4 2	285,400					
	1 4 3	285,600					
	1 4 4	285,900					
	1 4 5	286,300					
	1 4 6	286,500					
	1 4 7	286,800					
	1 4 8	287,100					
	1 4 9	287,400					
	1 5 0	287,600					
	1 5 1	287,900					
	1 5 2	288,100					
	1 5 3	288,400					
定年前 再任用 短時間 勤務 員		基準給料月額 円 205,800	基準給料月額 円 245,600	基準給料月額 円 260,100	基準給料月額 円 293,600	基準給料月額 円 320,600	基準給料月額 円 362,700

備考 この表は、児童福祉施設等で人事委員会が指定するものに勤務し、本務として入所者の指導、保育等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 群馬県職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「及び第四項、第四条並びに第五条の規定に基づく週休日の日数」を、「第四条第一項及び第五条第一項の規定に基づく週休日並びに勤務時間条例第三条第三項、第四条第三項及び第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に改める。

第十一条第一項中「次項第一号及び第三号から第六号まで」を「次項第二号から第五号まで」に、「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に改め、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第一号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万三千円、扶養親族たる父母等については一人につき六千五百円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行八級職員等」という。）にあつては、三千五百円）とする。

第十二条第一項各号列記以外の部分及び同項第一号中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に改め、同項第二号中「前条第二項第三号若しくは第五号」を「前条第二項第二号若しくは第四号」に、「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に改め、同条第二項及び第三項第三号から第六号までの規定中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に改める。

第十二条の二第二項第三号中「百分の十五」を「百分の十二」に改め、同項第四号中「百分の二・五」を「百分の八」に改め、同項に次の二号を加える。

五 五級地 百分の四

六 六級地 百分の二・八

第十二条の五第一項第二号中「配偶者」の下に「（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第十四条第三項中「第三条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、同条第

四項中「及び第四項、第四条並びに第五条の規定に基づく週休日」を「、第四条第一項及び第五条第一項の規定に基づく週休日又は勤務時間条例第三条第三項、第四条第三項及び第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」に改める。

第十五条中「第四条」を「第四条第一項」に、「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第十七条第二項中「、特地勤務手当及び寒冷地手当」を削る。

第十九条第一項中「及び第四項、第四条並びに第五条の規定に基づく週休日」を「、第四条第一項及び第五条第一項の規定に基づく週休日、勤務時間条例第三条第三項、第四条第三項及び第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」に改め、同条第二項中「午前零時」を「午後十時」に改める。

第二十条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百七・五」を「百分の百五」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に、「百分の七十一・二五」を「百分の七十」に、「百分の百七・五」を「百分の百五」に、「百分の六十一・二五」を「百分の六十」に改める。

第二十一条第二項第一号中「百分の百七・五」を「百分の百五」に、「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に改め、同項第二号中「百分の五十一・二五」を「百分の五十」に、「百分の六十一・二五」を「百分の六十」に改める。

第二十一条の四第二項中「、第十二条、第十二条の三、第十二条の五、第十二条の七、第十三条の二並びに第十三条の三」を「並びに第十二条」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一（第四条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	459,800	512,000
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	461,200	513,700
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	462,500	515,400
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	463,800	517,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	465,000	518,600
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	466,000	520,100
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	467,400	521,200
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	468,800	522,300
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	470,100	523,500
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	471,200	524,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	472,400	525,700
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	473,500	526,600
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	474,500	527,500
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	475,500	528,400
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	476,500	529,200
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	477,500	530,100
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	478,400	530,800
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	479,300	532,000
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	480,200	532,600
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	481,000	533,400
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	481,800	534,200
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	482,500	534,900
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	483,300	535,700
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	484,000	536,400
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	484,700	537,100
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	485,300	537,700
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	485,900	538,300
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	486,500	538,900
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	487,000	539,400
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	487,500	539,900
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	488,000	540,400
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	488,500	540,900
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000		
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400		
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800		
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200		
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600		
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000		
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300		
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600		
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000		
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300		
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600		
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900		
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700			
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000			
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300			
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500			
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800			
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100			
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400			
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600			
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900			
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200			
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500			
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700			
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000			
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300			
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500			
定年前	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700			
再任用	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000			
短時間	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300			

勤務職 員以外 の職員	6 4	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500			
	6 5	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700			
	6 6	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000			
	6 7	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300			
	6 8	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500			
	6 9	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700			
	7 0	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000			
	7 1	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300			
	7 2	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500			
	7 3	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700			
	7 4	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500				
	7 5	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800				
	7 6	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000				
	7 7	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200				
	7 8	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500				
	7 9	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800				
	8 0	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000				
	8 1	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200				
	8 2	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500				
	8 3	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800				
	8 4	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000				
	8 5	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200				
	8 6	256,000	297,100	346,000						
	8 7	256,300	297,400	346,400						
	8 8	256,600	297,700	346,800						
	8 9	256,900	298,000	347,000						
	9 0	257,200	298,300	347,400						
	9 1	257,500	298,600	347,800						
	9 2	257,800	299,000	348,200						
	9 3	258,100	299,200	348,400						
	9 4		299,400	348,800						
	9 5		299,700	349,200						
9 6		300,100	349,500							
9 7		300,300	349,800							
9 8		300,600	350,200							
9 9		301,000	350,600							
1 0 0		301,400	351,000							
1 0 1		301,600	351,500							
1 0 2		301,900	351,900							
1 0 3		302,200	352,300							
1 0 4		302,500	352,700							
1 0 5		302,700	353,200							
1 0 6		303,000	353,600							
1 0 7		303,300	353,900							
1 0 8		303,600	354,200							
1 0 9		303,800	354,700							
1 1 0		304,200								
1 1 1		304,600								
1 1 2		304,900								
1 1 3		305,100								
1 1 4		305,300								
1 1 5		305,600								
1 1 6		306,000								
1 1 7		306,200								
1 1 8		306,400								
1 1 9		306,700								
1 2 0		307,000								
1 2 1		307,400								
1 2 2		307,600								
1 2 3		307,900								
1 2 4		308,200								
1 2 5		308,500								
定年 前用 再任 短時間 勤務 職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、非常勤の職員には適用しない。

別表第二（第四条関係）

公安職給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	211,600	232,600	255,500	295,400	331,900	353,300	384,100	420,300	466,000
	2	214,000	234,800	257,500	296,400	333,400	355,000	385,800	421,900	467,800
	3	216,400	237,000	259,700	297,400	334,900	356,700	387,500	423,500	469,300
	4	218,800	239,200	261,900	298,300	336,400	358,300	389,200	425,000	470,700
	5	221,200	241,400	264,000	298,900	337,900	359,900	390,700	426,500	472,200
	6	223,600	243,400	265,300	299,600	339,300	361,600	392,300	428,100	473,500
	7	226,000	245,400	266,600	300,300	340,600	363,200	393,900	429,500	474,700
	8	228,200	247,200	267,900	301,000	341,900	364,800	395,500	430,900	476,100
	9	230,400	249,000	269,200	301,700	343,200	366,400	397,100	432,000	477,200
	10	232,500	250,700	270,500	302,400	344,800	368,000	398,700	433,400	478,500
	11	234,600	252,400	271,800	303,100	346,400	369,600	400,300	434,900	479,400
	12	236,600	253,800	273,100	303,700	348,000	371,200	401,900	436,400	480,500
	13	238,600	255,200	274,400	304,400	349,500	372,800	403,400	437,700	481,500
	14	240,600	257,000	275,600	305,200	351,100	374,400	405,400	439,400	482,500
	15	242,600	258,400	276,700	305,900	352,700	376,000	407,400	441,000	483,500
	16	244,200	259,900	278,200	306,700	354,200	377,600	409,400	442,600	484,500
	17	245,800	261,400	279,500	307,400	355,700	379,200	410,900	444,000	485,500
	18	247,300	262,600	280,800	308,200	357,300	380,800	412,600	445,700	486,400
	19	248,800	263,800	282,100	309,200	358,900	382,400	414,200	447,400	487,300
	20	250,300	264,900	283,300	310,100	360,400	384,000	415,900	449,000	488,200
	21	251,800	266,200	284,500	311,000	361,900	385,600	417,500	450,400	489,000
	22	253,400	267,400	285,100	312,300	363,500	387,200	419,000	451,100	489,800
	23	254,900	268,700	285,700	313,600	365,100	388,900	420,500	451,800	490,500
	24	256,400	270,000	286,300	314,900	366,700	390,600	421,900	452,500	491,300
	25	257,900	271,400	286,800	316,200	368,100	392,300	423,100	452,900	492,000
	26	259,100	272,800	287,400	317,700	369,800	394,300	424,600	453,400	492,700
	27	260,300	274,100	288,000	319,000	371,500	396,200	426,100	454,000	493,300
	28	261,500	275,400	288,500	320,100	373,100	398,100	427,500	454,600	493,900
	29	262,700	276,400	289,000	321,100	374,700	399,800	429,000	455,200	494,500
	30	264,000	277,700	289,600	322,300	376,300	401,200	430,300	455,900	495,100
	31	265,300	279,000	290,100	323,500	377,900	402,400	431,500	456,400	495,600
	32	266,600	280,200	290,600	324,600	379,600	403,700	432,700	456,900	496,200
	33	267,900	281,400	291,100	325,700	381,300	404,700	433,700	457,400	496,700
	34	269,400	282,000	291,700	326,900	383,300	405,800	434,400	457,700	
	35	270,700	282,600	292,200	328,100	385,300	406,800	435,200	458,000	
	36	272,100	283,200	292,700	329,200	387,300	407,800	435,900	458,400	
	37	273,100	283,700	293,200	330,300	389,000	408,900	436,400	458,800	
	38	274,400	284,300	293,800	331,500	390,700	410,100	436,800	459,000	
	39	275,700	284,900	294,400	332,700	392,200	411,200	437,200	459,300	
	40	276,900	285,500	295,000	333,900	393,700	412,300	437,500	459,500	
	41	278,100	286,000	295,700	335,100	394,900	413,500	437,800	459,900	
	42	278,700	286,600	296,400	336,300	395,900	414,300	438,100	460,100	
	43	279,300	287,200	297,100	337,500	396,900	415,100	438,400	460,300	
	44	279,900	287,700	297,800	338,700	397,900	415,700	438,700	460,500	
	45	280,300	288,200	298,400	339,900	399,000	416,200	438,900	460,900	
	46	280,900	288,700	299,300	341,200	400,100	416,900	439,200		
	47	281,400	289,200	300,100	342,400	401,200	417,600	439,500		
	48	281,900	289,700	300,900	343,600	402,300	418,200	439,800		
	49	282,400	290,300	301,700	344,800	403,600	418,900	440,100		
	50	283,000	290,800	302,800	346,200	404,400	419,300	440,400		
	51	283,500	291,400	303,900	347,500	405,200	419,900	440,700		
	52	284,000	292,000	304,900	348,800	405,800	420,500	441,000		
	53	284,500	292,600	305,900	349,700	406,300	420,900	441,200		
	54	285,100	293,300	307,000	351,000	407,000	421,300	441,500		
	55	285,600	294,000	308,000	352,200	407,700	421,800	441,800		
	56	286,100	294,700	309,100	353,400	408,400	422,300	442,100		
	57	286,600	295,300	310,100	354,600	408,700	422,800	442,300		
	58	287,100	296,200	311,200	356,000	409,400	423,400	442,600		
	59	287,600	297,000	312,300	357,400	410,100	423,800	442,900		
	60	288,100	297,800	313,400	358,800	410,600	424,200	443,100		
	61	288,600	298,600	314,400	360,100	411,000	424,600	443,300		
	62	289,100	299,500	315,500	361,600	411,400	424,900	443,600		
	63	289,600	300,400	316,600	363,100	411,900	425,200	443,900		
	64	290,100	301,300	317,700	364,500	412,400	425,500	444,200		
	65	290,600	302,100	318,700	365,700	412,900	425,800	444,400		
	66	291,100	303,000	319,800	367,100	413,300	426,100	444,700		
	67	291,600	303,800	320,900	368,400	413,800	426,400	445,000		
	68	292,100	304,600	322,000	369,800	414,300	426,600	445,300		
	69	292,600	305,500	323,000	370,900	414,800	426,800	445,500		
	70	293,100	306,400	324,200	372,100	415,300	427,100	445,800		
	71	293,600	307,300	325,400	373,300	415,900	427,400	446,100		
	72	294,100	308,200	326,600	374,500	416,400	427,600	446,400		
定 年 前	7 3	294,600	309,000	327,300	375,800	416,800	427,800	446,600		
再 任 用	7 4	295,200	309,900	328,600	377,000	417,400	428,100			

短時間勤務員以外の職員の職	7 5	295,800	310,800	329,900	378,200	417,900	428,400		
	7 6	296,300	311,600	331,200	379,300	418,100	428,600		
	7 7	296,800	312,300	332,500	380,400	418,400	428,800		
	7 8	297,400	313,200	333,900	381,600	418,900	429,100		
	7 9	298,000	314,100	335,300	382,700	419,200	429,400		
	8 0	298,600	315,100	336,700	383,900	419,500	429,600		
	8 1	299,200	316,000	338,000	385,000	419,800	429,800		
	8 2	299,900	317,100	339,600	385,600	420,200	430,100		
	8 3	300,600	318,100	341,100	386,100	420,600	430,400		
	8 4	301,200	319,100	342,600	386,600	421,000	430,600		
	8 5	301,800	320,000	344,000	387,200	421,300	430,800		
	8 6	302,500	321,000	345,500	387,800	421,700			
	8 7	303,200	322,000	347,000	388,400	422,100			
	8 8	303,900	323,000	348,400	389,000	422,500			
	8 9	304,600	324,000	349,700	389,300	422,800			
	9 0	305,400	325,300	350,900	389,800				
	9 1	306,200	326,500	352,100	390,300				
	9 2	306,900	327,700	353,400	390,800				
	9 3	307,400	328,900	354,700	391,200				
	9 4	308,300	330,200	356,200	391,600				
	9 5	309,200	331,400	357,700	392,100				
	9 6	310,000	332,600	359,100	392,600				
	9 7	310,800	333,800	360,400	393,000				
	9 8	311,800	335,100	361,600	393,500				
	9 9	312,700	336,300	362,700	394,000				
	1 0 0	313,600	337,500	363,900	394,500				
	1 0 1	314,500	338,900	365,000	394,800				
	1 0 2	315,500	339,800	366,100	395,200				
	1 0 3	316,500	340,800	367,200	395,700				
	1 0 4	317,400	341,900	368,300	396,000				
	1 0 5	318,200	343,000	369,500	396,300				
	1 0 6	318,800	344,100	370,000	396,800				
	1 0 7	319,400	345,100	370,600	397,300				
	1 0 8	320,000	346,100	371,200	397,800				
	1 0 9	320,500	347,300	371,800	398,100				
	1 1 0	321,000	348,300	372,300	398,600				
	1 1 1	321,400	349,300	372,700	399,100				
	1 1 2	321,900	350,200	373,200	399,600				
	1 1 3	322,700	351,100	373,600	399,900				
	1 1 4	323,400	352,000	374,000	400,400				
	1 1 5	324,100	353,000	374,500	400,900				
	1 1 6	324,700	354,000	375,000	401,400				
	1 1 7	325,300	355,000	375,400	401,800				
	1 1 8	326,000	355,400	375,900	402,300				
	1 1 9	326,700	356,000	376,500	402,700				
1 2 0	327,500	356,600	377,000	403,200					
1 2 1	328,100	356,900	377,200	403,600					
1 2 2	328,400	357,300	377,700						
1 2 3	328,900	357,700	378,200						
1 2 4	329,400	358,100	378,600						
1 2 5	329,700	358,500	379,100						
1 2 6		358,900	379,600						
1 2 7		359,300	380,100						
1 2 8		359,700	380,600						
1 2 9		360,100	380,900						
1 3 0		360,500	381,400						
1 3 1		360,900	381,900						
1 3 2		361,300	382,400						
1 3 3		361,500	382,700						
1 3 4		362,000	383,200						
1 3 5		362,400	383,600						
1 3 6		362,700	384,000						
1 3 7		363,000	384,300						
1 3 8		363,400	384,800						
1 3 9		363,900	385,300						
1 4 0		364,400	385,800						
1 4 1		364,700	386,100						
1 4 2		365,200							
1 4 3		365,700							
1 4 4		366,200							
1 4 5		366,500							
定年前任用短時間勤務員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		246,200	258,000	262,200	293,800	310,600	324,900	348,600	384,200
									416,200

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第三（第四条関係）

研究職給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	183,900	233,900	326,100	376,000	446,500
	2	185,000	238,200	328,100	377,400	448,900
	3	186,200	240,900	330,100	378,800	451,500
	4	187,300	243,600	332,100	380,200	454,100
	5	188,400	246,200	333,900	381,600	456,400
	6	190,500	247,800	335,900	383,000	456,700
	7	192,600	249,300	337,800	384,400	457,100
	8	194,700	250,800	339,700	385,800	457,400
	9	196,800	252,300	341,500	387,200	457,700
	1 0	198,800	254,400	343,100	388,700	458,000
	1 1	200,800	256,500	344,700	390,100	458,400
	1 2	202,800	258,500	346,300	391,500	458,700
	1 3	204,800	260,500	347,900	392,900	459,000
	1 4	206,700	262,800	348,900	394,400	459,300
	1 5	208,600	265,100	349,900	395,900	459,700
	1 6	210,400	267,300	350,900	397,400	460,000
	1 7	212,100	269,500	352,000	398,900	460,300
	1 8	213,900	271,900	353,300	400,500	460,600
	1 9	215,700	274,300	354,500	402,100	461,000
	2 0	217,500	276,700	355,700	403,800	461,300
	2 1	219,300	279,000	356,900	405,000	461,600
	2 2	221,100	281,100	358,000	406,400	461,900
	2 3	222,800	283,200	359,100	407,800	462,300
	2 4	224,500	285,200	360,200	409,100	462,600
	2 5	226,200	287,200	361,300	410,400	462,900
	2 6	228,300	289,100	362,300	411,700	463,200
	2 7	230,200	291,000	363,300	413,200	463,600
	2 8	232,100	292,900	364,300	414,700	463,900
	2 9	234,000	294,800	365,200	415,900	464,200
	3 0	235,100	296,300	366,100	417,100	464,500
	3 1	236,200	297,800	366,900	418,700	464,900
	3 2	237,300	299,300	367,700	420,200	465,200
	3 3	238,700	300,800	368,400	421,500	465,500
	3 4	240,200	302,300	369,200	422,900	465,800
	3 5	241,700	303,800	370,000	424,300	466,200
	3 6	243,200	305,200	370,800	425,700	466,500
	3 7	244,700	306,600	371,600	425,900	466,800
	3 8	246,300	307,500	372,400	426,200	467,100
	3 9	247,900	308,400	373,200	426,500	467,500
	4 0	249,500	309,300	374,000	426,700	467,800
	4 1	251,100	310,100	374,800	426,900	468,100
	4 2	252,600	310,600	376,100	427,200	468,400
	4 3	254,100	311,100	377,400	427,500	468,800
	4 4	255,600	311,600	378,600	427,700	469,100

	4 5	257, 100	312, 100	379, 300	427, 900	469, 400
	4 6	258, 400	312, 600	380, 300	428, 200	469, 700
	4 7	259, 600	313, 100	381, 100	428, 500	470, 100
	4 8	260, 800	313, 600	381, 800	428, 700	470, 400
	4 9	262, 000	314, 000	382, 500	428, 900	470, 700
	5 0	263, 100	314, 500	383, 200	429, 200	471, 000
	5 1	264, 200	315, 000	383, 900	429, 500	471, 400
	5 2	265, 300	315, 500	384, 600	429, 700	471, 700
	5 3	266, 400	315, 900	385, 200	429, 900	472, 000
	5 4	267, 500	316, 400	385, 900	430, 200	472, 300
	5 5	268, 500	316, 800	386, 700	430, 500	
	5 6	269, 500	317, 200	387, 500	430, 700	
	5 7	270, 500	317, 600	388, 100	430, 900	
	5 8	271, 200	318, 000	388, 900		
	5 9	271, 800	318, 400	389, 600		
	6 0	272, 400	318, 800	390, 300		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	6 1	273, 000	319, 200	390, 900		
	6 2	273, 600	319, 800	391, 600		
	6 3	274, 200	320, 400	392, 300		
	6 4	274, 800	321, 000	393, 000		
	6 5	275, 400	321, 500	393, 700		
	6 6	276, 000	322, 100	394, 300		
	6 7	276, 600	322, 700	394, 900		
	6 8	277, 200	323, 300	395, 600		
	6 9	277, 800	323, 800	396, 300		
	7 0	278, 500	324, 400	396, 800		
	7 1	279, 200	325, 000	397, 400		
	7 2	279, 900	325, 600	398, 000		
	7 3	280, 500	326, 100	398, 500		
	7 4	281, 200	326, 800	399, 100		
	7 5	281, 900	327, 500	399, 700		
	7 6	282, 600	328, 200	400, 200		
	7 7	283, 200	328, 900	400, 700		
	7 8	283, 900	329, 600	401, 200		
	7 9	284, 600	330, 300	401, 700		
	8 0	285, 200	331, 000	402, 400		
	8 1	285, 800	331, 700	402, 800		
	8 2	286, 500	332, 500			
	8 3	287, 200	333, 200			
	8 4	287, 800	333, 800			
8 5	288, 400	334, 300				
8 6	289, 100	334, 800				
8 7	289, 800	335, 200				
8 8	290, 400	335, 600				
8 9	291, 000	335, 900				
9 0	291, 700	336, 400				
9 1	292, 400	336, 800				
9 2	293, 000	337, 200				
9 3	293, 600	337, 500				
9 4	294, 300	337, 900				

	9 5	294,900	338,300			
	9 6	295,500	338,700			
	9 7	295,800	339,200			
	9 8	296,400	339,700			
	9 9	297,000	340,200			
	1 0 0	297,500	340,700			
	1 0 1	298,000	341,200			
	1 0 2	298,400	341,700			
	1 0 3	298,800	342,200			
	1 0 4	299,200	342,700			
	1 0 5	299,600	343,100			
	1 0 6	300,100	343,500			
	1 0 7	300,600	344,000			
	1 0 8	300,900	344,400			
	1 0 9	301,100	344,900			
	1 1 0	301,500	345,300			
	1 1 1	301,800	345,700			
	1 1 2	302,000	346,100			
	1 1 3	302,300	346,600			
	1 1 4	302,600	347,000			
	1 1 5	302,900	347,400			
	1 1 6	303,200	347,800			
	1 1 7	303,500	348,300			
	1 1 8	303,800	348,700			
	1 1 9	304,000	349,100			
	1 2 0	304,300	349,500			
	1 2 1	304,600	349,900			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 221,800	円 263,600	円 288,600	円 331,400	円 390,600

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、本務として試験研究又は調査研究業務に従事する職員で、任命権者が人事委員会と協議して定めるものに適用する。

別表第四（第四条関係）

医 療 職 給 料 表

イ 医療職給料表（一）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100	549,800
	2	293,700	403,000	457,100	551,400
	3	296,000	405,600	459,000	552,800
	4	298,200	408,100	460,900	554,400
	5	300,300	410,500	462,300	555,900
	6	303,800	412,700	464,100	557,300
	7	307,300	414,800	465,900	558,700
	8	310,700	416,900	467,700	560,000
	9	314,100	419,000	469,500	561,200
	10	317,600	420,500	471,300	562,500
	11	321,000	422,000	473,100	563,700
	12	324,400	423,500	474,900	564,900
	13	327,800	424,900	476,700	566,100
	14	331,300	426,400	478,500	567,200
	15	334,700	427,900	480,300	568,300
	16	338,100	429,300	482,100	569,400
	17	341,500	430,700	483,900	570,500
	18	344,600	432,200	485,800	571,600
	19	347,700	433,700	487,700	572,700
	20	350,800	435,100	489,600	573,800
	21	354,000	436,500	491,500	574,800
	22	357,100	438,000	493,200	575,700
	23	360,200	439,500	495,000	576,600
	24	363,200	440,900	496,800	577,500
	25	366,200	442,300	498,400	578,400
	26	368,500	443,700	500,200	579,300
	27	370,800	445,100	502,000	580,000
	28	373,000	446,500	503,600	580,700
	29	374,900	447,900	505,000	581,400
	30	376,600	449,300	506,700	582,100
	31	378,300	450,700	508,500	582,700
	32	380,100	452,100	510,200	583,300
	33	381,900	453,500	511,700	583,900
	34	383,700	454,900	513,000	584,500
	35	385,300	456,300	514,300	585,100
	36	386,700	457,700	515,600	585,700
	37	388,100	459,100	516,600	586,200
	38	389,600	460,800	517,900	
	39	391,100	462,400	519,200	
	40	392,600	464,000	520,500	
定年前	41	394,100	465,600	521,500	
再任用	42	394,800	466,800	522,300	
短時間	43	395,400	468,000	523,100	

勤務職 員以外 の職員	4 4	396,100	469,100	523,900	
	4 5	397,000	470,100	524,800	
	4 6	397,600	471,100	525,600	
	4 7	398,200	472,000	526,400	
	4 8	398,800	472,800	527,100	
	4 9	399,400	473,500	527,900	
	5 0	399,900	474,200	528,700	
	5 1	400,400	474,900	529,400	
	5 2	400,900	475,500	530,300	
	5 3	401,400	476,200	531,200	
	5 4	401,800	476,900	532,000	
	5 5	402,200	477,500	532,900	
	5 6	402,600	478,100	533,800	
	5 7	403,000	478,400	534,600	
	5 8	403,400	479,000	535,500	
	5 9	403,800	479,700	536,400	
	6 0	404,200	480,400	537,100	
	6 1	404,600	480,800	537,900	
	6 2	405,000	481,400	538,800	
	6 3	405,400	482,100	539,700	
	6 4	405,800	482,800	540,600	
	6 5	406,100	483,200	541,400	
	6 6		483,800	542,300	
	6 7		484,400	543,200	
	6 8		484,900	544,100	
	6 9		485,400	544,900	
	7 0		485,900	545,800	
	7 1		486,400	546,700	
	7 2		486,900	547,600	
	7 3		487,300	548,400	
	7 4		487,800		
	7 5		488,200		
	7 6		488,700		
	7 7		489,200		
	7 8		489,800		
7 9		490,400			
8 0		490,800			
8 1		491,300			
8 2		491,900			
8 3		492,500			
8 4		493,000			
8 5		493,500			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 301,700	円 344,400	円 399,500	円 473,300

備考 この表は、保健福祉事務所、衛生環境研究所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表（二）

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	特 5 級	6 級	7 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	320,600	360,700	415,000
	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	322,200	362,400	416,900
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	323,700	364,000	418,800
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	325,200	365,600	420,600
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	326,700	367,200	422,400
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	328,300	368,800	424,000
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	329,800	370,400	425,600
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	331,300	372,000	427,100
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	335,000	373,600	428,600
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	336,700	375,600	429,900
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	338,400	377,600	431,200
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	340,000	379,600	432,500
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	341,500	381,000	433,800
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	343,100	382,700	435,000
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	344,700	384,400	436,200
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	346,200	386,100	437,300
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	347,600	387,800	438,500
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	349,300	389,300	439,600
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	350,900	390,800	440,800
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	352,500	392,300	442,000
	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	353,700	393,600	443,100
	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	355,200	394,900	443,900
	23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	356,700	396,200	444,300
	24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	358,200	397,300	445,000
	25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	359,900	398,400	445,500
	26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	361,700	399,500	445,900
	27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	363,400	400,600	446,300
	28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	365,100	401,700	446,700
	29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	366,500	402,500	447,100
	30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	367,800	403,300	447,500
	31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	369,000	404,100	447,900
	32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	370,400	404,900	448,200
	33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	371,500	405,300	448,500
	34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	372,400	405,900	448,900
	35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	373,400	406,400	449,200
	36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	374,500	406,800	449,500
	37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	375,300	407,200	449,800
	38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	376,200	407,400	449,800
	39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	377,100	407,700	449,800
	40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	377,900	408,000	449,800
	41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	378,700	408,300	449,800
	42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	379,500	408,600	449,800
	43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	380,300	408,900	449,800
	44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	381,000	409,200	449,800
	45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	381,700	409,400	449,800
	46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	382,400	409,700	449,800
	47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	383,100	410,000	449,800
	48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	383,800	410,300	449,800
	49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	384,300	410,500	449,800
	50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	384,900	410,800	449,800
	51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	385,500	411,100	449,800
	52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	386,200	411,400	449,800
	53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	386,600	411,600	449,800
	54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000	387,200	411,900	449,800
	55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700	387,800	412,200	449,800
	56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300	388,300	412,500	449,800
定年前	57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700	388,700	412,700	449,800
再任用	58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200	389,300	413,000	449,800
短時間	59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800	389,900	413,300	449,800

勤務職 員以外 の職員	6 0	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400	390,400	413,600
	6 1	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800	390,800	413,800
	6 2	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300	391,300	
	6 3	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800	391,800	
	6 4	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300	392,400	
	6 5	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900	392,700	
	6 6	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400	393,100	
	6 7	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000	393,500	
	6 8	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600	393,900	
	6 9	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100	394,200	
	7 0	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600	394,500	
	7 1	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100	394,800	
	7 2	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600	395,000	
	7 3	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900	395,200	
	7 4	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400	395,500	
	7 5	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800	395,800	
	7 6	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200	396,000	
	7 7	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600	396,200	
	7 8	254,800	291,900	328,600	349,900		396,500	
	7 9	255,100	292,200	329,000	350,100		396,800	
	8 0	255,300	292,500	329,500	350,400		397,000	
	8 1	255,500	292,800	330,000	350,900		397,200	
	8 2	255,800	293,100	330,400	351,200		397,500	
	8 3	256,100	293,400	330,600	351,500		397,800	
	8 4	256,300	293,700	330,900	351,800		398,000	
	8 5	256,500	293,900	331,300	352,200		398,200	
	8 6		294,100	331,700	352,500			
	8 7		294,300	332,000	352,800			
	8 8		294,500	332,300	353,100			
	8 9		294,900	332,600	353,500			
	9 0		295,100	332,800	353,800			
9 1		295,300	333,200	354,100				
9 2		295,500	333,500	354,400				
9 3		295,900	333,700	354,700				
9 4		296,100	334,000	355,100				
9 5		296,300	334,300	355,500				
9 6		296,600	334,600	355,900				
9 7		296,900	334,800	356,400				
9 8		297,100	335,100	356,800				
9 9		297,300	335,400	357,200				
1 0 0		297,600	335,600	357,600				
1 0 1		297,900	335,800	358,100				
1 0 2		298,100	336,000					
1 0 3		298,300	336,400					
1 0 4		298,600	336,600					
1 0 5		298,900	336,800					
1 0 6			337,200					
1 0 7			337,600					
1 0 8			338,000					
1 0 9			338,200					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	294,900	328,400
								371,000

備考 この表は、保健福祉事務所等に勤務する獣医師、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師等で現に当該本来の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表 (三)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	特 5 級	6 級	7 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	321,300	362,000	416,300
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	323,100	363,700	418,500
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	324,900	365,400	420,700
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	326,600	367,100	422,800
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	328,300	368,900	424,700
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	330,000	370,900	426,600
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	331,700	372,900	428,400
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	333,400	374,900	430,300
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	335,000	376,600	432,000
	1 0	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	336,700	378,700	433,600
	1 1	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	338,400	380,800	435,300
	1 2	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	340,000	382,800	436,900
	1 3	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	341,500	384,700	438,200
	1 4	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	343,100	386,300	439,500
	1 5	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	344,700	388,100	441,100
	1 6	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	346,200	389,900	442,600
	1 7	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	347,600	391,600	444,300
	1 8	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	349,300	393,300	445,900
	1 9	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	350,900	395,200	447,300
	2 0	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	352,500	396,900	448,700
	2 1	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	353,700	398,600	449,800
	2 2	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	355,200	400,300	451,100
	2 3	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	356,700	402,100	452,400
	2 4	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	358,200	403,800	453,800
	2 5	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	359,900	405,400	454,800
	2 6	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	361,700	407,100	455,500
	2 7	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	363,400	408,900	456,300
	2 8	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	365,100	410,700	456,900
	2 9	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	366,500	412,200	457,800
	3 0	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	367,800	413,700	458,500
	3 1	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	369,000	415,200	459,300
	3 2	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	370,400	416,500	460,100
	3 3	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	371,500	417,600	460,800
	3 4	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	372,400	418,700	461,500
	3 5	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	373,400	419,800	462,200
	3 6	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	374,500	421,000	463,000
	3 7	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	376,600	422,300	463,800
	3 8	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	377,800	423,400	464,600
	3 9	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	379,100	424,600	465,300
	4 0	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	380,400	425,700	466,000
	4 1	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	381,700	426,900	466,800
	4 2	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	382,400	427,900	
	4 3	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	383,100	429,000	
	4 4	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	383,800	430,100	
	4 5	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	384,300	431,100	
	4 6	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200	384,900	431,600	
	4 7	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300	385,500	432,200	
	4 8	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500	386,200	432,600	
	4 9	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600	386,600	433,200	
	5 0	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500	387,200	433,700	
	5 1	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500	387,800	434,100	
	5 2	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400	388,300	434,600	
	5 3	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000	388,700	435,100	
	5 4	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800	389,300	435,500	
	5 5	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600	389,900	435,800	
	5 6	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400	390,400	436,100	
	5 7	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100	390,800	436,500	
	5 8	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800	391,300		
	5 9	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500	391,800		
	6 0	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100	392,400		

	6 1	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700	392,700
	6 2	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300	393,100
	6 3	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000	393,500
	6 4	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600	393,900
	6 5	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300	394,200
	6 6	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800	394,500
	6 7	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400	394,800
	6 8	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900	395,000
	6 9	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300	395,200
	7 0	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900	395,500
	7 1	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400	395,800
	7 2	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700	396,000
	7 3	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000	396,200
	7 4	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500	396,500
	7 5	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900	396,800
	7 6	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200	397,000
	7 7	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500	397,200
	7 8	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000	397,500
	7 9	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500	397,800
	8 0	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900	398,000
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職	8 1	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200	398,200
	8 2	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600	398,500
	8 3	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100	398,800
	8 4	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500	399,000
	8 5	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900	399,200
	8 6	286,100	312,900	350,700	369,600		
	8 7	286,600	313,900	351,500	370,200		
	8 8	287,100	314,900	352,300	370,700		
	8 9	287,600	315,800	352,900	371,000		
	9 0	288,100	316,900	353,500	371,500		
	9 1	288,600	317,900	354,100	371,900		
	9 2	289,100	318,900	354,700	372,200		
	9 3	289,600	319,700	355,100	372,800		
	9 4	290,200	320,400	355,500	373,300		
	9 5	290,800	321,100	356,000	373,800		
	9 6	291,400	321,700	356,400	374,300		
	9 7	292,000	322,200	356,900	374,900		
	9 8	292,500	322,500	357,300	375,400		
	9 9	293,000	323,100	357,800	375,900		
	1 0 0	293,500	323,700	358,200	376,300		
	1 0 1	294,000	324,100	358,500	376,900		
	1 0 2	294,500	324,700	359,000	377,400		
	1 0 3	295,000	325,300	359,400	377,900		
	1 0 4	295,400	325,800	359,700	378,400		
1 0 5	295,800	326,200	360,100	379,000			
1 0 6	296,300	326,700	360,600	379,400			
1 0 7	296,800	327,200	361,100	379,900			
1 0 8	297,100	327,700	361,600	380,400			
1 0 9	297,300	328,100	362,100	381,000			
1 1 0	297,600	328,500	362,600				
1 1 1	297,800	328,800	363,100				
1 1 2	298,100	329,100	363,500				
1 1 3	298,400	329,400	363,900				
1 1 4	298,600	329,800	364,300				
1 1 5	298,900	330,100	364,800				
1 1 6	299,100	330,400	365,300				
1 1 7	299,400	330,600	365,700				
1 1 8	299,700	330,900	366,200				
1 1 9	300,000	331,200	366,700				
1 2 0	300,300	331,400	367,200				
1 2 1	300,600	331,600	367,500				
1 2 2	301,000	331,900					
1 2 3	301,300	332,200					
1 2 4	301,600	332,500					

	1 2 5	301,800	332,700					
	1 2 6	302,000	333,000					
	1 2 7	302,300	333,400					
	1 2 8	302,700	333,600					
	1 2 9	302,900	333,800					
	1 3 0	303,200	334,000					
	1 3 1	303,600	334,400					
	1 3 2	304,000	334,600					
	1 3 3	304,200	334,900					
	1 3 4	304,500	335,300					
	1 3 5	304,800	335,700					
	1 3 6	305,100	336,100					
	1 3 7	305,300	336,400					
	1 3 8	305,600	336,800					
	1 3 9	305,900	337,200					
	1 4 0	306,200	337,600					
	1 4 1	306,400	337,900					
	1 4 2	306,800	338,300					
	1 4 3	307,200	338,600					
	1 4 4	307,500	339,000					
	1 4 5	307,700	339,300					
	1 4 6	307,900	339,700					
	1 4 7	308,200	340,100					
	1 4 8	308,600	340,500					
	1 4 9	308,800	340,800					
	1 5 0	309,000	341,200					
	1 5 1	309,300	341,600					
	1 5 2	309,600	342,000					
	1 5 3	310,000	342,300					
	1 5 4	310,200						
	1 5 5	310,400						
	1 5 6	310,700						
	1 5 7	311,000						
	1 5 8	311,300						
	1 5 9	311,600						
	1 6 0	311,900						
	1 6 1	312,300						
	1 6 2	312,600						
	1 6 3	312,900						
	1 6 4	313,200						
	1 6 5	313,600						
	1 6 6	313,900						
	1 6 7	314,200						
	1 6 8	314,500						
	1 6 9	314,900						
定年前任用 再短時間 勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	294,900	331,900
								376,600

備考 この表は、保健福祉事務所等に勤務する保健師、看護師等で現に当該本来の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第五 (第四条関係)

福祉職給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	199,600	254,300	287,800	313,800	355,200	408,300
	2	201,300	255,900	288,800	315,500	356,900	410,200
	3	203,000	257,500	289,700	317,000	358,500	412,100
	4	204,700	258,800	290,600	318,500	360,100	413,900
	5	206,300	260,300	291,500	319,700	361,700	415,700
	6	207,900	261,500	292,400	321,100	363,500	417,500
	7	209,500	262,600	293,300	322,500	365,000	419,300
	8	211,100	263,700	294,200	323,900	366,600	421,100
	9	212,700	264,800	295,000	325,300	368,000	422,700
	1 0	214,500	265,900	296,000	326,800	369,600	424,200
	1 1	216,300	267,000	297,200	328,200	371,200	425,700
	1 2	217,400	268,100	298,300	329,600	372,700	427,200
	1 3	218,500	269,200	299,500	331,000	374,600	428,700
	1 4	219,700	270,100	300,600	332,600	376,500	430,000
	1 5	220,900	271,000	301,700	334,200	378,400	431,300
	1 6	222,000	271,800	302,800	335,700	380,200	432,500
	1 7	223,100	272,400	303,900	337,200	381,700	433,700
	1 8	224,100	273,100	305,000	338,800	383,500	435,000
	1 9	225,100	273,900	306,100	340,400	385,200	436,300
	2 0	226,100	274,600	307,100	341,900	386,800	437,500
	2 1	227,100	275,600	308,100	343,400	388,500	438,700
	2 2	228,500	276,500	309,100	344,900	389,900	439,500
	2 3	229,800	277,400	310,100	346,400	391,300	440,300
	2 4	231,100	278,300	311,100	347,900	392,700	441,100
	2 5	232,400	279,300	312,100	349,400	394,100	441,700
	2 6	233,700	280,200	313,100	351,000	395,300	442,300
	2 7	235,000	281,100	314,100	352,600	396,500	442,900
	2 8	236,200	282,000	315,100	354,100	397,500	443,500
	2 9	237,400	282,900	316,100	355,300	398,600	444,200
	3 0	238,400	283,700	317,200	356,800	399,800	445,000
	3 1	239,400	284,600	318,300	358,300	400,900	445,400
	3 2	240,400	285,500	319,400	359,800	402,000	446,100
	3 3	241,400	286,500	320,500	361,200	402,700	446,600
	3 4	242,400	287,500	321,600	362,700	403,400	447,000
	3 5	243,300	288,500	322,700	364,200	404,100	447,400
	3 6	244,200	289,400	323,800	365,700	404,800	447,800
	3 7	245,100	290,300	324,800	367,100	405,400	448,200
	3 8	246,000	291,300	325,900	368,500	406,000	448,600
	3 9	246,900	292,300	327,000	369,900	406,500	449,000
	4 0	247,700	293,200	328,000	371,300	406,900	449,300
	4 1	248,500	294,100	329,000	372,300	407,300	449,600
	4 2	249,100	295,100	329,900	373,400	407,500	450,000
	4 3	249,700	296,100	330,800	374,300	407,800	450,300
	4 4	250,300	297,000	331,700	375,400	408,100	450,600
	4 5	250,800	297,900	332,600	376,100	408,400	450,900
	4 6	251,300	298,800	333,300	376,700	408,700	
	4 7	251,800	299,700	333,900	377,400	409,000	
	4 8	252,300	300,600	334,500	378,200	409,300	
	4 9	252,800	301,400	335,100	379,000	409,500	
	5 0	253,400	302,300	335,800	379,700	409,800	
	5 1	253,900	303,200	336,400	380,500	410,100	
	5 2	254,400	304,000	337,000	381,200	410,400	
	5 3	254,800	304,900	337,600	382,000	410,600	

	5 4	255,300	305,900	338,100	382,700	410,900
	5 5	255,800	306,900	338,600	383,400	411,200
	5 6	256,300	307,800	339,100	384,000	411,500
	5 7	256,800	308,700	339,500	384,300	411,700
	5 8	257,200	309,700	339,700	384,900	412,000
	5 9	257,600	310,600	340,200	385,500	412,300
	6 0	258,000	311,500	340,700	386,200	412,500
	6 1	258,400	312,400	341,000	386,600	412,700
	6 2	258,800	313,300	341,400	387,300	413,000
	6 3	259,200	314,200	341,900	387,900	413,300
	6 4	259,600	315,000	342,300	388,500	413,500
	6 5	260,000	315,700	342,700	388,900	413,700
	6 6	260,400	316,600	343,200	389,400	
	6 7	260,800	317,400	343,600	390,000	
	6 8	261,200	318,200	344,100	390,500	
	6 9	261,600	319,000	344,300	390,900	
	7 0	262,000	319,500	344,800	391,400	
	7 1	262,400	320,000	345,300	391,900	
	7 2	262,800	320,500	345,700	392,400	
定年 再任用 短時間 勤務員 の職外 職員	7 3	263,200	321,000	346,000	392,900	
	7 4	263,600	321,600	346,400	393,300	
	7 5	264,000	322,100	346,900	393,700	
	7 6	264,400	322,600	347,300	394,100	
	7 7	264,800	322,900	347,500	394,300	
	7 8	265,200	323,200	347,800	394,500	
	7 9	265,600	323,700	348,200	394,800	
	8 0	265,900	324,000	348,600	395,100	
	8 1	266,200	324,300	348,900	395,300	
	8 2	266,600	324,600	349,200	395,600	
	8 3	267,000	324,900	349,600	395,900	
	8 4	267,300	325,200	350,000	396,100	
	8 5	267,600	325,600	350,300	396,300	
	8 6	268,000	326,000	350,700		
	8 7	268,400	326,300	351,100		
	8 8	268,700	326,500	351,300		
	8 9	269,000	327,000	351,600		
	9 0	269,400	327,400			
	9 1	269,800	327,600			
	9 2	270,100	328,000			
9 3	270,400	328,400				
9 4	270,800	328,800				
9 5	271,200	329,200				
9 6	271,500	329,500				
9 7	271,800	329,700				
9 8	272,200	330,000				
9 9	272,600	330,300				
1 0 0	272,900	330,600				
1 0 1	273,200	331,000				
1 0 2	273,600	331,200				
1 0 3	274,000	331,500				
1 0 4	274,300	331,900				
1 0 5	274,500	332,300				
1 0 6	274,700	332,600				
1 0 7	275,000	332,900				
1 0 8	275,300	333,200				
1 0 9	275,600	333,500				
1 1 0	275,900	333,900				
1 1 1	276,200	334,200				
1 1 2	276,400	334,400				

	1 1 3	276,700	334,600				
	1 1 4	277,000	334,900				
	1 1 5	277,300	335,200				
	1 1 6	277,700	335,500				
	1 1 7	278,000	335,700				
	1 1 8	278,300					
	1 1 9	278,600					
	1 2 0	279,000					
	1 2 1	279,200					
	1 2 2	279,400					
	1 2 3	279,800					
	1 2 4	280,100					
	1 2 5	280,300					
	1 2 6	280,600					
	1 2 7	281,000					
	1 2 8	281,400					
	1 2 9	281,600					
	1 3 0	282,000					
	1 3 1	282,400					
	1 3 2	282,700					
	1 3 3	282,900					
	1 3 4	283,200					
	1 3 5	283,600					
	1 3 6	283,900					
	1 3 7	284,100					
	1 3 8	284,400					
	1 3 9	284,700					
	1 4 0	285,000					
	1 4 1	285,200					
	1 4 2	285,400					
	1 4 3	285,600					
	1 4 4	285,900					
	1 4 5	286,300					
	1 4 6	286,500					
	1 4 7	286,800					
	1 4 8	287,100					
	1 4 9	287,400					
	1 5 0	287,600					
	1 5 1	287,900					
	1 5 2	288,100					
	1 5 3	288,400					
定年前 再任用 短時間 勤務 員		基準給料月額 円 205,800	基準給料月額 円 245,600	基準給料月額 円 260,100	基準給料月額 円 293,600	基準給料月額 円 320,600	基準給料月額 円 362,700

備考 この表は、児童福祉施設等で人事委員会が指定するものに勤務し、本務として入所者の指導、保育等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第三条 群馬県職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十条の二第三号及び第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十条の三第一項第一号及び第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第四条 群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年群馬県条例

第八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号 給	給料月額
1	4 1 4, 0 0 0
2	4 7 5, 0 0 0
3	5 3 8, 0 0 0
4	6 2 1, 0 0 0
5	7 2 2, 0 0 0
6	8 2 4, 0 0 0

第五条第二項の表を次のように改める。

号 給	給料月額
1	3 4 6, 0 0 0
2	3 8 2, 0 0 0
3	4 1 0, 0 0 0

第六条第三項中「百分の百二十一・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

第五条 群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十二・五」に改める。

第七条第五項中「及び第四項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

(群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第六条 群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年群馬県条例第

六十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

給 号	給料月額	
	円	
1	3 9 2,	0 0 0
2	4 4 0,	0 0 0
3	4 9 2,	0 0 0
4	5 5 5,	0 0 0
5	6 3 4,	0 0 0
6	7 4 0,	0 0 0
7	8 6 4,	0 0 0

第九条第一項中「第十五条の二」の下に「、第十七条第一項(第十四号に係る部分に限る。)」を加え、同条第二項及び第三項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

第七条 群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第七条第四項を削り、同条第五項中「、第三項の規定による給料月額の設定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を「及び前項の規定による給料月額の決定」に改め、同項を同条第四項とする。

第九条第一項中「第二十一条から第二十一条の三まで」を「第二十一条の二」に、「第二十四条から第二十四条の三まで」を「第二十四条の三」に改め、同条第二項中「及び第二十条第二項」を「、第二十条第二項及び第二十一条第二項」に、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十五」を「百分の百二十五」とあるのは「百分の九十五」と、給与条例第二十一条第二項第一号中「百分の百五」とあるのは「百分の八十七・五」に改め、同条第三項中「第四条、」及び「、公立学校職員給与条例第四条中「産業教育手当」とあるのは「産業教育手当、特定任期付職員業績手当」とを削り、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十五」を「百分の百二十五」とあるのは「百分の九十五」と、公立学校職員給与条例第二十四条第二項第一号中「百分の百五」とあるのは「百分の八十七・五」に改める。

第十条を削る。

第十一条第一項中「、第四条の三及び第十三条」を「及び第四条の三」に、「、

第九条及び第二十条」を「及び第九条」に、「特定任期付企業職員」を「第二条第一項の規定により任期を定めて企業局職員又は病院局職員として採用された職員（以下「特定任期付企業職員」という。）」に改め、同条第二項中「第二条第三項及び」を削り、「企業職員給与条例第二条第三項中「及び退職手当」とあるのは、「特定任期付職員業績手当及び退職手当」と、企業職員給与条例第十条の二の規定」を「同条」に改め、同条第三項中「第二条第三項及び」を削り、「病院職員給与条例第二条第三項中「及び退職手当」とあるのは、「特定任期付職員業績手当及び退職手当」と、病院職員給与条例第十七条の規定」を「同条」に改め、同条を第十条とする。

第十二条中「人事委員会規則等」を「人事委員会規則又は教育委員会規則」に改め、同条を第十一条とする。

（知事、副知事及び企業管理者の諸給与支給条例等の一部改正）

第八条 次に掲げる条例の規定中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

- 一 知事、副知事及び企業管理者の諸給与支給条例（昭和二十二年群馬県条例第十六号）第二条第二項
- 二 群馬県教育委員会教育長の諸給与支給条例（昭和二十八年群馬県条例第四十号）第三条第二項
- 三 識見を有する者の中から選任された監査委員及び監査委員の事務局職員に関する条例（昭和二十八年群馬県条例第三十五号）第二条第三項

第九条 次に掲げる条例の規定中「百分の百七十五」を「百分の百七十二・五」に改める。

- 一 知事、副知事及び企業管理者の諸給与支給条例第二条第二項
- 二 群馬県教育委員会教育長の諸給与支給条例第三条第二項
- 三 識見を有する者の中から選任された監査委員及び監査委員の事務局職員に関する条例第二条第三項

（群馬県職員の寒冷地手当に関する条例の一部改正）

第十条 群馬県職員の寒冷地手当に関する条例（昭和二十六年群馬県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表一級地の項中「一七、八〇〇円」を「一九、八〇〇円」に、

「一〇、二〇〇円」を「一一、四〇〇円」に、「七、三六〇円」を「八、二〇〇円」に改め、同表二級地の項中「一一、八六〇円」を「一二、二〇〇円」に、「六、八〇〇円」を「七、六〇〇円」に、「四、九〇〇円」を「五、四六〇円」に改め、同表三級地の項中「八、九〇〇円」を「九、九〇〇円」に、「五、一〇〇円」を「五、七〇〇円」に、「三、六八〇円」を「四、一〇〇円」に改める。

第十一条 群馬県職員の寒冷地手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条中「常時勤務に服する職員をいい、」を削り、「受けている職員」の下に「、非常勤職員（地方公務員法第二十二条の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員を除く。）」を加える。

第三条第一項の表備考一イ中「規定する扶養親族」の下に「又は配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であつて、他に生計の途がなく、主として職員の扶養を受けている者」を加える。

（群馬県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第十二条 群馬県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十六年群馬県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項に次の一号を加える。

三 人事委員会規則で定める場所において、診療放射線技術者が行う放射線の照射の業務

第十七条第二項に次の一号を加える。

三 前項第三号に掲げる業務 業務に従事した日一日につき四百五十円の範囲内で人事委員会規則で定める額

第二十一条第二項中「及び第四項、第四条並びに第五条に規定する週休日」を「、第四条第一項及び第五条第一項の規定に基づく週休日並びに同条例第三条第三項、第四条第三項及び第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」に改める。

附則第五項中「であつて」を「であつて」に改める。

附則第七項中「にあつては」を「にあつては」に改める。

（群馬県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第十三条 群馬県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（令和元

年群馬県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十五」に改める。

第六条の二第二項中「百分の百二・五」を「百分の百五」に改める。

(群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第十四条 群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成六年群馬県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「割振り」を「割振り等」に改め、同条第一項中「割り振らない日」の下に「(第三項、次条第三項及び第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定によるものを除く。)」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 任命権者は、職員(人事委員会規則で定める職員を除く。以下この項及び次条第三項において同じ。)について、職員の申告を考慮して、第一項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、四週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間(以下「単位期間」という。)ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように、第一項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、単位期間ごとの期間について当該育児短時間勤務等の内容に従い勤務時間を割り振るものとする。

第三条第四項を削る。

第四条第一項中「前条第一項及び第二項」を「前条」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 任命権者は、第一項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定められる職員について、職員の申告を考慮して、同項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、単位期間ごとの期

間につき第二条に規定する勤務時間となるように、第一項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、単位期間ごとの期間について当該育児短時間勤務等の内容に従い勤務時間を割り振るものとする。

第四条第四項を削る。

第五条中「若しくは第四項」を削り、「から第四項まで」を「若しくは第三項」に、「この条」を「この項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、職員に第三条第三項又は前条第三項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務を命ずる必要性がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

第十条の二第一項中「達するまでの子」の下に「（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項、次項及び第三項並びに第十五条の二第一項において同じ。）」を加え、同条第二項中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第四項中「配偶者等」の下に「（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者をいう。）」を、「第一項中「小学校就学の始期に達するまでの子」の下に「（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十

七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項、次項及び第三項並びに第十五条の二第一項において同じ。」を加え、「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

(群馬県職員退職手当に関する条例の一部改正)

第十五条 群馬県職員退職手当に関する条例(昭和二十八年群馬県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十条第十一項第四号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第十四項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第五十六条の三第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当について同条第四項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、各号を削る。

第十三条第一項第一号及び第五項第二号、第十四条の見出し及び同条第一項第一号、第十五条第一項第一号並びに第十七条第四項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附則第三項中「引き続き日本電信電話株式会社」の下に「(日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この項において同じ。)」を加える。

附則第十一項中「附則別表第一の上欄」を「附則別表の上欄」に改める。

附則第十六項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。
(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第十六条 職員の育児休業等に関する条例(平成四年群馬県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第三項中「第六十一条第三十二項において読み替えて準用する同条第二十九項」を「第六十一条の二第二十項」に改める。

(群馬県職員の給与に関する条例の一部改正)

第十七条 群馬県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和四年群馬県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第七項中「、第十二条、第十二条の三、第十二条の五、第十二条の七、第十三条の二並びに第十三条の三」を「並びに第十二条」に改める。

（群馬県職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第十八条 群馬県職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例（令和四年群馬県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

附 則

（施行期日等）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条、第五条、第七条、第九条、第十一条、第十二条（附則第五項及び第七項の改正規定を除く。）、第十三条及び第十四条の規定、第十五条中群馬県職員退職手当に関する条例第十条第十一項第四号及び第十四項の改正規定並びに同条例附則第十六項の改正規定並びに第十六条から第十八条まで及び附則第五条から第十一条までの規定 令和七年四月一日

二 第三条の規定、第十五条中群馬県職員退職手当に関する条例第十三条第一項第一号及び第五項第二号、第十四条の見出し及び同条第一項第一号、第十五条第一項第一号並びに第十七条第四項の改正規定並びに附則第十二条の規定 令和七年六月一日

2 第一条の規定による改正後の群馬県職員の給与に関する条例（次項及び附則第四条において「改正後の給与条例」という。）第八条の三第一項及び別表第一から別表第五までの規定、第四条の規定による改正後の群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（次項、次条及び附則第四条において「改正後の任期付研究員条例」という。）第五条第一項及び第二項の規定、第六条の規定による改正後の群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項、次条及び附則第四条において「改正後の任期付職員条例」という。）第七条第一項の規定並びに第十条の規定による改正後の群馬県職員の寒冷地手当に関する条例（附則第四条において「改正後の寒冷地手当条例」という。）第三条第一項の規定は、令和六年四月一日から適用する。

3 改正後の給与条例第二十条第二項及び第三項並びに第二十一条第二項の規定、改正後の任期付研究員条例第六条第三項の規定、改正後の任期付職員条例第九条第二項及び第三項の規定並びに第八条の規定による改正後の知事、副知事及び企業管理者の諸給与支給条例第二条第二項、群馬県教育委員会教育長の諸給与支給条例第三条第二項及び識見を有する者の中から選任された監査委員及び監査委員の事務局職員に関する条例第二条第三項の規定は、令和六年十二月一日から適用する。

（任期付研究員等に係る最高の号給を超える給料月額の切替え）

第二条 令和六年四月一日（以下この条及び次条において「適用日」という。）の前日において次の各号に掲げる給料月額を受けていた職員の適用日における給料額は、当該各号に定める給料月額及び一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の指定職俸給表五号俸の額との権衡を考慮して人事委員会規則で定める。

一 群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第五条第五項の規定による給料月額 改正後の任期付研究員条例第五条第一項に規定する給料表に掲げる号給の給料月額

二 群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第七条第三項の規定による給料月額 改正後の任期付職員条例第七条第一項に規定する給料表に掲げる号給の給料月額

（適用日前の異動者等の号給の調整）

第三条 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、当該職員が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

第四条 改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の寒冷手当条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の群馬県職員の給与に関する条例、第四条の規定による改正前の群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例、第六条の規定による改正前の群馬県一般

職の任期付職員の採用等に関する条例又は第十条の規定による改正前の群馬県職員の寒冷地手当に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の寒冷地手当条例の規定による給与の内払とみなす。

(号給の切替え)

第五条 令和七年四月一日（以下この条及び次条において「切替日」という。）の前日において群馬県職員の給与に関する条例別表第一から別表第五までの給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給（次条及び附則別表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び切替日の前日においてその者が受けていた号給（附則別表において「旧号給」という。）に応じて附則別表に定める号給とする。

(切替日前の異動者等の号給の調整)

第六条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

2 前項に定めるもののほか、在職する他の職員との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の承認を得て、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給の基礎)

第七条 前二条の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が受けていた号給は、第二条の規定による改正前の群馬県職員の給与に関する条例（次条において「改正前の給与条例」という。）及びこれに基づく規程に従って定められたものでなければならぬ。

(令和八年三月三十一日までの間における扶養手当に関する特例)

第八条 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間は、第二条の規定による改正後の群馬県職員の給与に関する条例第十一条及び第十二条の規定は適用せず、改正前の給与条例第十一条及び第十二条の規定は、なおその効力を有する。

この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前の給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十二条第一項各号列記以外の部分		第十一條第一項ただし書
行九級職員等以外に限る	<p>、扶養親族たる子 に 限る</p> <p>一万円</p>	<p>次項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行九級職員等」という。）に對しては、支給しない。</p>
行八級職員等となつた職員に扶養親族たる	<p>扶養親族たる子に限り、行八級職員等にあつては扶養親族たる配偶者を除く</p> <p>一万千五百円</p>	<p>次に掲げる扶養手当は、次に定める職員に對しては、支給しない。</p> <p>一 次項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行九級職員等」という。）</p> <p>二 次項第一号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）に係る扶養手当 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行八級職員等」という。）</p>
	<p>第十一條第三項</p> <p>、父母等については一人につき六千五百円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行八級職員等」という。）</p>	

第十二条第一 項第一号	を 除く	父母等がある場合、行九級職員等から行八級職員等及び行九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合、行八級職員等から行八級職員等及び行九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者
第十二条第一 項第二号	及び行九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等	、行九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至つた者がある場合及び行八級職員等に扶養親族たる配偶者
第十二条第二 項	、扶養親族たる子に限る	扶養親族たる子に限り、行八級職員等にあつては扶養親族たる配偶者を除く
	行九級職員等以外の職員から行九級の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等と同項の規定による届出に係るものがある場合において	行八級職員等から行九級職員等となつた職員に扶養親族たる父母等と同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級職員等となつた日、行八級職員等及び行九級職員等以外の職員から行九級職員等及び行八級職員等から行八級職員等及び行九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者があつた場合においてその職員に扶養親族たる父母等又は扶養親族たる子のいずれも同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行八級職員等及び行九級職員等以外

	<p>その職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級職員等</p>	<p>等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級職員等となつた日、行八級職員等及び行九級職員等以外の職員から行八級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる父母等又は扶養親族たる子のいずれも同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行八級職員等</p>
<p>第十二条第三項</p>	<p>又は第三号</p>	<p>、第三号、第三号の二、第四号又は第四号の二</p>
<p>第十二条第三項第二号から第六号まで</p>	<p>三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある行九級職員等が行九級職員等以外の職員となつた場合</p> <p>四 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある行八級職員等及び行九級職員等以外の職員となつた場合</p> <p>五 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもの</p>	<p>三 扶養親族たる父母等及び扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある行九級職員等が行八級職員等となつた場合</p> <p>三の二 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある行九級職員等が行八級職員等及び行九級職員等以外の職員となつた場合</p> <p>四 扶養親族たる配偶者及び扶養親族たる父母等で第一項の規定による届出に係るものがある行八級職員等及び行九級職員等以外の職員となつた場合（扶養親族たる配偶者、扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある行八級職員等及び行九級職員等以外の職員となつた場合を含む。）</p> <p>四の二 扶養親族たる配偶者及び扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある行八級職員等及び行九級職員等以外の職員となつた場合（前号に掲げる場合を除く。）</p> <p>四の三 扶養親族たる父母等で第一項の規定による届出に係るものがある行八級職員等及び行九級職員等以外の職員となつた場合（前二号に掲げる</p>

<p>がある職員で行九級職員等以外のものが行九級職員等となった場合</p> <p>六 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある職員で行八級職員等及び行九級職員等以外のものが行八級職員等となった場合</p>	<p>場合を除く。）</p> <p>五 扶養親族たる父母等で第一項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行八級職員等が行九級職員等となった場合</p> <p>五の二 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行八級職員等及び行九級職員等以外のものが行九級職員等となった場合</p> <p>六 扶養親族たる配偶者で第一項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で行八級職員等となった場合（扶養親族たる配偶者で同項の規定による届出に係るもの、扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行八級職員等及び行九級職員等及び行八級職員等以外のものが行八級職員等となった場合を含む。）</p> <p>六の二 扶養親族たる配偶者で第一項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行八級職員等及び行九級職員等以外のものが行八級職員等となった場合（前号に掲げる場合を除く。）</p> <p>六の三 扶養親族たる父母等で第一項の規定による届出に係るものがある職員で行八級職員等及び行九級職員等以外のものが行八級職員等となった場合（前二号に掲げる場合を除く。）</p>
---	--

（特勤勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

第九条 附則第一条第一項第一号に定める日以後に地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項の規定により採用された職員（次条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。次条において「令和三年地方公務員法改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二

項の規定により採用された職員（以下この条において「再任用職員」という。）に対して適用されることとなる群馬県職員の給与に関する条例第十三条の三の規定は、同日以後に同条第一項に規定する異動をした再任用職員又は同日以後に同項に規定する公署の移転があった再任用職員について適用する。

（寒冷地手当に関する経過措置）

第十条 令和三年地方公務員法改正法附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第十一条の規定による改正後の群馬県職員の寒冷地手当に関する条例の規定を適用する。

（退職手当に関する経過措置）

第十一条 第十五条の規定による改正後の群馬県職員退職手当に関する条例（次条において「改正後の退職手当条例」という。）第十条第十一項（第四号に係る部分に限り、同条第十五項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した群馬県職員退職手当に関する条例第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この条において同じ。）であつて附則第一条第一項第一号に定める日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であつて同日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置）

第十二条 附則第一条第一項第二号に掲げる規定の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第三条の規定による改正後の群馬県職員の給与に関する条例第二十条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（第三号に係る部分に限る。）並びに改正後の退職手当条例第十三条第一項及び第五項、第十四条第一項（第一号に係る部分に限る。）並びに第十七条第三項及び第四項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（人事委員会規則への委任）

第十三条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則別表 号給の切替表

イ 行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給						
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	3
20	16	12	12	8	4	1	4
21	17	13	13	9	5	1	5
22	18	14	14	10	6	1	5
23	19	15	15	11	7	1	6
24	20	16	16	12	8	2	7
25	21	17	17	13	9	3	8
26	22	18	18	14	10	4	9
27	23	19	19	15	11	5	10
28	24	20	20	16	12	6	11
29	25	21	21	17	13	7	12
30	26	22	22	18	14	8	13
31	27	23	23	19	15	8	14
32	28	24	24	20	16	9	15
33	29	25	25	21	17	9	16
34	30	26	26	22	18	10	17
35	31	27	27	23	19	10	18
36	32	28	28	24	20	11	19
37	33	29	29	25	21	11	19
38	34	30	30	26	22	12	20
39	35	31	31	27	23	12	21
40	36	32	32	28	24	13	22
41	37	33	33	29	25	13	23
42	38	34	34	30	26	14	
43	39	35	35	31	27	14	
44	40	36	36	32	28	15	
45	41	37	37	33	29	15	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		

54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			
84	80	76	76	72			
85	81	77	77	73			
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90						
95	91						
96	92						
97	93						
98	94						
99	95						
100	96						
101	97						
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						
106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						

111	107						
112	108						
113	109						

ロ 公安職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給					
	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	3
26	22	18	18	14	10	4
27	23	19	19	15	11	5
28	24	20	20	16	12	6
29	25	21	21	17	13	7
30	26	22	22	18	14	8
31	27	23	23	19	15	8
32	28	24	24	20	16	9
33	29	25	25	21	17	9
34	30	26	26	22	18	10
35	31	27	27	23	19	10
36	32	28	28	24	20	11
37	33	29	29	25	21	11
38	34	30	30	26	22	12
39	35	31	31	27	23	12
40	36	32	32	28	24	13
41	37	33	33	29	25	13
42	38	34	34	30	26	14
43	39	35	35	31	27	14
44	40	36	36	32	28	15
45	41	37	37	33	29	15
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	

54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90	86				
95	91	87				
96	92	88				
97	93	89				
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					

111	107					
112	108					
113	109					
114	110					
115	111					
116	112					
117	113					
118	114					
119	115					
120	116					
121	117					
122	118					
123	119					
124	120					
125	121					

ハ 研究職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	2	1
19	11	3	1
20	12	4	1
21	13	5	2
22	14	6	3
23	15	7	4
24	16	8	5
25	17	9	6
26	18	10	7
27	19	11	8
28	20	12	9
29	21	13	10
30	22	14	11
31	23	15	12
32	24	16	13
33	25	17	14
34	26	18	15
35	27	19	16
36	28	20	17
37	29	21	18
38	30	22	19
39	31	23	20
40	32	24	21
41	33	25	22
42	34	26	23
43	35	27	24
44	36	28	25
45	37	29	26
46	38	30	27
47	39	31	28
48	40	32	29
49	41	33	30
50	42	34	31
51	43	35	32
52	44	36	33
53	45	37	34

54	46	38	35
55	47	39	36
56	48	40	37
57	49	41	38
58	50	42	39
59	51	43	40
60	52	44	41
61	53	45	42
62	54	46	43
63	55	47	44
64	56	48	45
65	57	49	46
66	58	50	47
67	59	51	48
68	60	52	49
69	61	53	50
70	62	54	51
71	63	55	52
72	64	56	53
73	65	57	54
74	66		
75	67		
76	68		
77	69		
78	70		
79	71		
80	72		
81	73		
82	74		
83	75		
84	76		
85	77		
86	78		
87	79		
88	80		
89	81		

ニ 医療職給料表（一）の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	3
40	28	24	4
41	29	25	5
42	30	26	6
43	31	27	7
44	32	28	8
45	33	29	9
46	34	30	10
47	35	31	11
48	36	32	12
49	37	33	13
50	38	34	13
51	39	35	14
52	40	36	15
53	41	37	16

54	42	38	17
55	43	39	17
56	44	40	18
57	45	41	19
58	46	42	20
59	47	43	21
60	48	44	21
61	49	45	22
62	50	46	23
63	51	47	24
64	52	48	25
65	53	49	26
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

ホ 医療職給料表（二）の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給					
	3 級	4 級	5 級	特 5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1	1
7	3	3	1	1	1	1
8	4	4	1	1	1	1
9	5	5	1	1	1	1
10	6	6	2	2	1	1
11	7	7	3	3	1	1
12	8	8	4	4	1	1
13	9	9	5	5	1	1
14	10	10	6	6	2	1
15	11	11	7	7	3	1
16	12	12	8	8	4	1
17	13	13	9	9	5	1
18	14	14	10	10	6	2
19	15	15	11	11	7	3
20	16	16	12	12	8	4
21	17	17	13	13	9	5
22	18	18	14	14	10	6
23	19	19	15	15	11	7
24	20	20	16	16	12	8
25	21	21	17	17	13	9
26	22	22	18	18	14	10
27	23	23	19	19	15	11
28	24	24	20	20	16	12
29	25	25	21	21	17	13
30	26	26	22	22	18	14
31	27	27	23	23	19	15
32	28	28	24	24	20	16
33	29	29	25	25	21	17
34	30	30	26	26	22	18
35	31	31	27	27	23	19
36	32	32	28	28	24	20
37	33	33	29	29	25	21
38	34	34	30	30	26	22
39	35	35	31	31	27	23
40	36	36	32	32	28	24
41	37	37	33	33	29	25
42	38	38	34	34	30	26
43	39	39	35	35	31	27
44	40	40	36	36	32	28
45	41	41	37	37	33	29
46	42	42	38	38	34	30
47	43	43	39	39	35	31
48	44	44	40	40	36	32
49	45	45	41	41	37	33
50	46	46	42	42	38	34
51	47	47	43	43	39	35
52	48	48	44	44	40	36
53	49	49	45	45	41	37

54	50	50	46	46	42	
55	51	51	47	47	43	
56	52	52	48	48	44	
57	53	53	49	49	45	
58	54	54	50	50	46	
59	55	55	51	51	47	
60	56	56	52	52	48	
61	57	57	53	53	49	
62	58	58	54	54	50	
63	59	59	55	55	51	
64	60	60	56	56	52	
65	61	61	57	57	53	
66	62	62	58	58	54	
67	63	63	59	59	55	
68	64	64	60	60	56	
69	65	65	61	61	57	
70	66	66	62	62	58	
71	67	67	63	63	59	
72	68	68	64	64	60	
73	69	69	65	65	61	
74	70	70	66	66		
75	71	71	67	67		
76	72	72	68	68		
77	73	73	69	69		
78	74	74	70	70		
79	75	75	71	71		
80	76	76	72	72		
81	77	77	73	73		
82	78	78	74	74		
83	79	79	75	75		
84	80	80	76	76		
85	81	81	77	77		
86	82	82		78		
87	83	83		79		
88	84	84		80		
89	85	85		81		
90	86	86		82		
91	87	87		83		
92	88	88		84		
93	89	89		85		
94	90	90				
95	91	91				
96	92	92				
97	93	93				
98	94	94				
99	95	95				
100	96	96				
101	97	97				
102	98	98				
103	99	99				
104	100	100				
105	101	101				
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					

111	107					
112	108					
113	109					

へ 医療職給料表（三）の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給					
	3 級	4 級	5 級	特 5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1	1
7	3	3	1	1	1	1
8	4	4	1	1	1	1
9	5	5	1	1	1	1
10	6	6	2	2	1	1
11	7	7	3	3	1	1
12	8	8	4	4	1	1
13	9	9	5	5	1	1
14	10	10	6	6	2	1
15	11	11	7	7	3	1
16	12	12	8	8	4	1
17	13	13	9	9	5	1
18	14	14	10	10	6	2
19	15	15	11	11	7	3
20	16	16	12	12	8	4
21	17	17	13	13	9	5
22	18	18	14	14	10	6
23	19	19	15	15	11	7
24	20	20	16	16	12	8
25	21	21	17	17	13	9
26	22	22	18	18	14	10
27	23	23	19	19	15	11
28	24	24	20	20	16	12
29	25	25	21	21	17	13
30	26	26	22	22	18	14
31	27	27	23	23	19	15
32	28	28	24	24	20	16
33	29	29	25	25	21	17
34	30	30	26	26	22	18
35	31	31	27	27	23	19
36	32	32	28	28	24	20
37	33	33	29	29	25	21
38	34	34	30	30	26	22
39	35	35	31	31	27	23
40	36	36	32	32	28	24
41	37	37	33	33	29	25
42	38	38	34	34	30	26
43	39	39	35	35	31	27
44	40	40	36	36	32	28
45	41	41	37	37	33	29
46	42	42	38	38	34	30
47	43	43	39	39	35	31
48	44	44	40	40	36	32
49	45	45	41	41	37	33
50	46	46	42	42	38	34
51	47	47	43	43	39	35
52	48	48	44	44	40	36
53	49	49	45	45	41	37

54	50	50	46	46	42	38
55	51	51	47	47	43	39
56	52	52	48	48	44	40
57	53	53	49	49	45	41
58	54	54	50	50	46	
59	55	55	51	51	47	
60	56	56	52	52	48	
61	57	57	53	53	49	
62	58	58	54	54	50	
63	59	59	55	55	51	
64	60	60	56	56	52	
65	61	61	57	57	53	
66	62	62	58	58	54	
67	63	63	59	59	55	
68	64	64	60	60	56	
69	65	65	61	61	57	
70	66	66	62	62		
71	67	67	63	63		
72	68	68	64	64		
73	69	69	65	65		
74	70	70	66	66		
75	71	71	67	67		
76	72	72	68	68		
77	73	73	69	69		
78	74	74	70	70		
79	75	75	71	71		
80	76	76	72	72		
81	77	77	73	73		
82	78	78	74	74		
83	79	79	75	75		
84	80	80	76	76		
85	81	81	77	77		
86	82	82	78	78		
87	83	83	79	79		
88	84	84	80	80		
89	85	85	81	81		
90	86	86	82	82		
91	87	87	83	83		
92	88	88	84	84		
93	89	89	85	85		
94	90	90				
95	91	91				
96	92	92				
97	93	93				
98	94	94				
99	95	95				
100	96	96				
101	97	97				
102	98	98				
103	99	99				
104	100	100				
105	101	101				
106	102	102				
107	103	103				
108	104	104				
109	105	105				
110	106	106				

111	107	107				
112	108	108				
113	109	109				
114	110					
115	111					
116	112					
117	113					
118	114					
119	115					
120	116					
121	117					
122	118					
123	119					
124	120					
125	121					

ト 福祉職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37

54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	42
59	55	55	51	47	43
60	56	56	52	48	44
61	57	57	53	49	45
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62	58	
71	67	67	63	59	
72	68	68	64	60	
73	69	69	65	61	
74	70	70	66	62	
75	71	71	67	63	
76	72	72	68	64	
77	73	73	69	65	
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				

111	107				
112	108				
113	109				
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				

令和六年十一月二十五日提出

群馬県知事 山本 一 太

「注」 職員の給与改定等を行おうとするものである。

第百七十三号議案

群馬県県有施設共通パスポート条例の一部を改正する条例

群馬県県有施設共通パスポート条例（平成十三年群馬県条例第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一ぐんまフラワーパークの項を削る。

別表第二群馬県県有施設共通パスポートの項中「五、二三〇円」を「四、三〇〇円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に群馬県県有施設共通パスポートの発行を受けている者については、改正前の別表第一の規定は、なおその効力を有する。

（群馬県立日本絹の里の設置及び管理に関する条例の一部改正）

3 群馬県立日本絹の里の設置及び管理に関する条例（平成十年群馬県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三群馬県県有施設共通パスポート条例（平成十三年群馬県条例第十号）第一条に規定する共通パスポートの項中「五、二三〇円」を「四、三〇〇円」に改める。

令和六年十一月二十五日提出

群馬県知事 山本 一太

「注」 ぐんまフラワーパークを対象施設から除く等の改正を行おうとするものである。

第百七十四号議案

群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例の一部を改正する条例

群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例（昭和四十八年群馬県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第四項中「群馬県大規模土地開発事業審査会」を「群馬県大規模土地開発事業審議会」に改める。

第二十九条第一項第六号を次のように改める。

六 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十二条

第一項又は第三十条第一項の許可を要する工事を行う区域

第三十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年五月二十六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十条第四項の改正規定 公布の日

二 第三十一条の改正規定及び次項の規定 令和七年六月一日

（罰則の適用に関する経過措置）

2 前項第二号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和六年十一月二十五日提出

群馬県知事 山 本 一 太

〔注〕 宅地造成等規制法の改正等に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

第百七十五号議案

群馬県総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

群馬県総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例（昭和五十六年群馬県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第二項中「別表第四」を「別表第三」に改める。

第七条の二中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第八条第一項中「別表第五又は別表第六」を「別表第四又は別表第五」に、「別表第六の二」を「別表第六」に改め、同条第二項中「別表第六」を「別表第五」に改める。

別表第一利用料金の欄を次のように改める。

利用料金
一時間につき
五、三六〇円
四、〇二〇円
二、六八〇円
一、三四〇円
三三、七五〇円
六八、九〇〇円
一七二、九三〇円
一、〇七〇円
八一〇円
七九〇円
二、一六〇円
一、〇八〇円
一三、四八〇円

八一〇円	一、〇七〇円	六六〇円	六、五八〇円	一、〇五〇円	三、二八〇円	五二〇円	四、九三〇円	四〇〇円	八〇〇円	二三、〇五〇円	九、一八〇円	四、四八〇円	三六〇円	七二〇円	三四、五八〇円	一三、七八〇円	六、七三〇円	三六〇円	七二〇円	一、〇八〇円	三四、五八〇円	一三、七八〇円	六、七三〇円	三六〇円	七二〇円	一、〇八〇円	六九、一八〇円	二七、五五〇円
------	--------	------	--------	--------	--------	------	--------	------	------	---------	--------	--------	------	------	---------	---------	--------	------	------	--------	---------	---------	--------	------	------	--------	---------	---------

四二、〇五〇円	一三、九〇〇円	四二、〇五〇円	六、九五〇円	三九〇円	三九〇円	五五〇円	一、〇七〇円	三九〇円	八一〇円	一、〇七〇円	五五〇円	一、〇七〇円	五五〇円	五五〇円	五五〇円	五五〇円	三七、四〇〇円	一七、一三〇円	一〇、一三〇円	一、〇〇〇円	二、〇〇〇円	七九〇円	七九〇円	一、一八〇円	九二〇円	九二〇円	九二〇円
---------	---------	---------	--------	------	------	------	--------	------	------	--------	------	--------	------	------	------	------	---------	---------	---------	--------	--------	------	------	--------	------	------	------

二、〇四〇円
一、〇二〇円
一六、四〇〇円
八、二〇〇円
八、一八〇円
四、〇九〇円
五八、五八〇円
二九、二九〇円
五五〇円
一、〇七〇円
一、〇七〇円
二、一七〇円
一、一八〇円
一、一八〇円
一、〇七〇円
二、三六〇円
一、一八〇円
五九〇円
一四、〇五〇円
九三〇円
五、六五〇円
七九〇円
規則で定める額

別表第一中注一を削り、注二を注一とし、同表注三中「切り上げる」を「切り捨てる」に改め、同表注三を同表注二とし、同表注四中「二時間（一時間に満たない時間は、一時間とする。）を単位として、九時から二十一時まで使用した場合の利用料金の額（ふれあいグラウンドについては、九時から十七時まで使用した場合の利用料金の額）を時間割によつて計算して得た」を「この表に定める利用料金の」に改め、

後段を削り、同表注四を同表注三とし、同表注五を同表注四とする。
 別表第二の九時から十一時までの欄から十九時から二十一時までの欄までを次のように改める。

一時間につき	三二〇円	一五〇円	九九〇円	四七〇円	一、三一〇円	六三〇円	三七〇円	二一〇円	二一〇円	三七〇円	二一〇円	二一〇円	三二〇円	一五〇円	九九〇円	四七〇円	一、三一〇円	六三〇円	二一〇円	二一〇円	三二〇円	一五〇円	九九〇円	四七〇円
--------	------	------	------	------	--------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	--------	------	------	------	------	------	------	------

			九九〇円
		四七〇円	
	五二〇円		
二六〇円			

別表第四を削り、別表第五を別表第四とし、別表第六を別表第五とし、別表第六の二を別表第六とする。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

令和六年十一月二十五日提出

群馬県知事 山本 一 太

〔注〕 利用料金の上限額の改定等を行おうとするものである。

第百七十六号議案

群馬県大麻草の栽培の規制に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

群馬県大麻草の栽培の規制に関する法律関係手数料条例（平成十一年群馬県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「大麻草採取栽培者免許」を「第一種大麻草採取栽培者免許」に改める。
第二条第一号中「大麻草採取栽培者免許」を「第一種大麻草採取栽培者免許」に、「二万円」を「二万四千元」に改め、同条第二号中「大麻草採取栽培者名簿」を「第一種大麻草採取栽培者名簿」に、「三千三百円」を「六千元」に改め、同条第三号中「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」に、「二千九百元」を「四千元」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年三月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号。以下「改正法」という。）附則第七条の規定により改正法第二条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）第五条第一項の免許を申請する者は、この条例による改正後の群馬県大麻草の栽培の規制に関する法律関係手数料条例（以下「改正後の条例」という。）第二条第一号の規定の例により手数料を納付しなければならない。

3 改正法附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる大麻草採取栽培者の申請等に係る手数料については、改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和六年十一月二十五日提出

群馬県知事 山本 一太

「注」 大麻草の栽培の規制に関する法律の改正に伴い、手数料の改定等を行おうとするものである。

第百七十七号議案

ぐんまフラワーパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

ぐんまフラワーパークの設置及び管理に関する条例（平成四年群馬県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

3 指定管理者は、入園パスポート（発行の日から一年間、発行を受けた者に限り、それを提示することにより入園することができる証票をいう。別表第一において同じ。）を発行することができる。

第十条中「並びに小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及びこれらに類する学校その他の施設の児童及び生徒並びに」を「及び」に改める。

第十三条第二項中「及び第八条」を「、第八条及び第九条第三項」に改め、同条第三項中「第九条」を「第九条第一項及び第二項」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は別表第三に定める額の使用料」を削り、同条第四項中「第十二条」を「前条」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第九条、第十三条関係）

区分	入園料（一人につき）	
	個人	団体（二十人以上）
大人	二、一〇〇円以下	一、六八〇円以下
小人	七〇〇円以下	五六〇円以下
		入園パスポート
		二、五〇〇円以下

注 小人とは、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及びこれらに類する学校その他の施設の児童及び生徒をいい、大人とは、小人以外の者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。

別表第二コインロッカーの項を削る。

別表第三を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 知事又は指定管理者は、この条例の施行の前においても、改正後のぐんまフラワーパークの設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）別表第一又は別表第二に定める入園料又は利用料の額の範囲内における新条例第九条第二項の規定による利用料金の額の承認又は決定その他の準備行為を行うことができる。

令和六年十一月二十五日提出

群馬県知事 山本 一太

〔注〕 入園料の上限額の改定等を行うおとするものである。

第百七十八号議案

群馬県屋外広告物条例の一部を改正する条例

群馬県屋外広告物条例（昭和三十九年群馬県条例第八十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条に次の一項を加える。

3 知事は、この条例の規定による許可等を受けた者の申請に基づき、許可等の期間を更新することができる。この場合においては、前二項の規定を準用する。

第十八条を次のように改める。

第十八条 削除

第十九条第二項中「第十七条」を「第十七条第一項及び第二項」に改める。

第二十二条中「又は」を「若しくは」に改め、「管理する者」の下に「又は広告物等の所有者若しくは占有者」を、「補修」の下に「、除却」を加える。

第二十三条及び第二十四条を次のように改める。

（点検義務）

第二十三条 広告物等の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する広告物等について、規則で定めるところにより、法第十条第二項第三号イに規定する登録試験機関が広告物等の表示又は設置に関し必要な知識について実施する試験に合格した者（以下「屋外広告士」という。）その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に、当該広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。ただし、規則で定める広告物等については、この限りでない。

2 第十七条第三項の規定による許可等の期間の更新を申請しようとする者は、前項の点検の結果を知事に報告しなければならない。

（除却義務）

第二十四条 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、許可等若しくは届出に係る表示若しくは設置の期間が満了したとき、若しくは次条の規定により許可等が取り消されたとき、又は広告物等の表示若しくは設置が必要でなくなったとき

は、遅滞なく、当該広告物等を除却しなければならない。第十四条に規定する広告物等について、同条の規定による期間が経過した場合においても、同様とする。

2 この条例の規定による許可等に係る広告物等を除却した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

第二十五条第一号中「第十八条第三項」を「同条第三項」に改める。

第三十条第二項中「法第十条第二項第三号イに規定する試験に合格した者」を「屋外広告士」に改める。

第三十四条第一項第一号中「法第十条第二項第三号イに規定する登録試験機関が広告物等の表示及び設置に関し必要な知識について実施する試験に合格した者」を「屋外広告士」に改め、同条第二項第一号中「及び」を「又は」に改める。

第三十八条の二中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十条第三号中「第二十三条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

第四十二条第三号中「第二十三条第二項」を「第二十四条第二項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第三十八条の二の改正規定及び次項の規定は、同年六月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

2 前項ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和六年十一月二十五日提出

群馬県知事 山 本 一 太

〔注〕 屋外広告物の点検義務の規定等を設けようとするものである。

第百七十九号議案

群馬県建築基準法施行条例及び群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

(群馬県建築基準法施行条例の一部改正)

第一条 群馬県建築基準法施行条例（昭和五十八年群馬県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項の表中「一万五千元」を「一万六千元」に、「二万二千元」を「二万六千元」に、「三万五千元」を「四万円」に改め、同条第二項第二号中「次項第二号」を「第四項第二号」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「及び前項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 法第六条第一項の規定により確認を申請する者等は、当該申請又は通知に係る計画に、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十一条第一項ただし書に規定する特定建築行為のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第二条第一項第一号に該当するものが含まれる場合（同法第十一条第六項に規定する適合判定通知書又はその写しが提出された場合を除く。）においては、第一項の手数料のほか、当該特定建築行為に係る建築物ごとの次の表に掲げる区分に応じた額を合計した額（当該確認を受けた特定建築行為の計画を変更する場合は、変更する建築物ごとに当該額の二分の一に相当する額を合計した額）の手数料を納付しなければならない。

建築物		金額
一戸建ての住宅	特定建築行為に係る部分の床面積の合計 二百平方メートル未満のもの	一万千円
	二百平方メートル以上のもの	一万三千円

一戸建ての住宅以外の住宅			
三百平方メートル未満のもの			二万二千元
三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの			三万四千元
二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの			五万四千元
五千平方メートル以上のもの			七万千元

第二条の四第一項中「第十八条第十六項」を「第十八条第二十項」に改め、同項の表中「二万四千元」を「二万六千元」に、「三万九千元」を「四万円」に改め、同条第二項中「第十八条第二十一項」を「第十八条第三十項」に改め、同項の表中「二万三千元」を「二万五千元」に、「三万八千元」を「三万九千元」に改め、同条第四項中「第一項」の下に「又は第二項及び前項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 法第七条第一項の規定により完了の検査を申請する者等は、当該申請又は通知に係る計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第一項に規定する要確認特定建築行為が含まれる場合においては、第一項又は第二項の手数料のほか、申請又は通知一件につき、次の表に掲げる区分に応じた額の手数料を納付しなければならない。

要確認特定建築行為に係る部分の床面積の合計	金額
三十平方メートル以内のもの	三千元
三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの	四千元
百平方メートルを超え二百平方メートル以内のもの	五千元
二百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの	八千元
五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	一万三千元
千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	一万七千元

二千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	二万九千円
一万平方メートルを超え五万平方メートル以内のもの	四万七千円
五万平方メートルを超えるもの	九万二千円

第二条の六第一項中「第十八条第十九項」を「第十八条第二十八項」に改める。

第二条の七の表一の項中「第十八条第二十四項第一号」を「第十八条第三十八項第一号」に改める。

(群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例の一部改正)

第二条 群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例(平成二十八年群馬県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に、「第三十四条第一項」を「第二十九条第一項」に改める。

第一条の二を削る。

第二条及び第三条を次のように改める。

(消費性能適合性判定に係る手数料の額)

第二条 法第十一条第一項又は第十二条第二項の規定により消費性能適合性判定を受ける者又は消費性能適合性判定を求める国等の機関の長は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める額(当該消費性能適合性判定に係る建築物が二以上あるときは、当該各号に定める額を合算した額)の手数料を納付しなければならない。

一 一戸建ての住宅 消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計が別表第一の第一欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号。以下「省令」という。)第一条第一項第二号イ(1)及びロ(1)に規定する基準、同号イただし書及びロ(1)に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「性能基準等」という。)が適用される建築物にあつては同表の第二欄に掲げる額、同号イ(1)及びロ(2)に規定する基準又は同号

イ(2)及びロ(1)に規定する基準（以下「性能・仕様併用基準」という。）が適用される建築物にあつては同表の第三欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準又は同号イただし書及びロ(2)（以下「仕様基準」という。）が適用される建築物にあつては同表の第四欄に掲げる額

二 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。） 消費性能適合性判定に係る部分の床面積（省令第四条第三項第二号を適用する場合は、共用部分の床面積を除く。第五号イ、第三条第一項第二号及び第四号イ並びに同条第二項第二号及び第四号イにおいて同じ。）の合計が別表第二の第一欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準等が適用される建築物にあつては同表の第二欄に掲げる額、性能・仕様併用基準が適用される建築物にあつては同表の第三欄に掲げる額、仕様基準が適用される建築物にあつては同表の第四欄に掲げる額

三 非住宅建築物（住宅以外の建築物をいう。以下同じ。）（当該建築物の全部を工場等（工場、危険物の貯蔵場若しくは処理場、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下同じ。）の用途に供する場合を除く。） 消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計が別表第三の第一欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第一条第一項一号イに規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準（以下「消費性能基準標準入力法に係る基準等」という。）が適用される建築物にあつては同表の第二欄に掲げる額、同号ロに規定する基準（以下「消費性能基準モデル建物法に係る基準」という。）が適用される建築物にあつては同表の第三欄に掲げる額

四 非住宅建築物（当該建築物の全部を工場等の用途に供する場合に限る。） 消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計が別表第四の第一欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準等が適用される建築物にあつては同表の第二欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあつては同表の第三欄に掲げる額

五 複合建築物（住宅部分（省令第一条第二項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）及び住宅部分以外の建築物の部分（以下「非住宅部分」という。）を有する建築物をいう。以下同じ。） 次のイの区分に応じ定める額に、ロ又はハの区分に応じ定める額を加算した額

イ 住宅部分 消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計が別表第二の第一欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準等が適用されるものにあつては同表の第二欄に掲げる額、性能・仕様併用基準が適用されるものにあつては同表の第三欄に掲げる額、仕様基準が適用されるものにあつては同表の第四欄に掲げる額

ロ 非住宅部分（非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合を除く。） 消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計が別表第三の第一欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準等が適用されるものにあつては同表の第二欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用されるものにあつては同表の第三欄に掲げる額

ハ 非住宅部分（非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合に限る。）

消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計が別表第四の第一欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準等が適用されるものにあつては同表の第二欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用されるものにあつては同表の第三欄に掲げる額

2 法第十一条第二項又は第十二条第三項の規定により変更の消費性能適合性判定を受ける者又は変更の消費性能適合性判定を求める国等の機関の長は、前項の規定により算出した額の二分の一に相当する額（新たに消費性能適合性判定の対象となる別の建築物にあつては同項の規定により算出した額）の手数料を納付しなければならない。

3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第十三条の規定により軽微な変更に関する証明書の交付を求める者は、第一項の規定により算出した額の二分の一に相当する額の手数料を納付しなければならない。

（消費性能向上計画認定手数料の額）

第三条 消費性能向上計画について、法第二十九条第一項の規定による認定（以下「消費性能向上計画の認定」という。）の申請をする者は、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

一 一戸建ての住宅 住宅の床面積の合計が別表第一の第一欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第十条第二号イ(1)及びロ(1)に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準（以下「誘導性能基準」という。）が適用される建築物にあつては同表の第二欄に掲げる額、同号イ(1)及びロ(2)に規定する基準又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準（以下「誘導性能・仕様併用基準」という。）が適用される建築物にあつては同表の第三欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準（以下「誘導仕様基準」という。）が適用される建築物にあつては同表の第四欄に掲げる額

二 共同住宅等 住宅の床面積の合計が別表第二の第一欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導性能基準等が適用されるものにあつては同表の第二欄に掲げる額、誘導性能・仕様併用基準が適用されるものにあつては同表の第三欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用されるものにあつては同表の第四欄に掲げる額

三 非住宅建築物 建築物の床面積の合計が別表第三の第一欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第十条第一号イ(1)及びロ(1)に規定する基準、同号イ(1)及びロ(2)に規定する基準、同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準（以下「誘導基準標準入力法に係る基準等」という。）が適用される建築物にあつては同表の第二欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準（以下「誘導基準モデル建物法に係る基準」という。）が適用される建築物にあつては同表の第三欄に掲げる額

四 複合建築物 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 住宅部分の床面積の合計が別表第二の第一欄に掲げる面積の区分のいずれに該当す

るかに応じ、誘導性能基準等が適用されるものにあつては同表の第二欄に掲げる額、誘導性能・仕様併用基準が適用されるものにあつては同表の第三欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用されるものにあつては同表の第四欄に掲げる額

ロ 非住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 非住宅部分の床面積の合計が別表第三の第一欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導基準標準入力法に係る基準等が適用されるものにあつては同表の第二欄に掲げる額、誘導基準モデル建物法に係る基準が適用されるものにあつては同表の第三欄に掲げる額

ハ 住宅部分及び非住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 次に掲げる額の合算額

(1) 住宅部分にあつては、イに掲げる額

(2) 非住宅部分にあつては、ロに掲げる額

2 消費性能向上計画の認定の申請をする者は、当該申請に係る消費性能向上計画が法第三十条第一項第一号に規定する基準に適合していることを証する図書として規則で定めるものを添えて当該申請をしたときは、前項の規定にかかわらず、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

一 一戸建ての住宅 住宅の床面積の合計が別表第一の第一欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第五欄に掲げる額

二 共同住宅等 住宅の床面積の合計が別表第二の第一欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第五欄に掲げる額

三 非住宅建築物 建築物の床面積の合計が別表第三の第一欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第四欄に掲げる額

四 複合建築物 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 住宅部分の床面積の合計が別表第二の第一欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第五欄に掲げる額

ロ 非住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 非住宅部分の床面積の合計が別表第三の第一欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第四欄に掲げる額

ハ 住宅部分及び非住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 次に掲げる額の合算額

- (1) 住宅部分にあつては、イに掲げる額
- (2) 非住宅部分にあつては、ロに掲げる額

3 消費性能向上計画について、法第三十一条第一項の規定による変更の認定の申請をする者は、第一項又は前項の規定により算出した額の二分の一に相当する額（新たに消費性能向上計画の認定の対象となる別の建築物にあつては第一項又は前項の規定により算出した額）の手数料を納付しなければならない。

4 法第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載された消費性能向上計画について、前三項に規定する申請をする者は、前三項に定める額の手数料のほか、同条第三項に規定する他の建築物について前三項の規定の例により算定した額の手数料を納付しなければならない。

5 消費性能向上計画の認定の申請をする者であつて、法第三十条第二項（法第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申出を行う者は、当該申請に係る消費性能向上計画について建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六条第一項又は第十八条第二項（これらの規定を同法第八十七条の四において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は計画の通知をした場合は、第一項から前項までの規定により納付すべき手数料のほか、群馬県建築基準法施行条例（昭和五十八年群馬県条例第十五号）第二条の二第一項から第四項まで又は第二条の三第一項の規定により納付することとなる手数料の額に相当する額の手数料を納付しなければならない。

別表第一中

第三欄	第四欄
一万八千円	五千円
一万九千円	五千円

を

第三欄	第四欄	第五欄
二万三千円	一万八千円	五千円
二万六千円	一万九千円	五千円

に

改める。

別表第二を削る。

別表第三中

第三欄	第四欄
三万千円	九千円
五万四千円	一万九千円
九万七千円	四万二千円
十四万六千円	七万五千円

を

第三欄	第四欄	第五欄
四万七千円	三万千円	九千円
七万九千円	五万四千円	一万九千円
十三万八千円	九万七千円	四万二千円
二十万千円	十四万六千円	七万五千円

に

改め、同表を別表第二とする。

別表第四中「第一条の二、」を削り、同表を別表第三とする。

別表第五中「第一条の二」を「第二条」に改め、三百平方メートル以上千平方メートル未満の項の前に次のように加える。

三百平方メートル未満	二万千円	一万七千円
------------	------	-------

別表第五を別表第四とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一条中群馬県建築基準法施行条例第二条の四第一項の改正規定（同項の表に係る部分を除く。）、同条第二項の改正規定（同項の表に係る部分を除く。）並びに同条例第二条の六第一項及び第二条の七の表一の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の群馬県建築基準法施行条例第二条の二及び第二条の四の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる申請又は通知に係る手数料について適用し、施行日前にされた申請又は通知に係る手

数料については、なお従前の例による。

3 第二条の規定による改正後の群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例第二条及び第三条の規定は、施行日以後にされる提出又は申請に係る手数料について適用し、施行日前にされた提出又は申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(群馬県都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例の一部改正)

4 群馬県都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例(平成二十四年群馬県条例第百十号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第三項」を「第四項」に改める。

令和六年十一月二十五日提出

群馬県知事 山本 一太

〔注〕 建築基準法等の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

第百八十号議案

群馬県宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料条例の一部を 改正する条例

群馬県宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料条例（平成十一年群馬県条例第九十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号。以下「改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた改正法による改正前の宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「旧法」を「法」に改め、「より宅地造成」の下に、「特定盛土等又は土石の堆積」を加える。

第二条中「宅地造成」の下に、「特定盛土等又は土石の堆積」を加える。

別表一の項上欄中「改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第八条第一項本文」を「法第十二条第一項本文又は第三十条第一項本文」に改め、「宅地造成」の下に「又は特定盛土等」を加え、同項下欄中「掲げる額」を「定める額」に改め、同欄(一)中「一万二千元」を「一万五千元」に改め、同欄(二)中「二万千元」を「二万六千元」に改め、同欄(三)中「三万千元」を「三万七千元」に改め、同欄(四)中「五千平方メートル」を「三千平方メートル」に、「四万七千元」を「五万五千元」に改め、同欄(五)中「五千平方メートル」を「三千平方メートル」に、「一万平方メートル」を「五千平方メートル」に、「六万七千元」を「六万六千元」に改め、同欄(六)中「四十二万円」を「六十一万三千元」に改め、同欄(七)を同欄(七)とし、同欄(八)中「三十四万円」を「四十七万五千元」に改め、同欄(九)を同欄(十)とし、同欄(十)中「二十五万円」を「三十三万六千元」に改め、同欄(八)を同欄(九)とし、同欄(七)中「十七万円」を「二十一万六千元」に改め、同欄(七)を同欄(八)とし、同欄(六)中「十一万円」を「十四万千元」に改め、同欄(六)を同欄(七)とし、同欄(五)の次に次のように加える。

(六) 五千平方メートルを超え一万平方メートル以内の場合 八万九千元

別表二の項上欄中「改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第十二条第一項本文」を「法第十六条第一項本文又は第三十五条第一項

本文」に改め、「宅地造成」の下に「又は特定盛土等」を加え、同項下欄中「四十二万円」を「六十一万三千元」に改め、同欄(一)中「宅地造成」の下に「又は特定盛土等」を加え、同項を同表三の項とし、同表一の項の次に次のように加える。

<p>四 法第十六条第一項 本文又は第三十五条 第一項本文の規定に より土石の堆積に関 する工事の計画の変 更の許可を申請する 者</p>	<p>申請一件につき、次に掲げる額を合算した額（その額が十二万九千円を超えるときは、十二万九千円） (一) 土石の堆積に関する工事の計画の変更（次号に規定する変更のみに該当する場合を除く。）について、土石の堆積を行う土地の面積（同号に規定する変更がない場合であつて、土石の堆積を行う土地の面積の縮小を伴うときは、当該縮小後の面積）の区分に応じ、二の項に定める金額に十分の一を乗じて得た額 (二) 土石の堆積を行う土地の面積の増加を伴う工事の計画の変更については、その増加する土地の面積の区分に応じ、二の項に定める額 (三) その他の変更については、一万円</p>
<p>二 法第十二条第一項 本文又は第三十条第 一項本文の規定によ り土石の堆積に関す る工事の許可を申請 する者</p>	<p>次の各号に掲げる土石の堆積を行う土地の面積の区分に応じ、当該各号に定める額 (一) 五百平方メートル以内の場合 一万三千元 (二) 五百平方メートルを超え千平方メートル以内の場合 一万六千元 (三) 千平方メートルを超え二千平方メートル以内の場合 一万八千元 (四) 二千平方メートルを超え三千平方メートル以内の場合 二万千円 (五) 三千平方メートルを超え五千平方メートル以内の場合 二万九千円 (六) 五千平方メートルを超え一万平方メートル以内の場合 三万三千元 (七) 一万平方メートルを超え二万平方メートル以内の場合 三万九千円 (八) 二万平方メートルを超え四万平方メートル以内の場合 五万三千元 (九) 四万平方メートルを超え七万平方メートル以内の場合 七万二千元 (十) 七万平方メートルを超え十万平方メートル以内の場合 十万六千元 (十一) 十万平方メートルを超える場合 十二万九千円</p>
<p>五 法第十八条第一項</p>	<p>次の各号に掲げる切土又は盛土をする土地の面積の</p>

別表に次のように加える。

又は第三十七条第一項の規定により中間検査を申請する者（法第十五条第一項又は第三十四条第一項の規定により、当該工事が法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可があつたものとみなされる場合を除く。）	区分に応じ、当該各号に定める額 (一) 三千平方メートル以内の場合 三千七百円 (二) 三千平方メートルを超え二万平方メートル以内の場合 五千六百円 (三) 二万平方メートルを超え四万平方メートル以内の場合 九千四百円 (四) 四万平方メートルを超え七万平方メートル以内の場合 一万六千円 (五) 七万平方メートルを超え十万平方メートル以内の場合 二万八千円 (六) 十万平方メートルを超える場合 三万九千円
--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年五月二十六日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の群馬県宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号。以下「改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた改正法による改正前の宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号。以下「旧法」という。）第八条第一項本文の許可を受けた者が、旧法第十二条第一項本文の規定により、当該許可に係る宅地造成に関する工事の計画の変更をしようとするときの手数料については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和六年十一月二十五日提出

群馬県知事 山本 一太

〔注〕 宅地造成及び特定盛土等規制法の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

第百八十一号議案

群馬県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(群馬県公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 群馬県公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年群馬県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の六十八・七五」を「百分の七十一・二五」に改める。

第二十四条第二項第一号中「百分の百二・五」を「百分の百七・五」に改め、同項第二号中「百分の四十八・七五」を「百分の五十一・二五」に改める。

第二十五条第二項の表一級地の項中「二七、八〇〇円」を「一九、八〇〇円」に、「一〇、二〇〇円」を「一一、四〇〇円」に、「七、三六〇円」を「八、二〇〇円」に改め、同表二級地の項中「一一、八六〇円」を「一三、二〇〇円」に、「六、八〇〇円」を「七、六〇〇円」に、「四、九〇〇円」を「五、四六〇円」に改め、同表三級地の項中「八、九〇〇円」を「九、九〇〇円」に、「五、一〇〇円」を「五、七〇〇円」に、「三、六八〇円」を「四、一〇〇円」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

高等学校等教育職給料表

学校 職の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	199,900	246,300	354,600	423,900
	2	202,200	247,800	356,000	425,700
	3	204,500	249,200	357,400	427,500
	4	206,700	250,600	358,800	429,100
	5	208,900	252,000	360,200	430,600
	6	211,200	253,200	361,500	432,100
	7	213,400	254,400	362,800	433,900
	8	215,600	255,600	364,100	435,700
	9	217,800	257,000	365,300	437,400
	10	220,000	258,200	366,800	439,200
	11	222,200	259,500	368,300	441,100
	12	224,400	260,800	369,700	442,900
	13	226,600	262,100	371,000	444,600
	14	228,700	264,000	372,500	446,500
	15	230,800	265,800	374,000	448,300
	16	232,900	267,600	375,400	450,200
	17	235,000	269,300	376,800	451,900
	18	236,800	271,500	378,300	453,700
	19	238,500	273,700	379,700	455,500
	20	240,200	275,900	381,100	457,300
	21	241,900	278,100	382,500	458,900
	22	243,200	280,300	384,000	460,600
	23	244,500	282,500	385,500	462,500
	24	245,800	284,600	386,900	464,200
	25	247,000	286,600	388,200	465,900
	26	248,200	288,500	389,700	467,500
	27	249,400	290,400	391,200	469,000
	28	250,600	292,200	392,700	470,500
	29	251,700	294,000	394,100	472,000
	30	252,900	295,900	395,600	473,300
	31	254,100	297,700	397,100	474,600
	32	255,300	299,400	398,600	475,900
	33	256,400	301,100	400,000	477,100
	34	257,700	302,900	401,600	477,800
	35	259,000	304,600	403,200	478,500
	36	260,300	306,200	404,700	479,200
	37	261,700	307,800	405,900	479,800
	38	263,100	309,500	407,300	480,500
	39	264,400	311,300	408,700	481,200
	40	265,700	313,000	410,000	481,900

	41	267,000	314,300	411,600	482,500
	42	268,000	316,200	413,000	
	43	269,000	318,000	414,300	
	44	269,900	319,700	415,700	
	45	270,600	321,400	417,100	
	46	271,400	323,300	418,400	
	47	272,200	325,000	419,900	
	48	273,000	326,700	421,400	
	49	273,800	328,400	423,000	
	50	274,600	330,200	424,400	
	51	275,300	332,000	426,000	
	52	276,100	333,700	427,500	
	53	276,900	335,400	429,200	
	54	277,700	336,700	430,700	
	55	278,500	338,000	432,300	
	56	279,300	339,300	433,900	
	57	280,000	340,800	435,400	
	58	280,600	342,400	436,900	
	59	281,400	343,900	438,100	
	60	282,300	345,500	439,300	
	61	283,100	347,000	440,500	
	62	283,700	348,600	441,800	
	63	284,500	350,200	443,000	
	64	285,200	351,700	444,200	
	65	286,200	353,200	445,300	
	66	287,000	354,800	446,500	
	67	287,800	356,400	447,700	
	68	288,500	357,900	448,900	
	69	289,200	359,400	450,100	
	70	290,000	361,000	451,300	
	71	290,800	362,600	452,500	
	72	291,500	364,100	453,700	
定年 前再 任用 短時 勤務 校員 以外 の学 校員	73	292,200	365,600	454,800	
	74	292,900	367,200	455,400	
	75	293,600	368,800	455,900	
	76	294,200	370,300	456,400	
	77	294,800	371,800	456,900	
	78	295,500	373,200	457,500	
	79	296,200	374,600	458,000	
	80	296,800	375,900	458,500	
	81	297,400	377,200	459,000	
	82	298,100	378,600		
	83	298,800	380,000		
	84	299,500	381,300		
	85	300,200	382,400		
	86	301,000	383,800		
	87	301,700	385,100		
	88	302,400	386,400		

89	303, 100	387, 600
90	304, 000	388, 900
91	304, 800	390, 000
92	305, 600	391, 200
93	306, 100	392, 400
94	306, 900	393, 500
95	307, 700	394, 700
96	308, 500	395, 900
97	309, 200	397, 300
98	310, 000	398, 300
99	310, 800	399, 300
100	311, 500	400, 300
101	312, 300	401, 200
102	313, 200	402, 200
103	314, 100	403, 300
104	314, 900	404, 400
105	315, 500	405, 100
106	316, 300	406, 000
107	317, 100	406, 900
108	317, 900	407, 800
109	318, 600	408, 600
110	319, 000	409, 400
111	319, 400	410, 200
112	319, 900	411, 000
113	320, 400	411, 600
114	320, 800	412, 300
115	321, 300	413, 000
116	321, 700	413, 700
117	322, 200	414, 300
118	322, 700	414, 800
119	323, 100	415, 200
120	323, 600	415, 500
121	324, 100	415, 800
122	324, 500	416, 100
123	325, 000	416, 400
124	325, 500	416, 600
125	326, 100	416, 800
126	326, 400	417, 100
127	326, 700	417, 400
128	327, 000	417, 600
129	327, 200	417, 800
130	327, 500	418, 100
131	327, 800	418, 400
132	328, 000	418, 600
133	328, 200	418, 800
134	328, 400	419, 100
135	328, 600	419, 400
136	328, 900	419, 600

	137	329,200	419,800		
	138	329,400	420,100		
	139	329,700	420,400		
	140	330,000	420,600		
	141	330,200	420,800		
	142	330,400	421,100		
	143	330,700	421,400		
	144	330,900	421,600		
	145	331,200	421,800		
	146	331,400	422,100		
	147	331,700	422,400		
	148	332,000	422,600		
	149	332,200	422,800		
	150	332,400	423,100		
	151	332,700	423,400		
	152	333,000	423,600		
	153	333,200	423,800		
定年前任用 短時間勤務 学校職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 238,500	円 279,100	円 336,600	円 421,900

備考 この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級である学校職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

小学校 中学校 教育職 給料表

学校 職の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	199,900	220,700	323,900	413,600
	2	202,200	223,100	326,000	415,100
	3	204,500	225,500	328,100	416,600
	4	206,700	227,900	330,200	418,000
	5	208,900	230,300	332,200	419,300
	6	211,200	232,700	334,300	420,700
	7	213,400	235,100	336,400	422,100
	8	215,600	237,500	338,500	423,500
	9	217,800	239,900	340,500	424,900
	10	220,000	241,500	342,600	426,300
	11	222,200	243,100	344,700	427,700
	12	224,400	244,700	346,700	429,000
	13	226,600	246,300	348,700	430,300
	14	228,700	247,800	350,200	431,700
	15	230,800	249,200	351,700	433,100
	16	232,900	250,600	353,200	434,500
	17	235,000	252,000	354,600	435,700
	18	236,800	253,200	356,000	437,000
	19	238,500	254,400	357,400	438,200
	20	240,200	255,600	358,800	439,500
	21	241,900	257,000	360,200	440,600
	22	243,200	258,200	361,500	441,700
	23	244,500	259,500	362,800	442,900
	24	245,800	260,800	364,100	444,100
	25	247,000	262,100	365,300	445,400
	26	248,100	264,000	366,600	446,600
	27	249,200	265,800	367,800	447,600
	28	250,300	267,600	369,000	448,700
	29	251,500	269,300	370,200	449,900
	30	252,800	271,500	371,400	450,700
	31	254,000	273,700	372,600	451,500
	32	255,200	275,900	373,700	452,400
	33	256,300	278,100	374,800	453,300
	34	257,500	280,300	376,000	453,800
	35	258,700	282,500	377,200	454,300
	36	259,900	284,600	378,300	454,800
	37	261,100	286,600	379,400	455,300
	38	262,300	288,500	380,600	455,800
	39	263,500	290,400	381,800	456,300
	40	264,700	292,200	382,900	456,800

	41	265,900	294,000	384,000	457,300
	42	267,000	295,900	385,200	
	43	268,100	297,700	386,400	
	44	269,200	299,400	387,500	
	45	270,200	301,100	388,600	
	46	271,000	302,900	389,800	
	47	271,800	304,600	391,000	
	48	272,600	306,200	392,200	
	49	273,300	307,800	393,400	
	50	274,100	309,500	394,700	
	51	274,800	311,300	395,900	
	52	275,500	313,000	397,100	
	53	276,300	314,300	398,300	
	54	277,100	316,200	399,600	
	55	277,900	318,000	400,600	
	56	278,600	319,700	401,700	
	57	279,300	321,400	402,900	
	58	280,100	323,300	404,100	
	59	280,900	325,000	405,300	
	60	281,600	326,700	406,500	
	61	282,200	328,400	407,600	
	62	282,900	330,200	408,600	
	63	283,600	332,000	409,900	
	64	284,200	333,700	411,100	
	65	284,900	335,400	412,300	
	66	285,600	336,700	413,400	
	67	286,300	338,000	414,500	
	68	287,000	339,300	415,600	
	69	287,700	340,800	416,600	
	70	288,500	342,300	417,800	
	71	289,200	343,800	419,000	
	72	289,900	345,300	420,200	
	73	290,400	346,700	420,800	
	74	291,100	348,200	421,600	
	75	291,800	349,700	422,300	
	76	292,400	351,200	422,800	
	77	293,000	352,600	423,100	
	78	293,700	354,100	423,400	
	79	294,300	355,600	423,800	
	80	294,900	357,100	424,200	
	81	295,500	358,500	424,500	
	82	296,100	359,800	424,900	
	83	296,700	361,100	425,200	
	84	297,300	362,300	425,500	
	85	297,800	363,500	425,800	
	86	298,300	364,700	426,200	
	87	298,800	365,900	426,500	
	88	299,300	367,000	426,800	

定年
前再
任用
短時
間勤
務学
校職
員以
外の
職員

89	299,700	368,100	427,100
90	300,300	369,200	427,400
91	300,800	370,300	427,700
92	301,300	371,400	427,900
93	301,600	372,500	428,100
94	302,100	373,700	428,400
95	302,600	374,800	428,700
96	303,000	375,900	428,900
97	303,400	376,900	429,100
98	303,900	377,900	
99	304,400	378,800	
100	304,800	379,700	
101	305,200	380,500	
102	305,600	381,500	
103	306,000	382,400	
104	306,300	383,300	
105	306,500	384,100	
106	306,800	385,000	
107	307,100	385,900	
108	307,300	386,800	
109	307,500	387,600	
110	307,700	388,600	
111	308,000	389,500	
112	308,300	390,400	
113	308,500	391,000	
114	308,700	391,900	
115	308,900	392,800	
116	309,200	393,700	
117	309,500	394,500	
118	309,700	395,200	
119	310,000	396,000	
120	310,300	396,800	
121	310,500	397,400	
122	310,700	398,100	
123	310,900	398,800	
124	311,200	399,400	
125	311,500	400,000	
126		400,700	
127		401,200	
128		401,800	
129		402,400	
130		403,000	
131		403,500	
132		404,000	
133		404,300	
134		404,600	
135		404,900	
136		405,200	

	137		405,500		
	138		405,800		
	139		406,100		
	140		406,400		
	141		406,700		
	142		407,000		
	143		407,300		
	144		407,600		
	145		407,800		
	146		408,100		
	147		408,400		
	148		408,600		
	149		408,800		
	150		409,100		
	151		409,400		
	152		409,600		
	153		409,800		
	154		410,100		
	155		410,400		
	156		410,600		
	157		410,800		
	158		411,100		
	159		411,400		
	160		411,600		
	161		411,800		
	162		412,100		
	163		412,400		
	164		412,600		
	165		412,800		
定年前任用短時間勤務学校職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		229,700	276,000	330,000	411,900

備考 この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級である学校職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

栄 養 職 給 料 表

学 校 職 員 の 区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	特 5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	258,500	278,600	303,500	309,500
	2	190,700	228,700	259,700	279,400	305,000	310,900
	3	192,800	230,000	260,800	280,200	306,500	312,300
	4	194,900	231,300	261,900	281,000	308,000	313,700
	5	196,900	232,500	263,000	281,800	309,500	315,000
	6	198,900	233,600	263,800	282,600	310,900	316,400
	7	200,900	234,600	264,600	283,400	312,300	317,800
	8	202,700	235,600	265,400	284,100	313,700	319,200
	9	204,500	236,700	266,200	284,800	315,000	320,600
	10	206,400	237,900	267,000	285,500	316,400	322,200
	11	208,300	239,200	267,800	286,200	317,800	323,700
	12	210,400	240,500	268,600	287,000	319,200	325,200
	13	212,100	241,800	269,400	287,800	320,600	326,700
	14	214,100	243,100	270,200	288,600	322,200	328,300
	15	216,300	244,400	271,000	289,400	323,700	329,800
	16	218,400	245,600	271,800	290,100	325,200	331,300
	17	220,500	246,800	272,600	290,800	326,700	335,000
	18	221,600	248,000	273,400	291,900	328,300	336,700
	19	222,700	249,200	274,200	293,000	329,800	338,400
	20	223,800	250,400	275,000	294,200	331,300	340,000
	21	224,900	251,500	275,800	295,400	332,800	341,500
	22	225,800	252,400	276,600	296,600	334,400	343,100
	23	226,700	253,200	277,400	297,800	335,900	344,700
	24	227,600	254,000	278,200	299,000	337,400	346,200
	25	228,500	254,800	279,000	300,200	338,900	347,600
	26	229,400	255,600	279,900	301,400	340,500	349,300
	27	230,300	256,400	280,800	302,600	342,100	350,900
	28	231,200	257,200	281,600	303,800	343,600	352,500
	29	232,100	258,000	282,400	305,000	344,900	353,700
	30	233,000	258,800	283,300	306,200	346,400	355,200
	31	233,900	259,600	284,200	307,300	347,900	356,700
	32	234,800	260,400	285,000	308,500	349,400	358,200
	33	235,600	261,200	285,800	309,800	350,900	359,900
	34	236,400	262,000	286,900	311,000	352,400	361,700
	35	237,200	262,700	287,900	312,200	353,900	363,400
	36	238,000	263,500	288,900	313,400	355,300	365,100
	37	238,800	264,400	289,900	314,600	356,700	366,500
	38	239,600	265,200	291,000	315,700	358,300	367,800
	39	240,400	266,000	292,000	316,900	359,800	369,000
	40	241,200	266,800	293,000	318,100	361,300	370,400

定年 前再 任用 短時 間勤 務学 校員 以外 の学 校員 職	41	241,800	267,600	294,000	319,300	362,500	371,500
	42	242,400	268,400	295,000	320,600	363,600	372,400
	43	243,000	269,200	296,000	321,900	364,800	373,400
	44	243,500	270,000	297,000	323,100	365,900	374,500
	45	244,000	270,700	298,000	324,000	366,900	375,300
	46	244,600	271,500	299,200	325,200	367,700	376,200
	47	245,100	272,300	300,300	326,400	368,700	377,100
	48	245,500	273,100	301,400	327,600	369,800	377,900
	49	245,900	273,800	302,500	328,700	370,800	378,700
	50	246,400	274,600	303,600	329,700	371,800	379,500
	51	246,900	275,300	304,700	330,700	372,800	380,300
	52	247,400	276,000	305,800	331,600	373,700	381,000
	53	247,700	276,700	306,900	332,500	374,500	381,700
	54	248,000	277,400	308,000	333,500	375,300	382,400
	55	248,300	278,100	309,100	334,500	376,200	383,100
	56	248,600	278,800	310,200	335,400	377,000	383,800
	57	248,900	279,500	311,200	335,900	377,500	384,300
	58	249,200	280,200	312,200	336,800	378,300	384,900
	59	249,500	280,900	313,200	337,500	379,100	385,500
	60	249,800	281,500	314,200	338,400	379,900	386,200
	61	250,100	282,100	315,200	339,100	380,300	386,600
	62	250,400	282,800	316,200	339,400	381,000	387,200
	63	250,700	283,500	317,200	339,900	381,700	387,800
	64	251,000	284,100	318,100	340,500	382,300	388,300
	65	251,300	284,700	319,000	341,100	382,700	388,700
	66	251,600	285,400	319,800	341,800	383,200	389,300
	67	251,900	286,100	320,500	342,500	383,800	389,900
	68	252,200	286,700	321,200	343,100	384,400	390,400
	69	252,500	287,300	321,800	343,800	384,800	390,800
	70	252,800	288,000	322,500	344,300	385,300	391,300
	71	253,100	288,700	323,100	344,900	385,800	391,800
	72	253,300	289,300	323,700	345,500	386,300	392,400
	73	253,500	289,900	324,300	345,800	386,900	392,700
	74	253,800	290,400	324,500	346,400	387,400	393,100
	75	254,100	290,800	325,000	346,900	388,000	393,500
	76	254,300	291,200	325,500	347,400	388,600	393,900
	77	254,500	291,600	326,100	347,900	389,100	394,200
	78	254,800	291,900	326,600	348,400	389,600	394,500
	79	255,100	292,200	327,100	348,900	390,100	394,800
	80	255,300	292,500	327,500	349,300	390,600	395,000
	81	255,500	292,800	328,100	349,600	390,900	395,200
	82	255,800	293,100	328,600	349,900	391,400	395,500
	83	256,100	293,400	329,000	350,100	391,800	395,800
	84	256,300	293,700	329,500	350,400	392,200	396,000
	85	256,500	293,900	330,000	350,900	392,600	396,200
	86		294,100	330,400	351,200		396,500
	87		294,300	330,600	351,500		396,800
	88		294,500	330,900	351,800		397,000

	89		294,900	331,300	352,200		397,200
	90		295,100	331,700	352,500		397,500
	91		295,300	332,000	352,800		397,800
	92		295,500	332,300	353,100		398,000
	93		295,900	332,600	353,500		398,200
	94		296,100	332,800	353,800		
	95		296,300	333,200	354,100		
	96		296,600	333,500	354,400		
	97		296,900	333,700	354,700		
	98		297,100	334,000	355,100		
	99		297,300	334,300	355,500		
	100		297,600	334,600	355,900		
	101		297,900	334,800	356,400		
	102		298,100	335,100	356,800		
	103		298,300	335,400	357,200		
	104		298,600	335,600	357,600		
	105		298,900	335,800	358,100		
	106			336,000			
	107			336,400			
	108			336,600			
	109			336,800			
	110			337,200			
	111			337,600			
	112			338,000			
	113			338,200			
定年 前再用 短時間 勤務学 校職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	294,900

事務職給料表

学校 職の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100

定 前 任 用 年 再 用 短 時 勤 務 校 員 以 外 の 学 校 職 員	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700
	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300
	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900
	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500
	45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200
	46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000
	47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400
	48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100
	49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600
	50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000
	51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400
	52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
	53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
	54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
	55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
	56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
	57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
	58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
	59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
	60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
	61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
	62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
	63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	
	64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	
	65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	
	66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	
	67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	
	68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	
	69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	
	70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	
	71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	
	72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	
	73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	
	74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	
	75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	
	76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	
	77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	
	78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	
	79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	
	80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	
	81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	
	82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	
	83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	
	84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500	
	85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700	
	86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500		
	87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800		
	88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000		

	89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200		
	90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500		
	91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800		
	92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000		
	93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200		
	94		299,400	347,400				
	95		299,700	347,800				
	96		300,100	348,200				
	97		300,300	348,400				
	98		300,600	348,800				
	99		301,000	349,200				
	100		301,400	349,500				
	101		301,600	349,800				
	102		301,900	350,200				
	103		302,200	350,600				
	104		302,500	351,000				
	105		302,700	351,500				
	106		303,000	351,900				
	107		303,300	352,300				
	108		303,600	352,700				
	109		303,800	353,200				
	110		304,200	353,600				
	111		304,600	353,900				
	112		304,900	354,200				
	113		305,100	354,700				
	114		305,300					
	115		305,600					
	116		306,000					
	117		306,200					
	118		306,400					
	119		306,700					
	120		307,000					
	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年前任用 短時間勤務 学校職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

第二条 群馬県公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第一号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万三千円、同項第二号から第五号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき六千五百円とする。

第十四条の二第一項第二号中「前条第二項第三号若しくは第五号」を「前条第二項第二号若しくは第四号」に改める。

第十五条中「百分の二・五」を「百分の二・八」に改める。

第十五条の二第一項第二号中「配偶者」の下に「（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第十九条第二項中「及び」を「、寒冷地手当の月額及び」に改める。

第二十二条の二第二項中「午前零時」を「午後十時」に改める。

第二十二条の三第二項中「第十五条の二、第十六条の二、第十七条の二、第十七条の三並びに第二十五条」を「第十七条の二並びに第十七条の三」に改める。

第二十三条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に、「百分の七十一・二五」を「百分の七十」に改める。

第二十四条第二項第一号中「百分の百七・五」を「百分の百五」に改め、同項第二号中「百分の五十一・二五」を「百分の五十」に改める。

第二十五条第一項中「常時勤務に服する学校職員をいい、」を削り、「学校職員及び」を「学校職員、非常勤職員（定年前再任用短時間勤務学校職員を除く。）並びに」に改め、「除く。」の下に「以下この項及び」を加え、同条第二項の表備考一イ中「規定する扶養親族」の下に「又は配偶者であつて、他に生計の途がなく、主として学校職員の扶養を受けている者」を、「以下」の下に「この表において」を加える。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

高等学校等教育職給料表

学校 職の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	199,900	246,300	376,800	451,900
	2	202,200	247,800	378,300	453,700
	3	204,500	249,200	379,700	455,500
	4	206,700	250,600	381,100	457,300
	5	208,900	252,000	382,500	458,900
	6	211,200	253,200	384,000	460,600
	7	213,400	254,400	385,500	462,500
	8	215,600	255,600	386,900	464,200
	9	217,800	257,000	388,200	465,900
	10	220,000	258,200	389,700	467,500
	11	222,200	259,500	391,200	469,000
	12	224,400	260,800	392,700	470,500
	13	226,600	262,100	394,100	472,000
	14	228,700	264,000	395,600	473,300
	15	230,800	265,800	397,100	474,600
	16	232,900	267,600	398,600	475,900
	17	235,000	269,300	400,000	477,100
	18	236,800	271,500	401,600	477,800
	19	238,500	273,700	403,200	478,500
	20	240,200	275,900	404,700	479,200
	21	241,900	278,100	405,900	479,800
	22	243,200	280,300	407,300	480,500
	23	244,500	282,500	408,700	481,200
	24	245,800	284,600	410,000	481,900
	25	247,000	286,600	411,600	482,500
	26	248,200	288,500	413,000	
	27	249,400	290,400	414,300	
	28	250,600	292,200	415,700	
	29	251,700	294,000	417,100	
	30	252,900	295,900	418,400	
	31	254,100	297,700	419,900	
	32	255,300	299,400	421,400	
	33	256,400	301,100	423,000	
	34	257,700	302,900	424,400	
	35	259,000	304,600	426,000	
	36	260,300	306,200	427,500	
	37	261,700	307,800	429,200	
	38	263,100	309,500	430,700	
	39	264,400	311,300	432,300	
	40	265,700	313,000	433,900	

	41	267,000	314,300	435,400
	42	268,000	316,200	436,900
	43	269,000	318,000	438,100
	44	269,900	319,700	439,300
	45	270,600	321,400	440,500
	46	271,400	323,300	441,800
	47	272,200	325,000	443,000
	48	273,000	326,700	444,200
	49	273,800	328,400	445,300
	50	274,600	330,200	446,500
	51	275,300	332,000	447,700
	52	276,100	333,700	448,900
	53	276,900	335,400	450,100
	54	277,700	336,700	451,300
	55	278,500	338,000	452,500
	56	279,300	339,300	453,700
	57	280,000	340,800	454,800
	58	280,600	342,400	455,400
	59	281,400	343,900	455,900
	60	282,300	345,500	456,400
	61	283,100	347,000	456,900
	62	283,700	348,600	457,500
	63	284,500	350,200	458,000
	64	285,200	351,700	458,500
	65	286,200	353,200	459,000
	66	287,000	354,800	
	67	287,800	356,400	
	68	288,500	357,900	
	69	289,200	359,400	
	70	290,000	361,000	
	71	290,800	362,600	
	72	291,500	364,100	
	73	292,200	365,600	
	74	292,900	367,200	
	75	293,600	368,800	
	76	294,200	370,300	
	77	294,800	371,800	
	78	295,500	373,200	
	79	296,200	374,600	
	80	296,800	375,900	
	81	297,400	377,200	
	82	298,100	378,600	
	83	298,800	380,000	
	84	299,500	381,300	
	85	300,200	382,400	
	86	301,000	383,800	
	87	301,700	385,100	
	88	302,400	386,400	

定年再
前任用
短時勤
間学職
務校員
以外
の学
校
職
員

89	303, 100	387, 600
90	304, 000	388, 900
91	304, 800	390, 000
92	305, 600	391, 200
93	306, 100	392, 400
94	306, 900	393, 500
95	307, 700	394, 700
96	308, 500	395, 900
97	309, 200	397, 300
98	310, 000	398, 300
99	310, 800	399, 300
100	311, 500	400, 300
101	312, 300	401, 200
102	313, 200	402, 200
103	314, 100	403, 300
104	314, 900	404, 400
105	315, 500	405, 100
106	316, 300	406, 000
107	317, 100	406, 900
108	317, 900	407, 800
109	318, 600	408, 600
110	319, 000	409, 400
111	319, 400	410, 200
112	319, 900	411, 000
113	320, 400	411, 600
114	320, 800	412, 300
115	321, 300	413, 000
116	321, 700	413, 700
117	322, 200	414, 300
118	322, 700	414, 800
119	323, 100	415, 200
120	323, 600	415, 500
121	324, 100	415, 800
122	324, 500	416, 100
123	325, 000	416, 400
124	325, 500	416, 600
125	326, 100	416, 800
126	326, 400	417, 100
127	326, 700	417, 400
128	327, 000	417, 600
129	327, 200	417, 800
130	327, 500	418, 100
131	327, 800	418, 400
132	328, 000	418, 600
133	328, 200	418, 800
134	328, 400	419, 100
135	328, 600	419, 400
136	328, 900	419, 600

	137	329,200	419,800		
	138	329,400	420,100		
	139	329,700	420,400		
	140	330,000	420,600		
	141	330,200	420,800		
	142	330,400	421,100		
	143	330,700	421,400		
	144	330,900	421,600		
	145	331,200	421,800		
	146	331,400	422,100		
	147	331,700	422,400		
	148	332,000	422,600		
	149	332,200	422,800		
	150	332,400	423,100		
	151	332,700	423,400		
	152	333,000	423,600		
	153	333,200	423,800		
定年前任用 短時間勤務 学校職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 238,500	円 279,100	円 336,600	円 421,900

備考 この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級である学校職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

小学校 中学校 教育職 給料表

学校 職の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	199,900	220,700	348,700	435,700
	2	202,200	223,100	350,200	437,000
	3	204,500	225,500	351,700	438,200
	4	206,700	227,900	353,200	439,500
	5	208,900	230,300	354,600	440,600
	6	211,200	232,700	356,000	441,700
	7	213,400	235,100	357,400	442,900
	8	215,600	237,500	358,800	444,100
	9	217,800	239,900	360,200	445,400
	10	220,000	241,500	361,500	446,600
	11	222,200	243,100	362,800	447,600
	12	224,400	244,700	364,100	448,700
	13	226,600	246,300	365,300	449,900
	14	228,700	247,800	366,600	450,700
	15	230,800	249,200	367,800	451,500
	16	232,900	250,600	369,000	452,400
	17	235,000	252,000	370,200	453,300
	18	236,800	253,200	371,400	453,800
	19	238,500	254,400	372,600	454,300
	20	240,200	255,600	373,700	454,800
	21	241,900	257,000	374,800	455,300
	22	243,200	258,200	376,000	455,800
	23	244,500	259,500	377,200	456,300
	24	245,800	260,800	378,300	456,800
	25	247,000	262,100	379,400	457,300
	26	248,100	264,000	380,600	
	27	249,200	265,800	381,800	
	28	250,300	267,600	382,900	
	29	251,500	269,300	384,000	
	30	252,800	271,500	385,200	
	31	254,000	273,700	386,400	
	32	255,200	275,900	387,500	
	33	256,300	278,100	388,600	
	34	257,500	280,300	389,800	
	35	258,700	282,500	391,000	
	36	259,900	284,600	392,200	
	37	261,100	286,600	393,400	
	38	262,300	288,500	394,700	
	39	263,500	290,400	395,900	
	40	264,700	292,200	397,100	

	41	265,900	294,000	398,300
	42	267,000	295,900	399,600
	43	268,100	297,700	400,600
	44	269,200	299,400	401,700
	45	270,200	301,100	402,900
	46	271,000	302,900	404,100
	47	271,800	304,600	405,300
	48	272,600	306,200	406,500
	49	273,300	307,800	407,600
	50	274,100	309,500	408,600
	51	274,800	311,300	409,900
	52	275,500	313,000	411,100
	53	276,300	314,300	412,300
	54	277,100	316,200	413,400
	55	277,900	318,000	414,500
	56	278,600	319,700	415,600
	57	279,300	321,400	416,600
	58	280,100	323,300	417,800
	59	280,900	325,000	419,000
	60	281,600	326,700	420,200
	61	282,200	328,400	420,800
	62	282,900	330,200	421,600
	63	283,600	332,000	422,300
	64	284,200	333,700	422,800
	65	284,900	335,400	423,100
	66	285,600	336,700	423,400
	67	286,300	338,000	423,800
	68	287,000	339,300	424,200
	69	287,700	340,800	424,500
	70	288,500	342,300	424,900
	71	289,200	343,800	425,200
	72	289,900	345,300	425,500
	73	290,400	346,700	425,800
	74	291,100	348,200	426,200
	75	291,800	349,700	426,500
	76	292,400	351,200	426,800
	77	293,000	352,600	427,100
	78	293,700	354,100	427,400
	79	294,300	355,600	427,700
	80	294,900	357,100	427,900
	81	295,500	358,500	428,100
	82	296,100	359,800	428,400
	83	296,700	361,100	428,700
	84	297,300	362,300	428,900
	85	297,800	363,500	429,100
	86	298,300	364,700	
	87	298,800	365,900	
	88	299,300	367,000	

年
再
用
勤
学
職
以
の
校
員
外
学
職

89	299,700	368,100
90	300,300	369,200
91	300,800	370,300
92	301,300	371,400
93	301,600	372,500
94	302,100	373,700
95	302,600	374,800
96	303,000	375,900
97	303,400	376,900
98	303,900	377,900
99	304,400	378,800
100	304,800	379,700
101	305,200	380,500
102	305,600	381,500
103	306,000	382,400
104	306,300	383,300
105	306,500	384,100
106	306,800	385,000
107	307,100	385,900
108	307,300	386,800
109	307,500	387,600
110	307,700	388,600
111	308,000	389,500
112	308,300	390,400
113	308,500	391,000
114	308,700	391,900
115	308,900	392,800
116	309,200	393,700
117	309,500	394,500
118	309,700	395,200
119	310,000	396,000
120	310,300	396,800
121	310,500	397,400
122	310,700	398,100
123	310,900	398,800
124	311,200	399,400
125	311,500	400,000
126		400,700
127		401,200
128		401,800
129		402,400
130		403,000
131		403,500
132		404,000
133		404,300
134		404,600
135		404,900
136		405,200

	137		405,500		
	138		405,800		
	139		406,100		
	140		406,400		
	141		406,700		
	142		407,000		
	143		407,300		
	144		407,600		
	145		407,800		
	146		408,100		
	147		408,400		
	148		408,600		
	149		408,800		
	150		409,100		
	151		409,400		
	152		409,600		
	153		409,800		
	154		410,100		
	155		410,400		
	156		410,600		
	157		410,800		
	158		411,100		
	159		411,400		
	160		411,600		
	161		411,800		
	162		412,100		
	163		412,400		
	164		412,600		
	165		412,800		
定年前任用短時間勤務学校職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		229,700	276,000	330,000	411,900

備考 この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級である学校職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

栄 養 職 給 料 表

学 校 職 の 分 区	校 員 の 分 区	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	特 5 級
		号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円	円	円	円
		1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	320,600
		2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	322,200
		3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	323,700
		4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	325,200
		5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	326,700
		6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	328,300
		7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	329,800
		8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	331,300
		9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	335,000
		10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	336,700
		11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	338,400
		12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	340,000
		13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	341,500
		14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	343,100
		15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	344,700
		16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	346,200
		17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	347,600
		18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	349,300
		19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	350,900
		20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	352,500
		21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	353,700
		22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	355,200
		23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	356,700
		24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	358,200
		25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	359,900
		26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	361,700
		27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	363,400
		28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	365,100
		29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	366,500
		30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	367,800
		31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	369,000
		32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	370,400
		33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	371,500
		34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	372,400
		35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	373,400
		36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	374,500
		37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	375,300
		38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	376,200
		39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	377,100
		40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	377,900

定 前 任 短 時 間 勤 務 校 員 外 の 学 校 職 員	41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	378,700
	42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	379,500
	43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	380,300
	44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	381,000
	45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	381,700
	46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	382,400
	47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	383,100
	48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	383,800
	49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	384,300
	50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	384,900
	51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	385,500
	52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	386,200
	53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	386,600
	54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000	387,200
	55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700	387,800
	56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300	388,300
	57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700	388,700
	58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200	389,300
	59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800	389,900
	60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400	390,400
	61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800	390,800
	62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300	391,300
	63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800	391,800
	64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300	392,400
	65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900	392,700
	66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400	393,100
	67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000	393,500
	68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600	393,900
	69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100	394,200
	70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600	394,500
	71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100	394,800
	72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600	395,000
	73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900	395,200
	74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400	395,500
	75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800	395,800
	76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200	396,000
	77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600	396,200
	78	254,800	291,900	328,600	349,900		396,500
	79	255,100	292,200	329,000	350,100		396,800
	80	255,300	292,500	329,500	350,400		397,000
	81	255,500	292,800	330,000	350,900		397,200
	82	255,800	293,100	330,400	351,200		397,500
	83	256,100	293,400	330,600	351,500		397,800
	84	256,300	293,700	330,900	351,800		398,000
	85	256,500	293,900	331,300	352,200		398,200
	86		294,100	331,700	352,500		
	87		294,300	332,000	352,800		
	88		294,500	332,300	353,100		

	89		294,900	332,600	353,500		
	90		295,100	332,800	353,800		
	91		295,300	333,200	354,100		
	92		295,500	333,500	354,400		
	93		295,900	333,700	354,700		
	94		296,100	334,000	355,100		
	95		296,300	334,300	355,500		
	96		296,600	334,600	355,900		
	97		296,900	334,800	356,400		
	98		297,100	335,100	356,800		
	99		297,300	335,400	357,200		
	100		297,600	335,600	357,600		
	101		297,900	335,800	358,100		
	102		298,100	336,000			
	103		298,300	336,400			
	104		298,600	336,600			
	105		298,900	336,800			
	106			337,200			
	107			337,600			
	108			338,000			
	109			338,200			
定年 前再 任用 短時 勤務 職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	294,900

事務職給料表

学校 職の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300

定 前 年 再 用 短 時 勤 務 校 員 外 の 校 員 職	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500		
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800		
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000		
	77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200		
	78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500		
	79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800		
	80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000		
	81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200		
	82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500		
	83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800		
	84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000		
	85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200		
	86	256,000	297,100	346,000				
	87	256,300	297,400	346,400				
	88	256,600	297,700	346,800				

	89	256,900	298,000	347,000				
	90	257,200	298,300	347,400				
	91	257,500	298,600	347,800				
	92	257,800	299,000	348,200				
	93	258,100	299,200	348,400				
	94		299,400	348,800				
	95		299,700	349,200				
	96		300,100	349,500				
	97		300,300	349,800				
	98		300,600	350,200				
	99		301,000	350,600				
	100		301,400	351,000				
	101		301,600	351,500				
	102		301,900	351,900				
	103		302,200	352,300				
	104		302,500	352,700				
	105		302,700	353,200				
	106		303,000	353,600				
	107		303,300	353,900				
	108		303,600	354,200				
	109		303,800	354,700				
	110		304,200					
	111		304,600					
	112		304,900					
	113		305,100					
	114		305,300					
	115		305,600					
	116		306,000					
	117		306,200					
	118		306,400					
	119		306,700					
	120		307,000					
	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年前任用 再任 短時間勤務 学校職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

第三条 群馬県公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十三条の二第三号及び第四号並びに第二十三条の三第一項第一号及び第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(群馬県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第四条 群馬県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和四年群馬県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第七項中「第十五条の二、第十六条の二、第十七条の二、第十七条の三並びに第二十五条」を「第十七条の二並びに第十七条の三」に改める。

(群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第五条 群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(令和元年群馬県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十五」に改める。

第六条の二第二項中「百分の百二・五」を「百分の百五」に改める。

附 則

(施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条、第四条、第五条及び附則第四条から第八条までの規定 令和七年四月一日

二 第三条及び附則第九条の規定 令和七年六月一日

2 第一条の規定による改正後の群馬県公立学校職員の給与に関する条例(次項及び附則第三条において「改正後の給与条例」という。)第二十五条第二項及び別表第一から別表第三までの規定は、令和六年四月一日から適用する。

3 改正後の給与条例第二十三条第二項及び第三項並びに第二十四条第二項の規定は、令和六年十二月一日から適用する。

(適用日前の異動者等の号給の調整)

第二条 令和六年四月一日(以下この条において「適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した学校職員及び教育委員会の定めるこれに準ずる学校職員の適

用日における号給については、当該学校職員が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

第三条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の群馬県公立学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(号給の切替え)

第四条 令和七年四月一日(以下この条及び次条において「切替日」という。)の前日において群馬県公立学校職員の給与に関する条例別表第一から別表第三までの給料表の適用を受けていた学校職員の切替日における号給(次条及び附則別表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び切替日の前日においてその者が受けていた号給(附則別表において「旧号給」という。)に応じて附則別表に定める号給とする。

(切替日前の異動者等の号給の調整)

第五条 切替日前に職務の級を異にして異動した学校職員及び教育委員会の定めるこれに準ずる学校職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

2 前項に定めるもののほか、在職する他の学校職員との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の承認を得て、必要な調整を行うことができる。

(学校職員が受けていた号給の基礎)

第六条 前二条の規定の適用については、これらの規定に規定する学校職員が受けていた号給は、第二条の規定による改正前の群馬県公立学校職員の給与に関する条例(次条において「改正前の給与条例」という。)及びこれに基づく規程に従って定められたものでなければならない。

(令和八年三月三十一日までの間における扶養手当に関する特例)

第七条 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間は、第二条の規定による改正後の群馬県公立学校職員の給与に関する条例第十四条及び第十四条の二の

規定は適用せず、改正前の給与条例第十四条及び第十四条の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の給与条例第十四条第三項中「及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」とあるのは「に該当する扶養親族については三千元、同項第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「一万円」とあるのは「一万千五百円」とする。

（寒冷地手当に関する経過措置）

第八条 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された学校職員は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項の規定により採用された学校職員とみなして、第二条の規定による改正後の群馬県公立学校職員の給与に関する条例第二十五条の規定を適用する。

（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置）

第九条 附則第一条第一項第二号に掲げる規定の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第三条の規定による改正後の群馬県公立学校職員の給与に関する条例第二十三条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（人事委員会への協議）

第十条 附則第二条から前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会と協議して、教育委員会が定める。

附則別表（附則第四条関係）

号給の切替表

イ 高等学校等教育職給料表の適用を受ける学校職員

旧号給	新 号 給	
	3 級	4 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	2	2
19	3	3
20	4	4
21	5	5
22	6	6
23	7	7
24	8	8
25	9	9
26	10	10
27	11	11
28	12	12
29	13	13
30	14	14
31	15	15
32	16	16
33	17	17
34	18	18
35	19	19
36	20	20
37	21	21
38	22	22
39	23	23
40	24	24
41	25	25
42	26	
43	27	
44	28	
45	29	
46	30	
47	31	
48	32	
49	33	
50	34	
51	35	
52	36	
53	37	

54	38	
55	39	
56	40	
57	41	
58	42	
59	43	
60	44	
61	45	
62	46	
63	47	
64	48	
65	49	
66	50	
67	51	
68	52	
69	53	
70	54	
71	55	
72	56	
73	57	
74	58	
75	59	
76	60	
77	61	
78	62	
79	63	
80	64	
81	65	

ロ 小学校中学校教育職給料表の適用を受ける学校職員

旧号給	新 号 給	
	3 級	4 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	2	1
15	3	1
16	4	1
17	5	1
18	6	2
19	7	3
20	8	4
21	9	5
22	10	6
23	11	7
24	12	8
25	13	9
26	14	10
27	15	11
28	16	12
29	17	13
30	18	14
31	19	15
32	20	16
33	21	17
34	22	18
35	23	19
36	24	20
37	25	21
38	26	22
39	27	23
40	28	24
41	29	25
42	30	
43	31	
44	32	
45	33	
46	34	
47	35	
48	36	
49	37	
50	38	
51	39	
52	40	
53	41	

54	42	
55	43	
56	44	
57	45	
58	46	
59	47	
60	48	
61	49	
62	50	
63	51	
64	52	
65	53	
66	54	
67	55	
68	56	
69	57	
70	58	
71	59	
72	60	
73	61	
74	62	
75	63	
76	64	
77	65	
78	66	
79	67	
80	68	
81	69	
82	70	
83	71	
84	72	
85	73	
86	74	
87	75	
88	76	
89	77	
90	78	
91	79	
92	80	
93	81	
94	82	
95	83	
96	84	
97	85	

ハ 栄養職給料表の適用を受ける学校職員

旧号給	新 号 給			
	3 級	4 級	5 級	特 5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	2
11	7	7	3	3
12	8	8	4	4
13	9	9	5	5
14	10	10	6	6
15	11	11	7	7
16	12	12	8	8
17	13	13	9	9
18	14	14	10	10
19	15	15	11	11
20	16	16	12	12
21	17	17	13	13
22	18	18	14	14
23	19	19	15	15
24	20	20	16	16
25	21	21	17	17
26	22	22	18	18
27	23	23	19	19
28	24	24	20	20
29	25	25	21	21
30	26	26	22	22
31	27	27	23	23
32	28	28	24	24
33	29	29	25	25
34	30	30	26	26
35	31	31	27	27
36	32	32	28	28
37	33	33	29	29
38	34	34	30	30
39	35	35	31	31
40	36	36	32	32
41	37	37	33	33
42	38	38	34	34
43	39	39	35	35
44	40	40	36	36
45	41	41	37	37
46	42	42	38	38
47	43	43	39	39
48	44	44	40	40
49	45	45	41	41
50	46	46	42	42
51	47	47	43	43
52	48	48	44	44
53	49	49	45	45

54	50	50	46	46
55	51	51	47	47
56	52	52	48	48
57	53	53	49	49
58	54	54	50	50
59	55	55	51	51
60	56	56	52	52
61	57	57	53	53
62	58	58	54	54
63	59	59	55	55
64	60	60	56	56
65	61	61	57	57
66	62	62	58	58
67	63	63	59	59
68	64	64	60	60
69	65	65	61	61
70	66	66	62	62
71	67	67	63	63
72	68	68	64	64
73	69	69	65	65
74	70	70	66	66
75	71	71	67	67
76	72	72	68	68
77	73	73	69	69
78	74	74	70	70
79	75	75	71	71
80	76	76	72	72
81	77	77	73	73
82	78	78	74	74
83	79	79	75	75
84	80	80	76	76
85	81	81	77	77
86	82	82		78
87	83	83		79
88	84	84		80
89	85	85		81
90	86	86		82
91	87	87		83
92	88	88		84
93	89	89		85
94	90	90		
95	91	91		
96	92	92		
97	93	93		
98	94	94		
99	95	95		
100	96	96		
101	97	97		
102	98	98		
103	99	99		
104	100	100		
105	101	101		
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			

111	107			
112	108			
113	109			

ニ 事務職給料表の適用を受ける学校職員

旧号給	新 号 給				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37

54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				

111	107				
112	108				
113	109				

令和六年十一月二十五日提出

群馬県知事 山本 一 太

「注」 職員の給与改定等を行おうとするものである。

第百八十二号議案

群馬県道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律
 関係手数料条例の一部を改正する条例

群馬県道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料条例
 (平成十二年群馬県条例第十七号)の一部を次のように改正する。
 別表第一の一の八の項を次のように改める。

一の八 法第 八十九条第 一項の規定 により運転 免許試験を 受けようと する者	大型自動車免 許、中型自動車 免許又は準中型 自動車免許に係 る試験	法第九十七条の 二第一項第一号 又は第二号に該 当して同項の規 定の適用を受け る場合	千九百五十円 (道路交通法施 行令(昭和三十 五年政令第二十 七号。以下 「政令」とい う。)第三十三 条の六の二第六 号に掲げるやむ を得ない理由の ため免許証等の 更新を受けるこ とができなかつ た者(以下「特 定理由失効者」 という。)に対 する試験にあつ ては、七百五十 円)	運転免 許試験 手数料
法第九十七条の 二第一項の規定 の適用を受けな い場合	法第九十七条の 二第一項第三号 又は第五号に該 当して同項の規 定の適用を受け る場合	三千九百円(法 第九十七条第一 項第二号に掲げ る事項について 行う試験(以下		

<p>普通自動車免許に係る試験</p>		<p>特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験</p>	
<p>法第九十七条の二第一項の規定</p>	<p>法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p>	<p>法第九十七条の二第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p>	<p>法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合</p>
<p>二千八百円（技能試験を貸与自</p>	<p>千九百五十円（特定理由失効者に対する試験にあつては、七百五十円）</p>	<p>千八百五十円</p>	<p>二千五百円（技能試験を貸与自動車を使用して受ける場合にあつては、三千三百円）</p>
<p>千九百円</p>	<p>千九百五十円（特定理由失効者に対する試験にあつては、七百五十円）</p>	<p>千九百五十円</p>	<p>千九百五十円（特定理由失効者に対する試験にあつては、七百五十円）</p>
<p>「技能試験」という。）を県が提供する自動車（以下「貸与自動車」という。）を使用し、受ける場合にあっては、六千九百円）</p>		<p>「技能試験」という。）を県が提供する自動車（以下「貸与自動車」という。）を使用し、受ける場合にあっては、六千九百円）</p>	

		小型特殊自動車 免許又は原動機 付自転車免許に 係る試験		大型自動車第二 種免許、中型自 動車第二種免許 又は普通自動車 第二種免許に係 る試験	仮運転免許に係 る試験
	の適用を受けな い場合	法第九十七条の 二第一項の規定 の適用を受ける 場合	法第九十七条の 二第一項の規定 の適用を受けな い場合	法第九十七条の 二第一項第三号 又は第五号に該 当して同項の規 定の適用を受け る場合	法第九十七条の 二第一項第二号 に該当して同項 の規定の適用を 受ける場合
	自動車を使用して 受ける場合に あつては、四千五 百五十円	千九百五十円 (特定理由失効 者に対する試験 にあつては、七 百五十円)	四千五百円(技 能試験を貸与自 動車を使用して 受ける場合に あつては、七千四 百五十円)	千九百五十円 (特定理由失効 者に対する試験 にあつては、七 百五十円)	千八百円
		千六百円			千六百五十円

	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	二千九百五十円（技能試験を貸与自動車を使用し受ける場合にあっては、四千七百円）

別表第一の二の項中「三千九百円（県が提供する自動車）」を「三千九百五十円（貸与自動車）」に、「六千四百円」を「六千九百五十円」に、「三千七百五十円（県が提供する自動車）」を「三千八百五十円（貸与自動車）」に、「四千五百五十円」を「四千六百五十円」に改め、同表三の項中「千九百円」を「二千五百円」に、「四千五百五十円」を「五千五十円」に、「千九百五十円」を「千九百五十円」に、「二千五百五十円」を「二千七百五十円」に、「千六百五十円」を「千八百円」に、「三千百円」を「三千五百五十円」に、「千円」を「千五百円」に改め、同表四の項を次のように改める。

四 法第九十条第一項の規定により免許証の交付を申請する者	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	法第九十二条第一項の規定による交付を受ける場合	千五百円（特定理由失効者であつて、法第九十条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受けたもの（以下「特定試験免除者」という。）に対する交付にあっては、千二百五十円）と八百五十円（日と同じくして第一種運転免許又は第二種運転免許のうち二以上の種類の免許を受ける者（以下「複数免許取得者」という。）に対する交付にあっては、六百五十円に、与える免許	免許証交付手数料
------------------------------	------------------------	-------------------------	---	----------

仮運転免許に係る免許証	法第九十五条の二第二項の規定による交付を受ける場合	一種類ごとに二百円を加えた額)との合計額
	二千五百五十円	
千百円		

別表第一の五の項中「二千二百五十円」を「二千六百円」に、「千百五十円」を「千五十円」に改め、同項の次に次のように加える。

五の二 法第九十五条の二第一項の規定により特定免許情報の記録を申請する者	法第九十五条の二第三項の規定による特定免許情報の記録	法第九十五条の二第六項の規定による申出をする場合	法第九十五条の二第二項の規定による申出(以下「更新時不交付申出」という。)をする場合	法第九十五条の二第六項の規定による申出及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合	六百円(法第九十二条第一項、第九十五条の二第十一項若しくは第一百一条の四の二第一項の規定による免許証(仮運転免許に係るものを除く。)の交付又	特定免許情報記録手数料
					八百円	
					額)との合計額	

	<p>法第九十五条の三の規定により読み替えて適用する法第九十二条第二項の規定又は法第百六条の四第二項の規定による免許情報記録の書換え</p>
<p>は法第九十四条第二項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の再交付と同時に記録を受ける場合にあつては、零円）と九百円（法第九十二条第一項、第九十五条の第二十一項若しくは第一百一条の四の二第一項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の交付又は法第九十四条第二項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の再交付と同時に記録を受ける場合にあつては、百円）との合計額</p>	<p>六百円（免許証（仮運転免許に係るものを除く。）及び法第九十五条の二第二項に規定する免許情報記録個人番号カードを有する者（以下「免許証・免許情報記録個人番号カード保有者」という。）に係る書換えにあつては、零円）と九百五十円（免許証・免</p>

<p>許情報記録個人番号カード保有者に係る書換えにあつては百円、複数免許取得者（免許証・免許情報記録個人番号カード保有者を除く。）に係る書換えにあつては七百五十円に与える免許一種類ごとに二百円を加えた額）との合計額</p>

別表第一の六の項から八の項までを次のように改める。

<p>六 法第百一条第一項又は第百一条の二第一項の規定により免許証等の更新を申請する者</p>	<p>免許証の有効期間の更新（同時に免許情報記録の有効期間の更新を受ける場合を除く。）</p>	<p>法第百一条の二第一項の規定による経由地公安委員会を経由して行う更新申請書の提出（以下「経由申請」という。）をする場合</p>	<p>更新時不交付申出をする場合（経由申請をする場合を除く。）</p>	<p>経由申請及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合</p>	<p>経由申請をする場合であつて、法第百一条の二の二第三項の規定による申出（以下「経由地</p>	<p>二千七百五十円</p>	<p>千三百円</p>	<p>二千八百五十円</p>	<p>千円</p>	<p>免許証等更新手数料</p>
---	---	---	-------------------------------------	----------------------------------	--	----------------	-------------	----------------	-----------	------------------

七 削除	八 法第百一条の二の二第一項の規定により公安委員会を經由して更新申請書を提出する者							
	經由地書換申出をする場合	經由地書換申出をしない場合	免許証の有効期間の更新及び免許情報記録の有効期間の更新		經由申請をする場合であって、經由地書換申出をしないとき	經由申請をしない場合	經由申請をする場合であって、經由地書換申出をしないとき	書換申出」という。をするとき
	千七百円	七百五十円	二千八百五十円	二千九百五十円	二千五百円	二千二百円	千九百五十円	
經由手数料								

別表第一の八の三の項中「三千五百五十円」を「三千六百五十円」に改め、同表九の項中「第四百四条の四第五項（法第百五条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）」を「第百五条の二第一項」に、「千五百円」を「千五百五十円」に改め、同表九の二の項中「第三十条の十三第一項」を「第三十条の十一第一項」に、「千五百円」を「千五百五十円」に改め、同項の次に次のように加える。

九の三 法第百五条の二第三項の規定により運転
経歴情報の記録を申請する者

九百円（運転経歴
証明書の交付
又は再交付と同
時に申請する場
合にあつては、
百円）

運転経歴
情報
記録手
数料

別表第一の十の項中「千四百円（県が提供する自動車）」を「千三百五十円（貸与自動車）」に、「二千八百五十円」を「三千百円」に改め、同表十二の項中「二万三千四百円」を「二万三千七百五十円」に、「一万九千五百円」を「一万九千八百円」に、「一万四千七百円」を「一万四千四百五十円」に、「二万五千五百円」を「二万二千二百円」に改め、同表十四の項中「一万四千五百五十円」を「一万五千百円」に、「一万千八百五十円」を「一万二千円」に、「九千六百五十円」を「九千九百五十円」に、「一万二千四百五十円」を「一万二千八百五十円」に改め、同表十五の項中「二千三百五十円」を「二千二百五十円」に改め、同表十七の項中「二千三百五十円」を「二千四百円」に改め、同表十九の項中「四千四百五十円」を「四千六百五十円」に、「三千五百円」を「三千八百円」に、「二千八百円」を「三千五十円」に改め、同表二十の項中「四千五百五十円」を「四千三百円」に、「四千三百円」を「三千五十円」に改め、同表二十二の項中「三千百円」を「三千二百円」に改め、同表二十三の項中「千四百円」を「千八百五十円」に改め、同表二十四の項中「七百五十円」を「九百円」に改め、同表二十五の項中「二千五百五十円」を「二千三百円」に、「二千五十円」を「二千五百五十円」に、「二千七百円」を「二千八百五十円」に、「二千五百五十円」を「二千七百円」に、「二千四百五十円」を「二千五百五十円」に改め、同表二十六の項を次のように改める。

<p>二十六 法第 百八条の二 第一項第十 一号に掲げ る講習を受 けようとする 者</p>	<p>法第九十五条の六第一項の表の備考一のロに規定する優良運転者に対する講習</p>	<p>五百円（公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信</p>
--	--	--

<p>法第九十五条の六第一項の表の備考一のハに規定する一般運転者に対する講習</p>	<p>回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて国家公安委員会規則で定めるものによる講習（以下「オンライン講習」という。）にあつては、二百円）</p>
<p>法第九十五条の六第一項の表の備考一のニに規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者（運転免許に係る講習等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第四号。以下「講習規則」という。）で定める政令第三十三条の七第二項の基準に該当しない者をいう。以下同じ。）でないものに対する講習</p>	<p>千四百円</p>
<p>法第九十五条の六第一項の表の備考一のニに規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者であるものに対する講習</p>	<p>八百円（オンライン講習にあつては、二百円）</p>

別表第一の二十七の項中「六千四百五十円」を「六千六百円」に、「二千九百円」を「二千九百五十円」に改め、同表二十七の二の項中「千四百五十円」を「千四百円」に、「千二百円」を「千五百円」に改め、同表二十八の項を次のように改める。

<p>二十八 法第百八条の二第一項第十三号に掲げる講習を受ける者</p>	<p>自動車等（これに準ずるものとして講習規則で定める装置を含む。）を使用する指導（以下「実車等指導」という。）を含む講習 実車等指導を含まない講習</p>	<p>一万二千九百円 九千三百五十円</p>
--------------------------------------	--	----------------------------

別表第一の二十八の二の項中「二千二百五十円」を「二千六百元」に改め、同表二十八の三の項中「第八十条の二第二項第十五号又は第十六号」を「第八十条の二第二項第十五号」に、「二千円」を「二千五百円」に改め、同項の次に次のように加える。

二十八の四 法第八十条の二第一項第十六号に掲げる講習を受けようとする者

講習一時間について二千五十円

別表第一の二十九の項中「六千四百五十円」を「六千六百元」に、「二千九百円」を「二千九百五十円」に、「千三百五十円」を「千四百円」に改め、同表三十の項中「九百円」を「千円」に改め、同表三十四の項中「二千円」を「二千三百円」に改め、同表三十五の項を削る。

別表第二の一の項中「四千元」を「三千八百円」に、「三千五百五十円」を「三千

六百五十円」に、

千二百五十円	千二百五十円
--------	--------

 を

千二百円	四千四百五十円
------	---------

 に改め、同表二

の項中「六千七百円」を「六千三百五十円」に、「六千円」を「六千二百五十円」に、「二千円」を「千九百円」に、「七千四百円」を「七千七百五十円」に改め、同表五の項中「二千三百五十円」を「二千六百元」に、「千九百円」を「千八百五十円」に、「二千六百五十円」を「二千五百五十円」に改め、同表六の項中「二千五百円」を「二千円」に、「二千五百五十円」を「二千四百円」に、「三千七百元」を「三千七百五十円」に改め、同表七の項中「二千五百五十円」を「二千六百元」に改め、同表備考一中「十二の部」を「十二の項」に、「二千三百五十円」を「二千九百五十円」に、「千円」を「千三百五十円」に改め、同表備考二中「十二の部」を「十二の項」に、「五百円」を「五百五十円」に、「三百円」を「三百五十円」に改める。

別表第三の一の項中「四千元」を「三千八百円」に、「三千五百五十円」を「三千

千二百五十円

千二百円

六百五十円」に、

四千二百五十円

を

四千四百五十円

に改め、同表二

の項中「二千五十円」を「二千百円」に改め、同表四の項及び五の項中「千三百円」を「千三百五十円」に改め、同表六の項中「千五百円」を「千五百五十円」に改め、同表七の項中「二千五百五十円」を「二千六百円」に改め、同表備考一中「十四の部」を「十四の項」に、「二千四百円」を「三千円」に、「九百円」を「九百五十円」に、「千百円」を「千三百五十円」に、「二千八百五十円」を「二千九百五十円」に改め、同表備考二中「十四の部」を「十四の項」に、「百五十円を、普通自動車免許」を「二百円を、普通自動車免許」に、「百五十円を減ずる」を「五十円を減ずる」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年三月二十四日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第二備考一及び備考二の改正規定（「十二の部」を「十二の項」に改める部分に限る。）並びに別表第三備考一及び備考二の改正規定（「十四の部」を「十四の項」に改める部分に限る。） 公布の日

二 別表第一の三十四の項の改正規定及び同表三十五の項を削る改正規定並びに附則第三項の規定 令和七年四月一日

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第一（三十四の項を除く。）から別表第三までの規定は、この条例の施行の日以後にされる申請等に係る手数料について適用し、同日前にされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の別表第一（三十四の項に限る。）の規定は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

令和六年十一月二十五日提出

群馬県知事 山本 一 太

「注」 手数料の制定等を行おうとするものである。

第百八十三号議案

群馬県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

群馬県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年群馬県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号の表に次のように加える。

霧積発電所	安中市	三七二キロワット
-------	-----	----------

附 則

この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

令和六年十一月二十五日提出

群馬県知事 山本 一 太

「注」 霧積発電所を設置しようとするものである。

第184号議案

指定管理者の指定について

別表のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和6年11月25日提出

群馬県知事 山本 一 太

<別表>

公の施設の名称及び所在地	指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定の期間
群馬県総合スポーツセンター 前橋市関根町800番地	公益財団法人群馬県スポーツ協会 前橋市関根町800番地 理事長 田子 昌之	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
群馬県総合スポーツセンター伊香保リンク 渋川市伊香保町伊香保587番地1	公益財団法人群馬県スポーツ協会 前橋市関根町800番地 理事長 田子 昌之	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
群馬県ライフル射撃場 北群馬郡榛東村大字上野原字吾妻山2番17	群馬県ライフル射撃協会 高崎市倉渕町三ノ倉497番地 会長 岡田 榮三	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
大沼キャンプフィールド及び赤城ランドステーション 前橋市富士見町赤城山1ほか	株式会社スノーピーク 新潟県三条市中野原456番地 代表取締役社長執行役員 山井 太	令和7年4月1日から 令和17年3月31日まで
赤城森林公園及び赤城ふれあいの森 前橋市柏倉町地内及び富士見町赤城山地内	KohaLAB 高崎市下里見町989番地2 代表者 株式会社スポーツプロテクト 代表取締役 赤尾 真澄 構成者 紅陵造園株式会社 代表取締役 山宮 衛 NPO法人 笑顔の森 理事長 大塚 猶之	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
群馬県勤労福祉センター 前橋市野中町361番地2	公益財団法人群馬県勤労福祉センター 前橋市野中町361番地2 理事長 足立 進	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
宝台樹キャンプ場及び宝台樹スキー場 利根郡みなかみ町大字藤原地内	株式会社みなかみ宝台樹リゾート 利根郡みなかみ町藤原3832番地40 代表取締役 横瀬 寛隆	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
烏川河川玉村運動場 佐波郡玉村町大字角渕地先	玉村町 佐波郡玉村町大字下新田201番地 玉村町長 石川 眞男	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
敷島公園 前橋市敷島町地内ほか	敷島パークマネジメントJ.V 前橋市千代田町二丁目12番地1 代表者 株式会社オリエンタル群馬 代表取締役 中埜 智親 構成者 株式会社オリエンタルコンサルタンツ 代表取締役社長 野崎 秀則 株式会社富士植木 代表取締役 成家 岳 シンコースポーツ株式会社 代表取締役 石崎 健太 コーエィ株式会社 代表取締役 関口 典明	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで

公の施設の名称及び所在地	指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定の期間
群馬県青少年会館 前橋市荒牧町2番地12	公益財団法人群馬県青少年育成事業団 前橋市荒牧町2番地12 理事長 太田 大森	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
玉村ゴルフ場 佐波郡玉村町大字角淵5006番地1	株式会社三商 東京都中央区日本橋人形町一丁目3番6号 代表取締役 吉田 利治	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
前橋ゴルフ場 前橋市川原町一丁目42番地4	久松商事株式会社 前橋市北代田町691番地 代表取締役 久松 一夫	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
板倉ゴルフ場 邑楽郡板倉町大字板倉777番地1	東急リゾーツ&ステイ株式会社 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 代表取締役社長 栗辻 稔泰	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
新玉村ゴルフ場 佐波郡玉村町大字川井1065番地1	金井興業株式会社 前橋市鳥羽町36番地1 代表取締役 清水 英樹	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで

第185号議案

指定管理者の指定の期間の変更について

別表のとおり指定管理者の指定の期間を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和6年11月25日提出

群馬県知事 山 本 一 太

<別表>

公の施設の名称及び所在地	指定の期間（変更前）	指定の期間（変更後）
県立自然史博物館附帯ホール 富岡市上黒岩1674番地1	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで	令和2年4月1日から 令和8年3月31日まで
ぐんまこどもの国児童会館 太田市長手町480番地	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで	令和2年4月1日から 令和9年3月31日まで

第186号議案

請負契約の締結について

次のとおり請負契約を締結したいので、群馬県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年群馬県条例第25号）第2条の規定により議決を求める。

名 称	道路改築泉沢大橋上部工製作架設工事（分割1号）
工 事 場 所	一般国道353号 上信自動車道（吾妻東バイパス2期） 吾妻郡東吾妻町大字新巻～泉沢地内
契 約 金 額	713,449,000円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契 約 の 相 手 方	前橋市表町2丁目3番地6号 川田工業株式会社群馬営業所 所長 池田 守

令和6年11月25日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第187号議案

動産の取得について

次のとおり動産を取得したいので、群馬県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年群馬県条例第25号）第3条の規定により議決を求める。

取得する動産	コンテナ型トイレ 3台
取得の方法	買入れ
取得価格	114,345,000円
取得の相手方	熊本県熊本市北区下碓川2丁目7番86号 エムエステック株式会社 代表取締役社長 森山 秋彦

令和6年11月25日提出

群馬県知事 山本 一 太

第188号議案

和解及び損害賠償の額を定めることについて

紅雲町第2駐車場（職員駐車場）内で発生した樹木の枝折れによる枝の落下で生じた駐車中の職員の車両への損害に関し、次のとおり和解及び損害賠償の額を定めるものとする。

1 和解の相手方（以下「請求者」という。）

東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

損害保険ジャパン株式会社 代表取締役社長 石川 耕治

2 和解の内容

- (1) 群馬県は、請求者に対し、損害賠償金1,161,023円を支払う。
- (2) 群馬県と請求者間において、本和解条項以外何らの債権・債務のないことを確認する。

3 事件の内容

紅雲町第2駐車場を職員駐車場として利用する職員が、樹木の枝折れによって落下した枝により、駐車中の自己の所有する車両に損害を被り、請求者が被保険者である当該職員に損害に係る保険金を支払ったため、保険代位による損害賠償金を県に請求したものである。

令和6年11月25日提出

群馬県知事 山本 一太

第189号議案

和解について

群馬コンベンションセンター（以下「Gメッセ群馬」という。）の改修に伴う損失補償について、次のとおり和解をする。

1 和解の相手方（以下「請求者」という。）

東京都港区芝三丁目23番1号

株式会社JTBコミュニケーションデザイン 代表取締役 藤原 卓行

2 和解の内容

- (1) 群馬県は、請求者に対し、損失補償金1,472,000円を支払う。
- (2) 群馬県と請求者間において、本和解条項以外何らの債権・債務のないことを確認する。

3 事件の内容

県がGメッセ群馬4階部分を改修することに伴い、請求者は4階部分を利用することができなくなり、損失が発生したため、補償金を支払うものである。

令和6年11月25日提出

群馬県知事 山本 一 太

第190号議案

当せん金付証券の発売について

当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）の規定に基づき、令和7年度において180億円の範囲内で当せん金付証券を発売するものとする。

令和6年11月25日提出

群馬県知事 山本 一 太

予 算 説 明 書

令和 6年度群馬県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書(第5号)

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税	140,400,000	4,750,997	145,150,997
9 国庫支出金	86,747,501	502,281	87,249,782
13 繰越金	6,551,889	100,686	6,652,575
歳入合計	791,631,197	5,353,964	796,985,161

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	県債	その他	
1 議会費	1,530,478	10,399	1,540,877				10,399
2 知事戦略費	11,149,659	33,537	11,183,196				33,537
3 総務費	38,110,565	224,808	38,335,373				224,808
4 地域創生費	8,027,198	38,062	8,065,260				38,062
5 生活も ご費	43,107,920	61,531	43,169,451				61,531
6 健康福祉費	144,444,224	125,304	144,569,528				125,304
7 環境森林費	19,518,315	56,199	19,574,514				56,199
8 労働費	2,155,930	17,148	2,173,078				17,148

9 農 政 費	22,076,535	141,719	22,218,254				141,719
10 産 業 経 済 費	9,817,243	40,111	9,857,354				40,111
11 県 土 整 備 費	67,795,192	129,627	67,924,819				129,627
12 警 察 費	46,520,837	975,184	47,496,021				975,184
13 教 育 費	166,531,707	3,500,335	170,032,042	502,281			2,998,054
歳 出 合 計	791,631,197	5,353,964	796,985,161	502,281			4,851,683

2 歳 入

第 5 款 地方交付税

(単位 千円)

項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地 方 交 付 税	140,400,000	4,750,997	145,150,997			
1 地 方 交 付 税	140,400,000	4,750,997	145,150,997	1 地 方 交 付 税	4,750,997	

第 9 款 国庫支出金

項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 国 庫 負 担 金	52,989,633	502,281	53,491,914			
8 教 育 費 国 庫 負 担 金	28,329,321	502,281	28,831,602	2 義 務 教 育 費 負 担	443,399	○ 小学校職員費 279,922 ○ 中学校職員費 163,477
				3 特 別 支 援 学 校 費 負 担	58,882	○ 特別支援学校職員費

第 13 款 繰越金

項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰 越 金	6,551,889	100,686	6,652,575			
1 繰 越 金	6,551,889	100,686	6,652,575	1 繰 越 金	100,686	

3 歳 出

第 1 款 議会費

(単位 千円)

項 目	補 正 前 額 の	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
1 議 会 費	1,530,478	10,399	1,540,877						10,399	
1 議 会 費	1,070,990	3,026	1,074,016	3 職員手当等	3,026				3,026	
						議 会 運 営	3,026		3,026	
2 事 務 局 費	459,488	7,373	466,861	2 給 料	4,061				7,373	
				3 職員手当等	2,548	職 員 給 与	7,373		7,373	
				4 共 済 費	764					

第 2 款 知事戦略費

項 目	補正前額	補正額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
1 知事戦略管理費	1,074,070	10,880	1,084,950						10,880	
1 知事戦略管理費	614,639	10,880	625,519	2 給 料	5,355				10,880	
				3 職員手当等	4,362	職 員 給 与	10,880		10,880	
				4 共 済 費	1,163					
2 メディアプロモーション費	1,152,326	5,925	1,158,251						5,925	
1 メディアプロモーション総務費	206,253	5,925	212,178	2 給 料	3,374				5,925	
				3 職員手当等	1,923	職 員 給 与	5,925		5,925	
				4 共 済 費	628					
3 デジタルトランスフォーメーション費	2,686,122	7,120	2,693,242						7,120	
1 デジタルトランスフォーメーション総務費	409,974	7,120	417,094	2 給 料	3,917				7,120	
				3 職員手当等	2,429	職 員 給 与	7,120		7,120	
				4 共 済 費	774					
4 グリーンイノベーション推進費	4,290,796	3,731	4,294,527						3,731	
1 グリーンイノベーション総務費	150,292	3,731	154,023	2 給 料	2,293				3,731	
				3 職員手当等	1,393	職 員 給 与	3,731		3,731	
				4 共 済 費	45					
5 交通インフラ推進費	1,609,721	2,901	1,612,622						2,901	
1 交通インフラ推進費	118,969	2,901	121,870	2 給 料	1,614				2,901	
				3 職員手当等	971	職 員 給 与	2,901		2,901	

項 目	補 正 前 額 の	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
				4 共 済 費	316					
6 地 域 外 交 費	336,624	2,980	339,604						2,980	
1 地 域 外 交 総 務 費	118,834	2,980	121,814	2 給 料	1,836				2,980	
				3 職 員 手 当 等	1,108	職 員 給 与	2,980		2,980	
				4 共 済 費	36					

第 3 款 総務費

項 目	補正前額	補正額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
1 総務管理費	22,454,734	150,380	22,605,114						150,380	
1 総務管理費	395,197	4,340	399,537	2 給料	2,404				4,340	
				3 職員手当等	1,479	職員給与	4,340		4,340	
				4 共済費	457					
2 人事管理費	6,593,180	107,630	6,700,810	2 給料	9,017				107,630	
				3 職員手当等	97,617	職員給与	15,230		15,230	
				4 共済費	996	給与管理	92,400		92,400	
3 財政管理費	9,312,015	3,297	9,315,312	2 給料	1,828				3,297	
				3 職員手当等	1,119	職員給与	3,297		3,297	
				4 共済費	350					
4 財産管理費	4,041,139	7,813	4,048,952	2 給料	3,797				7,813	
				3 職員手当等	2,165	職員給与	6,651		6,651	
				4 共済費	689	施設維持管理	1,162		1,162	・賠償金 1,162
				21 補償補填及び賠償金	1,162					
5 総務事務管理費	678,995	7,233	686,228	2 給料	3,775				7,233	
				3 職員手当等	2,830	職員給与	7,233		7,233	
				4 共済費	628					
6 会計管理費	635,110	5,840	640,950	2 給料	3,254				5,840	
				3 職員手当等	1,952	職員給与	5,840		5,840	

項 目	補 正 前 額 の	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
				4 共 済 費	634					
7 振 興 局 費	799,098	14,227	813,325	2 給 料	7,814				14,227	
				3 職員手当等	4,887	職 員 給 与	14,227		14,227	
				4 共 済 費	1,526					
2 徴 税 費	9,629,219	48,545	9,677,764						48,545	
1 税 務 総 務 費	2,145,718	48,545	2,194,263	2 給 料	27,373				48,545	
				3 職員手当等	16,097	職 員 給 与	48,545		48,545	
				4 共 済 費	5,075					
3 市 町 村 振 興 費	1,180,995	4,982	1,185,977						4,982	
1 市 町 村 振 興 総 務 費	212,319	4,982	217,301	2 給 料	2,787				4,982	
				3 職員手当等	1,666	職 員 給 与	4,982		4,982	
				4 共 済 費	529					
4 選 挙 費	1,226,892	404	1,227,296						404	
1 選 挙 管 理 委 員 会 費	33,521	404	33,925	2 給 料	232				404	
				3 職員手当等	131	選 挙 管 理 委 員 会 運 営	404		404	
				4 共 済 費	41					
5 統 計 費	407,259	4,042	411,301						4,042	
1 統 計 総 務 費	158,903	4,042	162,945	2 給 料	2,349				4,042	
				3 職員手当等	1,282	職 員 給 与	4,042		4,042	

項 目	補 正 前 額	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
				4 共 済 費	411					
6 危 機 管 理 費	1,974,188	5,806	1,979,994						5,806	
1 危 機 管 理 費	640,805	5,806	646,611	2 給 料	3,215				5,806	
				3 職員手当等	1,962	職 員 給 与	5,806		5,806	
				4 共 済 費	629					
7 消 防 保 安 費	921,430	4,169	925,599						4,169	
1 消 防 保 安 費	457,364	4,169	461,533	2 給 料	2,328				4,169	
				3 職員手当等	1,390	職 員 給 与	4,169		4,169	
				4 共 済 費	451					
8 人 事 委 員 会 費	146,199	2,813	149,012						2,813	
2 事 務 局 費	139,405	2,813	142,218	2 給 料	1,566				2,813	
				3 職員手当等	948	職 員 給 与	2,813		2,813	
				4 共 済 費	299					
9 監 査 委 員 費	169,649	3,667	173,316						3,667	
1 委 員 費	15,772	35	15,807	3 職員手当等	33				35	
				4 共 済 費	2	監 査 委 員 運 営	35		35	
2 事 務 局 費	153,877	3,632	157,509	2 給 料	2,002				3,632	
				3 職員手当等	1,243	職 員 給 与	3,632		3,632	
				4 共 済 費	387					

第 4 款 地域創生費

項 目	補 正 前 額	補 正 額	計	節		説 明					
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記	
								特定財源	一般財源		
1 地 域 創 生 費	1,001,723	5,683	1,007,406						5,683		
1 地域創生総務費	283,934	5,683	289,617	2 給 料	3,174					5,683	
				3 職員手当等	1,911	職 員 給 与	5,683			5,683	
				4 共 済 費	598						
2 ぐんま暮らし・外国人活躍推進費	560,906	2,387	563,293						2,387		
1 ぐんま暮らし・外国人活躍総務費	101,084	2,387	103,471	2 給 料	1,327					2,387	
				3 職員手当等	801	職 員 給 与	2,387			2,387	
				4 共 済 費	259						
3 文 化 振 興 費	3,191,159	18,490	3,209,649						18,490		
1 文化振興総務費	783,174	18,490	801,664	2 給 料	10,852					18,490	
				3 職員手当等	6,317	職 員 給 与	18,490			18,490	
				4 共 済 費	1,321						
4 文 化 財 保 護 費	337,949	3,370	341,319						3,370		
1 文化財保護総務費	139,749	3,370	143,119	2 給 料	1,826					3,370	
				3 職員手当等	1,088	職 員 給 与	3,370			3,370	
				4 共 済 費	456						
5 ス ポ ー ツ 振 興 費	1,602,965	4,392	1,607,357						4,392		
1 スポーツ振興総務費	168,377	4,392	172,769	2 給 料	2,479					4,392	
				3 職員手当等	1,453	職 員 給 与	4,392			4,392	

項 目	補 正 前 額 の	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
				4 共 済 費	460					
6 湯けむり国スポ・全 スポぐんま準備費	1,332,496	3,740	1,336,236						3,740	
1 湯けむり国スポ ・全スポぐん ま準備総務費	107,281	3,740	111,021	2 給 料	2,271				3,740	
				3 職員手当等	1,272	職 員 給 与	3,740		3,740	
				4 共 済 費	197					

第 5 款 生活こども費

項 目	補 正 前 額 の	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
1 生活こども費	588,528	6,420	594,948						6,420	
1 生活こども総務費	282,494	6,420	288,914	2 給 料	3,502				6,420	
				3 職員手当等	2,222	職 員 給 与	6,420		6,420	
				4 共 済 費	696					
2 こども・子育て支援費	20,530,553	2,446	20,532,999						2,446	
1 こども・子育て支援総務費	100,518	2,446	102,964	2 給 料	1,326				2,446	
				3 職員手当等	846	職 員 給 与	2,446		2,446	
				4 共 済 費	274					
3 私学・青少年費	10,311,359	2,132	10,313,491						2,132	
1 私学・青少年総務費	80,118	2,132	82,250	2 給 料	1,198				2,132	
				3 職員手当等	708	職 員 給 与	2,132		2,132	
				4 共 済 費	226					
4 児童福祉費	11,329,791	45,555	11,375,346						45,555	
1 児童福祉総務費	1,717,185	45,555	1,762,740	2 給 料	25,229				45,555	
				3 職員手当等	15,640	職 員 給 与	45,555		45,555	
				4 共 済 費	4,686					
5 県民活動支援費	192,097	2,724	194,821						2,724	
1 県民活動支援費	106,629	2,724	109,353	2 給 料	1,551				2,724	
				3 職員手当等	886	職 員 給 与	2,724		2,724	

項 目	補 正 前 額	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
				4 共 済 費	287					
6 消 費 生 活 費	155,592	2,254	157,846						2,254	
1 消 費 生 活 総 務 費	96,629	2,254	98,883	2 給 料	1,257				2,254	
				3 職 員 手 当 等	761	職 員 給 与	2,254		2,254	
				4 共 済 費	236					

第 6 款 健康福祉費

項 目	補 正 前 額	補 正 額	計	節		説 明					
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記	
								特定財源	一般財源		
1 健康福祉費	2,563,743	59,507	2,623,250						59,507		
1 健康福祉総務費	274,076	4,101	278,177	2 給 料	2,207					4,101	
				3 職員手当等	1,461	職 員 給 与	4,101			4,101	
				4 共 済 費	433						
3 保健福祉事務所費	1,852,479	49,351	1,901,830	2 給 料	27,653					49,351	
				3 職員手当等	16,849	職 員 給 与	49,351			49,351	
				4 共 済 費	4,849						
4 衛生環境研究所費	324,181	6,055	330,236	2 給 料	3,616					6,055	
				3 職員手当等	1,889	職 員 給 与	6,055			6,055	
				4 共 済 費	550						
2 医 務 費	12,062,636	5,549	12,068,185							5,549	
1 医務総務費	273,400	5,549	278,949	2 給 料	3,040					5,549	
				3 職員手当等	1,925	職 員 給 与	5,549			5,549	
				4 共 済 費	584						
3 感染症・疾病対策費	20,443,045	5,261	20,448,306							5,261	
1 感染症・疾病対策総務費	324,815	5,261	330,076	2 給 料	2,868					5,261	
				3 職員手当等	1,813	職 員 給 与	5,261			5,261	
				4 共 済 費	580						

項 目	補正前額	補正額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
4 健康長寿社会づくり推進総務費	513,146	3,177	516,323						3,177	
1 健康長寿社会づくり推進総務費	152,132	3,177	155,309	2 給 料	1,751				3,177	
				3 職員手当等	1,086	職 員 給 与	3,177		3,177	
				4 共 済 費	340					
5 薬 務 費	324,253	2,882	327,135						2,882	
1 薬務総務費	309,222	2,882	312,104	2 給 料	1,613				2,882	
				3 職員手当等	949	職 員 給 与	2,882		2,882	
				4 共 済 費	320					
6 国 保 医 療 費	51,941,994	3,297	51,945,291						3,297	
1 国保医療総務費	147,220	3,297	150,517	2 給 料	1,894				3,297	
				3 職員手当等	1,060	職 員 給 与	3,297		3,297	
				4 共 済 費	343					
7 食 品 ・ 生 活 衛 生 費	2,972,294	15,967	2,988,261						15,967	
1 食品・生活衛生総務費	749,458	15,967	765,425	2 給 料	9,012				15,967	
				3 職員手当等	5,268	職 員 給 与	15,967		15,967	
				4 共 済 費	1,687					
8 地 域 福 祉 費	5,238,418	3,847	5,242,265						3,847	
1 地域福祉総務費	101,022	3,847	104,869	2 給 料	2,283				3,847	
				3 職員手当等	1,253	職 員 給 与	3,847		3,847	

項 目	補正前額	補正額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
				4 共 済 費	311					
9 監 査 指 導 費	150,745	3,763	154,508						3,763	
1 監査指導総務費	147,473	3,763	151,236	2 給 料	2,146				3,763	
				3 職員手当等	1,223	職 員 給 与	3,763		3,763	
				4 共 済 費	394					
10 介 護 高 齢 費	31,804,350	3,991	31,808,341						3,991	
1 介護高齢総務費	144,288	3,991	148,279	2 給 料	2,232				3,991	
				3 職員手当等	1,324	職 員 給 与	3,991		3,991	
				4 共 済 費	435					
11 障 害 政 策 費	16,429,600	18,063	16,447,663						18,063	
1 障害政策総務費	1,427,572	18,063	1,445,635	2 給 料	10,576				18,063	
				3 職員手当等	6,044	職 員 給 与	18,063		18,063	
				4 共 済 費	1,443					

第 7 款 環境森林費

項 目	補 正 前 額 の	補 正 額	計	節		説 明					
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記	
								特定財源	一般財源		
1 環 境 政 策 費	1,885,564	28,921	1,914,485						28,921		
1 環 境 政 策 総 務 費	1,267,432	28,921	1,296,353	2 給 料	16,079					28,921	
				3 職 員 手 当 等	9,770	職 員 給 与	28,921			28,921	
				4 共 済 費	3,072						
2 環 境 保 全 費	288,800	3,034	291,834							3,034	
1 環 境 保 全 総 務 費	131,246	3,034	134,280	2 給 料	1,706					3,034	
				3 職 員 手 当 等	1,010	職 員 給 与	3,034			3,034	
				4 共 済 費	318						
3 廃 棄 物 ・ リ サ イ ク ル 費	331,447	4,678	336,125							4,678	
1 廃 棄 物 ・ リ サ イ ク ル 総 務 費	191,041	4,678	195,719	2 給 料	2,618					4,678	
				3 職 員 手 当 等	1,567	職 員 給 与	4,678			4,678	
				4 共 済 費	493						
4 自 然 環 境 費	3,070,119	5,165	3,075,284							5,165	
1 自 然 環 境 総 務 費	206,733	5,165	211,898	2 給 料	2,977					5,165	
				3 職 員 手 当 等	1,625	職 員 給 与	5,165			5,165	
				4 共 済 費	563						
5 林 政 費	5,939,183	7,646	5,946,829							7,646	
1 林 政 総 務 費	159,398	4,872	164,270	2 給 料	2,691					4,872	
				3 職 員 手 当 等	1,650	職 員 給 与	4,872			4,872	

項 目	補正前額	補正額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
				4 共 済 費	531					
7 林 業 試 験 場 費	179,877	2,774	182,651	2 給 料	1,518				2,774	
				3 職員手当等	952	職 員 給 与	2,774		2,774	
				4 共 済 費	304					
6 林 業 振 興 費	1,393,085	3,734	1,396,819						3,734	
1 林 業 振 興 総 務 費	151,030	3,734	154,764	2 給 料	2,053				3,734	
				3 職員手当等	1,286	職 員 給 与	3,734		3,734	
				4 共 済 費	395					
7 森 林 保 全 費	6,610,117	3,021	6,613,138						3,021	
1 森 林 保 全 総 務 費	119,431	3,021	122,452	2 給 料	1,706				3,021	
				3 職員手当等	994	職 員 給 与	3,021		3,021	
				4 共 済 費	321					

第 8 款 労働費

項 目	補 正 前 額	補 正 額	計	節		説 明					
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記	
								特定財源	一般財源		
1 労働政策費	2,050,488	15,545	2,066,033						15,545		
1 労働政策総務費	650,254	15,545	665,799	2 給 料	8,593					15,545	
				3 職員手当等	5,304	職 員 給 与	15,545			15,545	
				4 共 済 費	1,648						
2 労働委員会費	105,442	1,603	107,045						1,603		
2 事務局費	71,010	1,603	72,613	2 給 料	879					1,603	
				3 職員手当等	552	職 員 給 与	1,603			1,603	
				4 共 済 費	172						

第 9 款 農政費

項 目	補 正 前 額 の	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
1 農 政 費	4,784,421	77,244	4,861,665						77,244	
1 農 政 総 務 費	3,086,641	77,244	3,163,885	2 給 料	42,102				77,244	
				3 職員手当等	27,181	職 員 給 与	77,244		77,244	
				4 共 済 費	7,961					
2 農 業 構 造 政 策 費	2,210,908	14,502	2,225,410						14,502	
1 農 業 構 造 政 策 総 務 費	683,689	14,502	698,191	2 給 料	8,281				14,502	
				3 職員手当等	4,627	職 員 給 与	14,502		14,502	
				4 共 済 費	1,594					
3 米 麦 畜 産 費	1,521,749	13,044	1,534,793						13,044	
1 米 麦 畜 産 総 務 費	282,933	7,269	290,202	2 給 料	4,065				7,269	
				3 職員手当等	2,432	職 員 給 与	7,269		7,269	
				4 共 済 費	772					
9 畜 産 試 験 場 費	557,950	5,775	563,725	2 給 料	3,459				5,775	
				3 職員手当等	1,639	職 員 給 与	5,775		5,775	
				4 共 済 費	677					
4 野 菜 花 き 費	3,592,384	17,194	3,609,578						17,194	
1 野 菜 花 き 総 務 費	195,480	4,782	200,262	2 給 料	2,594				4,782	
				3 職員手当等	1,658	職 員 給 与	4,782		4,782	
				4 共 済 費	530					

項 目	補 正 前 額	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
6 農業技術センター費	775,769	12,412	788,181	2 給 料	7,322				12,412	
				3 職員手当等	3,669	職 員 給 与	12,412		12,412	
				4 共 済 費	1,421					
5 蚕 糸 特 産 費	1,566,858	12,222	1,579,080						12,222	
1 蚕糸特産総務費	266,045	6,110	272,155	2 給 料	3,404				6,110	
				3 職員手当等	2,051	職 員 給 与	6,110		6,110	
				4 共 済 費	655					
7 蚕糸技術センター費	238,873	3,075	241,948	2 給 料	1,746				3,075	
				3 職員手当等	1,009	職 員 給 与	3,075		3,075	
				4 共 済 費	320					
8 水産試験場費	205,830	3,037	208,867	2 給 料	1,683				3,037	
				3 職員手当等	1,032	職 員 給 与	3,037		3,037	
				4 共 済 費	322					
6 ぐ ん だ ま ぶ ら ン だ 推 進 費	584,881	2,831	587,712						2,831	
1 ぐんまブランド推進総務費	107,454	2,831	110,285	2 給 料	1,591				2,831	
				3 職員手当等	942	職 員 給 与	2,831		2,831	
				4 共 済 費	298					
7 農 村 整 備 費	7,815,334	4,682	7,820,016						4,682	
1 農村整備総務費	818,365	4,682	823,047	2 給 料	2,603				4,682	

項 目	補 正 前 額 の	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
				3 職員手当等	1,573	職 員 給 与	4,682		4,682	
				4 共 済 費	506					

第 10 款 産業経済費

項 目	補 正 前 額	補 正 額	計	節		説 明					
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記	
								特定財源	一般財源		
1 産 業 政 策 費	2,282,572	6,150	2,288,722						6,150		
1 産業政策総務費	289,502	6,150	295,652	2 給 料	3,406					6,150	
				3 職員手当等	2,088	職 員 給 与	6,150			6,150	
				4 共 済 費	656						
2 未 来 投 資 ・ デ ジ タ ル 産 業 費	530,552	3,773	534,325						3,773		
1 未来投資・デジタル産業総務費	153,056	3,773	156,829	2 給 料	2,090					3,773	
				3 職員手当等	1,278	職 員 給 与	3,773			3,773	
				4 共 済 費	405						
3 地 域 企 業 支 援 費	5,155,285	20,151	5,175,436						20,151		
1 地域企業支援総務費	212,152	5,130	217,282	2 給 料	2,877					5,130	
				3 職員手当等	1,706	職 員 給 与	5,130			5,130	
				4 共 済 費	547						
5 産業技術センター費	1,087,190	12,267	1,099,457	2 給 料	6,860					12,267	
				3 職員手当等	4,129	職 員 給 与	12,267			12,267	
				4 共 済 費	1,278						
6 繊維工業試験場費	191,241	2,754	193,995	2 給 料	1,334					2,754	
				3 職員手当等	1,087	職 員 給 与	2,754			2,754	
				4 共 済 費	333						
4 観 光 魅 力 創 出 費	857,868	4,608	862,476						4,608		

項 目	補 正 前 額	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
1 観光魅力創出総務費	199,646	4,608	204,254	2 給 料	2,595				4,608	
				3 職員手当等	1,521	職 員 給 与	4,608		4,608	
				4 共 済 費	492					
5 e スポーツ・クリ エイティブ推進費	990,966	5,429	996,395						5,429	
1 e スポーツ・クリ エイティブ総務費	149,849	3,957	153,806	2 給 料	2,454				3,957	
				3 職員手当等	1,468	職 員 給 与	3,957		3,957	
				4 共 済 費	35					
2 e スポーツ・クリ エイティブ推進費	841,117	1,472	842,589	21 補償補填及 び賠償金	1,472				1,472	
						施 設 活 用	1,472		1,472	・補 償 金 1,472

第 1 1 款 県土整備費

項 目	補 正 前 額	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
1 土 木 管 理 費	5,219,315	129,627	5,348,942						129,627	
1 土 木 総 務 費	4,360,595	129,627	4,490,222	2 給 料	72,429				129,627	
				3 職員手当等	43,117	職 員 給 与	129,627		129,627	
				4 共 済 費	14,081					

第 12 款 警察費

項 目	補 正 前 額	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
1 警 察 管 理 費	41,525,374	975,184	42,500,558						975,184	
2 警 察 本 部 費	37,794,220	975,184	38,769,404	2 給 料	465,799				975,184	
				3 職員手当等	456,616	警 察 職 員 設 置	975,184		975,184	
				4 共 済 費	52,769					

第 13 款 教育費

項 目	補正前額	補正額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
1 教育総務費	26,847,409	281,121	27,128,530						281,121	
2 事務局費	5,053,893	106,987	5,160,880	2 給料	52,585				106,987	
				3 職員手当等	48,742	職員給与	106,987		106,987	
				4 共済費	5,660					
3 教育管理費	4,426,702	89,564	4,516,266	17 備品購入費	89,564				89,564	
						県立高校BYOD推進	89,564		89,564	
8 職員厚生費	14,949,982	84,570	15,034,552	3 職員手当等	84,570				84,570	
						教職員退職手当	84,570		84,570	
2 小学校費	53,775,383	1,445,701	55,221,084					国庫 279,922	1,165,779	
1 小学校費	53,775,383	1,445,701	55,221,084	2 給料	779,708			国庫 279,922	1,165,779	
				3 職員手当等	590,100	教職員給与	1,445,701	国庫 279,922	1,165,779	
				4 共済費	75,893					
3 中学校費	32,508,380	846,531	33,354,911					国庫 163,477	683,054	
1 中学校費	32,508,380	846,531	33,354,911	2 給料	454,714			国庫 163,477	683,054	
				3 職員手当等	346,725	教職員給与	846,531	国庫 163,477	683,054	
				4 共済費	45,092					
4 高等学校費	30,068,944	621,141	30,690,085						621,141	
1 高等学校費	29,251,583	621,141	29,872,724	2 給料	304,322				621,141	
				3 職員手当等	282,899	教職員給与	621,141		621,141	

項 目	補 正 前 額 の	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
				4 共 済 費	33,920					
5 特別支援学校費	15,084,555	300,858	15,385,413					国庫 58,882	241,976	
1 特別支援学校費	14,525,762	300,858	14,826,620	2 給 料	154,459			国庫 58,882	241,976	
				3 職員手当等	127,191	教 職 員 給 与	297,353	国庫 58,882	238,471	
				4 共 済 費	15,703	特別支援学校運営	3,505		3,505	・委 託 料 1,582
				10 需 用 費	682					
				11 役 務 費	278					
				12 委 託 料	1,582					
				17 備品購入費	963					
6 学校建設事業費	4,952,977	4,983	4,957,960						4,983	
1 学校建設費	4,952,977	4,983	4,957,960	14 工事請負費	4,983				4,983	
						特別支援学校施設整備	4,983		4,983	・工 事 費 4,983

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

(企業、病院、流域下水道会計を除く)

1 特 別 職

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費							共 済 費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	期 末 手 当 年間支給率 (月分)	地域手当	寒冷地手当	その他の手当	計				
補正後	長 等	3		41,160	17,159 3.45月分				58,319	7,971	66,290	
	議 員	50	500,880		208,805 3.45月分				709,685	61,711	771,396	
	その他の特別職	54	76,896	5,340	2,227 3.45月分			83	84,546	522	85,068	
	計	107	577,776	46,500	228,191			83	852,550	70,204	922,754	
補正前	長 等	3		41,160	16,910 3.40月分				58,070	7,957	66,027	
	議 員	50	500,880		205,779 3.40月分				706,659	61,711	768,370	
	その他の特別職	54	76,896	5,340	2,194 3.40月分			83	84,513	520	85,033	
	計	107	577,776	46,500	224,883			83	849,242	70,188	919,430	
比 較	長 等				249 0.05月分				249	14	263	
	議 員				3,026 0.05月分				3,026		3,026	
	その他の特別職				33 0.05月分				33	2	35	
	計				3,308				3,308	16	3,324	

2 一 般 職

(1) 総 括

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	27,511	4,441,192	103,649,869	83,588,313	191,679,374	35,956,753	227,636,127	
補 正 前	27,511	4,441,192	101,001,493	81,295,251	186,737,936	35,648,237	222,386,173	
比 較			2,648,376	2,293,062	4,941,438	308,516	5,249,954	

(単位 千円)

職員手当の内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	初 任 給 調 整 手 当	通 勤 手 当	単 身 赴 任 手 当	特 殊 勤 務 手 当	特 地 勤 務 手 当	へ き 地 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	夜 間 勤 務 手 当
	補 正 後	2,254,077	2,734,287	1,284,346	90,870	2,378,161	33,353	1,248,454	7,352	44,124	3,878,929	685,191	229,619
	補 正 前	2,254,077	2,664,021	1,284,346	90,788	2,378,161	33,353	1,248,284	7,144	43,028	3,767,279	685,191	222,715
	比 較		70,266		82			170	208	1,096	111,650		6,904

(単位 千円)

職員手当の内 訳	区 分	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	定 時 制 通 信 教 育 手 当	産 業 教 育 手 当	農 林 漁 業 普 及 指 導 手 当	退 職 手 当
	補 正 後	795,423	1,389,517	14,085	24,165,329	19,668,913	53,890	900,445	93,953	184,041	35,881	21,418,073
	補 正 前	772,746	1,389,517	14,085	23,149,929	18,759,461	51,200	900,445	91,920	180,236	35,047	21,272,278
	比 較	22,677			1,015,400	909,452	2,690		2,033	3,805	834	145,795

会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	24,183		103,530,569	82,541,999	186,072,568	35,306,972	221,379,540	
補 正 前	24,183		100,882,193	80,248,937	181,131,130	34,998,456	216,129,586	
比 較			2,648,376	2,293,062	4,941,438	308,516	5,249,954	

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	初任給調整手当	通勤手当	単身赴任手当	特殊勤務手当	特地勤務手当	へき地手当	時間外勤務手当	宿日直手当	夜間勤務手当
		補 正 後	2,254,077	2,731,241	1,284,346	90,870	2,373,134	33,353	1,248,454	7,352	44,124	3,878,929	685,191
補 正 前	2,254,077	2,660,975	1,284,346	90,788	2,373,134	33,353	1,248,284	7,144	43,028	3,767,279	685,191	222,715	
比 較		70,266		82			170	208	1,096	111,650		6,904	

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	休日勤務手当	管理職手当	管理職員特別勤務手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	義務教育等教員特別手当	定時制通信教育手当	産業教育手当	農林漁業普及指導手当	退職手当
		補 正 後	795,423	1,389,517	14,085	23,568,059	19,227,942	53,890	900,445	93,953	184,041	35,881
補 正 前	772,746	1,389,517	14,085	22,552,659	18,318,490	51,200	900,445	91,920	180,236	35,047	21,272,278	
比 較	22,677			1,015,400	909,452	2,690		2,033	3,805	834	145,795	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減額の増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	2,648,376	給料の増加分	2,648,376	職員の給与改定による本年度給料月額を増加分	
職 員 手 当	2,293,062	職員手当の増加分	2,293,062	期末手当、勤勉手当及びその他手当の増加分	

会計年度任用職員以外の職員

区 分	増減額 (千円)	増減額の増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考																		
給 料	2,648,376	1 給与改定に伴う増加分	2,648,376	職員の給与改定による本年度給料月額を増加分	給与改定の状況 本年度 { 全給料表の改定率 2.7% 実施時期 令和6年4月1日																		
職 員 手 当	2,293,062	1 給与改定に伴う増加分	2,293,062	期末手当の増加分 1,015,400千円	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>改正後</td> <td>(改正前)</td> </tr> <tr> <td>年間支給割合</td> <td>2.50月分</td> <td>(2.45月分)</td> </tr> <tr> <td>{ 6月期</td> <td>1.25月分</td> <td>(1.225月分)</td> </tr> <tr> <td>{ 12月期</td> <td>1.25月分</td> <td>(1.225月分)</td> </tr> </table> <p>ただし令和6年度は</p> <table border="0"> <tr> <td>{ 6月期</td> <td>従前どおり</td> <td>(1.225月分)</td> </tr> <tr> <td>{ 12月期</td> <td>1.275月分</td> <td>(1.225月分)</td> </tr> </table>		改正後	(改正前)	年間支給割合	2.50月分	(2.45月分)	{ 6月期	1.25月分	(1.225月分)	{ 12月期	1.25月分	(1.225月分)	{ 6月期	従前どおり	(1.225月分)	{ 12月期	1.275月分	(1.225月分)
					改正後	(改正前)																	
				年間支給割合	2.50月分	(2.45月分)																	
{ 6月期	1.25月分	(1.225月分)																					
{ 12月期	1.25月分	(1.225月分)																					
{ 6月期	従前どおり	(1.225月分)																					
{ 12月期	1.275月分	(1.225月分)																					
勤勉手当の増加分 909,452千円	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>改正後</td> <td>(改正前)</td> </tr> <tr> <td>年間支給割合</td> <td>2.10月分</td> <td>(2.05月分)</td> </tr> <tr> <td>{ 6月期</td> <td>1.05月分</td> <td>(1.025月分)</td> </tr> <tr> <td>{ 12月期</td> <td>1.05月分</td> <td>(1.025月分)</td> </tr> </table> <p>ただし令和6年度は</p> <table border="0"> <tr> <td>{ 6月期</td> <td>従前どおり</td> <td>(1.025月分)</td> </tr> <tr> <td>{ 12月期</td> <td>1.075月分</td> <td>(1.025月分)</td> </tr> </table>		改正後	(改正前)	年間支給割合	2.10月分	(2.05月分)	{ 6月期	1.05月分	(1.025月分)	{ 12月期	1.05月分	(1.025月分)	{ 6月期	従前どおり	(1.025月分)	{ 12月期	1.075月分	(1.025月分)				
	改正後	(改正前)																					
年間支給割合	2.10月分	(2.05月分)																					
{ 6月期	1.05月分	(1.025月分)																					
{ 12月期	1.05月分	(1.025月分)																					
{ 6月期	従前どおり	(1.025月分)																					
{ 12月期	1.075月分	(1.025月分)																					
その他手当の増加分	<p>(1) 退職手当分 145,795千円 (2) その他手当分 222,415千円</p>	給料を基礎として支給するその他手当について、給与改定に伴う手当額の増 地域手当、時間外勤務手当等																					

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与(令和6年10月1日現在)

区 分		一般行政職	公安職	小・中学校教育職	高等学校教育職	技能労務職
補 正 後	平均給料月額(円)	335,383	343,004	352,028	359,217	290,100
	平均年齢(歳)	43.7	39.6	43.8	45.8	52.1
補 正 前	平均給料月額(円)	326,710	332,321	342,619	351,629	284,700
	平均年齢(歳)	43.7	39.6	43.8	45.8	52.1

イ 級別職員数

区 分	級	一般行政職		公安職		小・中学校教育職		高等学校教育職		技能労務職	
		職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)
令和6年10月1日現在	1 級	503	10.9	407	11.7	5	0.0	196	4.6	0	0.0
	2 級	566	12.3	514	14.8	9,110	90.9	3,877	90.8	1	100.0
	3 級	1,198	26.0	919	26.5	462	4.6	110	2.6	0	0.0
	4 級	527	11.4	728	21.1	447	4.5	86	2.0		
	5 級	970	21.0	655	18.9						
	6 級	645	14.0	140	4.0						
	7 級	152	3.3	43	1.2						
	8 級	31	0.7	43	1.2						
	9 級	19	0.4	22	0.6						
	計		4,611	100.0	3,471	100.0	10,024	100.0	4,269	100.0	1

ウ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計(月分)	備 考
	6 月 (月分)	12 月 (月分)		
補 正 後	2.250	2.350	4.60	
補 正 前	2.250	2.250	4.50	
国 の 制 度	2.250	2.350	4.60	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの
支出額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追 加

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国庫支出金	県 債	そ の 他	
県立自然史博物館附帯ホールの管理及び運営に関する協定	21,723			令和7年度	21,723				21,723
群馬県総合スポーツセンターの管理及び運営に関する協定	1,296,000			令和7年度から 令和11年度まで	1,296,000			3,883	1,292,117
群馬県総合スポーツセンター伊香保リンクの管理及び運営に関する協定	809,205			令和7年度から 令和11年度まで	809,205			50,000	759,205
群馬県ライフル射撃場の管理及び運営に関する協定	16,275			令和7年度から 令和11年度まで	16,275			1,250	15,025
ぐんまこどもの国児童会館の管理及び運営に関する協定	305,672			令和7年度から 令和8年度まで	305,672			8,305	297,367
大沼キャンプフィールド及び赤城ランドステーションの管理及び運営に関する協定	145,000			令和7年度から 令和16年度まで	145,000				145,000
赤城森林公園及び赤城ふれあいの森の管理及び運営に関する協定	46,335			令和7年度から 令和9年度まで	46,335				46,335
単独公共治山委託契約	50,000			令和7年度	50,000			5,000	45,000
単独公共治山工事請負契約	150,000			令和7年度	150,000			15,000	135,000
群馬県勤労福祉センターの管理及び運営に関する協定	53,207			令和7年度から 令和9年度まで	53,207			12,651	40,556
宝台樹キャンプ場・宝台樹スキー場の管理及び運営に関する協定	30,348			令和7年度から 令和9年度まで	30,348			8,703	21,645
道路パトロール業務委託契約	20,000			令和7年度	20,000				20,000
単独道路維持修繕委託契約	484,000			令和7年度	484,000				484,000

事 項	限 度 額	前年度末までの支出額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	県 債	そ の 他	
単独道路維持修繕工事請負契約	6,000			令和7年度	6,000				6,000
単独地域道路管理委託契約	800,000			令和7年度	800,000				800,000
河川維持補修委託契約	510,000			令和7年度	510,000				510,000
敷島公園の管理及び運営に関する協定	797,135			令和7年度から 令和11年度まで	797,135			16,377	780,758
伊勢崎特別支援学校建築工事請負契約	1,827,673			令和7年度から 令和8年度まで	1,827,673	481,241			1,346,432
群馬県青少年会館の管理及び運営に関する協定	202,497			令和7年度から 令和9年度まで	202,497			465	202,032

令和6年度群馬県流域下水道事業会計補正予算実施計画(第1号)

収益的収入及び支出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備 考		
1	流域下水道事業費用		10,684,827	7,093	10,691,920			
		1 営業費用		10,418,315	7,093	10,425,408		
			1	奥根処理区事業費	937,743	792	938,535	○人件費
			2	県央処理区事業費	6,193,219	1,928	6,195,147	○人件費
			3	桐生処理区事業費	1,226,953	693	1,227,646	○人件費
			4	西邑楽処理区事業費	909,502	244	909,746	○人件費
			9	一般管理費	148,144	3,436	151,580	○人件費

資本的収入及び支出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備 考	
1	流域下水道事業資本的支出		4,763,018	2,688	4,765,706		
		1 建設改良費		3,434,760	2,688	3,437,448	
			12	建設事務費	140,171	2,688	142,859

令和6年度群馬県流域下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 千円)

区 分	金 額
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純損益	△5,790
減価償却費	5,323,349
固定資産除却損	40,752
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△1,614
法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	△263
長期前受金戻入額	△4,240,528
受取利息及び受取配当金	△13
支払利息	266,512
未収金の増減額 (△は増加)	196,128
未払金の増減額 (△は減少)	△482,007
預り金の増減額 (△は減少)	△1,685
小計	1,094,841
利息及び配当金の受取額	13
利息の支払額	△266,512
業務活動によるキャッシュ・フロー	828,342
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△5,112,345
国庫補助金による収入	2,741,630
工事費負担金による収入	657,248
一般会計からの繰入金による収入	21,148
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,692,319

区 分	金 額
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	2,000,000
一時借入金の返済による支出	△2,000,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,594,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△1,328,258
財務活動によるキャッシュ・フロー	265,742
資金増加額（又は減少額）	△598,235
資金期首残高	1,933,345
資金期末残高	1,335,110

補正予算給与費明細書

1 総括

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後		51	5,411	216,145	133,634	355,190	72,778	427,968
補 正 前		51	5,411	211,022	129,959	346,392	71,795	418,187
比 較				5,123	3,675	8,798	983	9,781

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補 正 後	8,258	5,740	3,125	6,318	146	10,606	13	4,302
	補 正 前	8,258	5,599	3,125	6,318	146	9,994	13	4,302
	比 較		141				612		
手当の内訳	区 分	管理職員特 別勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)				
	補 正 後	72	52,188	42,792	74				
	補 正 前	72	50,661	41,397	74				
	比 較		1,527	1,395					

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後		47		216,145	132,506	348,651	71,946	420,597
補 正 前		47		211,022	128,831	339,853	70,963	410,816
比 較				5,123	3,675	8,798	983	9,781

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補 正 後	8,258	5,740	3,125	6,318	146	10,606	13	4,302
	補 正 前	8,258	5,599	3,125	6,318	146	9,994	13	4,302
	比 較		141				612		
手当の内訳	区 分	管理職員特 別勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)				
	補 正 後	72	51,574	42,278	74				
	補 正 前	72	50,047	40,883	74				
	比 較		1,527	1,395					

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
給 料	5,123	給料の増加分	5,123	職員の給与改定による本年度給料月額を増加分	
手 当	3,675	手当の増加分	3,675	期末手当、勤勉手当及びその他手当の増加分	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
給 料	5,123	1 給与改定に伴う増加分	5,123	職員の給与改定による本年度給料月額を増加分	給与改定の状況 本年度 { 全給料表の改定率 2.7% 実施時期 令和6年4月1日
手 当	3,675	1 給与改定に伴う増加分	3,675	期末手当の増加分 1,527千円	改正後 (改正前) 年間支給割合 2.50月分 (2.45月分) { 6月期 1.25月分 (1.225月分) 12月期 1.25月分 (1.225月分) }
				勤勉手当の増加分 1,395千円	改正後 (改正前) 年間支給割合 2.10月分 (2.05月分) { 6月期 1.05月分 (1.025月分) 12月期 1.05月分 (1.025月分) }
				その他手当の増加分 753千円 (1)その他手当 753千円	ただし令和6年度は { 6月期 従前どおり (1.225月分) 12月期 1.275月分 (1.225月分) }
				給料を基礎として支給するその他手当について、給与改定に伴う手当額の増 地域手当、時間外勤務手当	

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与(06.10.1現在)

区 分		事務・技術 (行政職)	
補 正 後	平均給料月額(円)	357,543	
	平均年齢(歳)	46.3	
補 正 前	平均給料月額(円)	348,143	
	平均年齢(歳)	46.3	

(2) 級別職員数

区 分	行政職		
	行 級	職 員 数(人)	構 成 比(%)
06年10月1日現在	9 級	—	—
	8 級	—	—
	7 級	1	2.2
	6 級	7	15.2
	5 級	18	39.2
	4 級	6	13.0
	3 級	10	21.8
	2 級	2	4.3
	1 級	2	4.3
	計	46	100.0

(3) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	備 考
	6月(月分)	12月(月分)		
補 正 後	2.250	2.350	4.60	
補 正 前	2.250	2.250	4.50	
一般会計の制度	2.250	2.350	4.60	

令和6年度群馬県流域下水道事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

資 産 の 部

(単位 千円)

科 目	金 額	
1 固 定 資 産		
(1) 有 形 固 定 資 産		
イ 奥 利 根 処 理 区	7,874,080	
減 価 償 却 累 計 額	△2,080,002	5,794,078
ロ 県 央 処 理 区	72,510,486	
減 価 償 却 累 計 額	△14,737,532	57,772,954
ハ 桐 生 処 理 区	14,169,399	
減 価 償 却 累 計 額	△3,246,248	10,923,151
ニ 西 邑 楽 処 理 区	14,861,747	
減 価 償 却 累 計 額	△2,513,779	12,347,968
ホ 新 田 処 理 区	14,572,772	
減 価 償 却 累 計 額	△2,542,929	12,029,843
ヘ 佐 波 処 理 区	18,773,630	
減 価 償 却 累 計 額	△2,439,220	16,334,410
ト 本 局		110
有 形 固 定 資 産 合 計		115,202,514
(2) 無 形 固 定 資 産		
イ 奥 利 根 処 理 区		1,206
ロ 県 央 処 理 区		1,207
ハ 桐 生 処 理 区		1,206
ニ 西 邑 楽 処 理 区		1,207
ホ 新 田 処 理 区		1,207
ヘ 佐 波 処 理 区		1,206
無 形 固 定 資 産 合 計		7,239

科 目	金			額
(3) 固定資産仮勘定				
イ 建設仮勘定		<u>6,656,965</u>		
固定資産仮勘定合計			<u>6,656,965</u>	
固定資産合計				121,866,718
2 流動資産				
(1) 現金預金			1,335,110	
(2) 未収金			243,632	
(3) その他流動資産			<u>△42,730</u>	
流動資産合計				<u>1,536,012</u>
資産合計				<u><u>123,402,730</u></u>

負 債 の 部

科 目	金			額
3 固定負債				
(1) 企業債				
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		<u>16,444,321</u>		
企業債合計			<u>16,444,321</u>	
(2) その他固定負債			<u>10,000</u>	
固定負債合計				16,454,321
4 流動負債				
(1) 企業債				
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		<u>1,250,868</u>		
企業債合計			<u>1,250,868</u>	
(2) 未払金			609,214	

科 目	金			額
(3) 引 当 金				
イ 賞 与 引 当 金		28,693		
ロ 法 定 福 利 費 引 当 金		5,615		
引 当 金 合 計			34,308	
流 動 負 債 合 計				1,894,390
5 繰 延 収 益				
(1) 長 期 前 受 金		108,459,328		
(2) 長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額		△22,012,002	86,447,326	
繰 延 収 益 合 計				86,447,326
負 債 合 計				104,796,037

資 本 の 部

科 目	金			額
6 資 本 金				8,979,145
7 剰 余 金				
(1) 資 本 剰 余 金				
イ 国 庫 補 助 金		6,038,385		
ロ 他 会 計 補 助 金		312,107		
ハ 工 事 費 負 担 金		2,588,949		
ニ 受 贈 財 産 評 価 額		56,618		
資 本 剰 余 金 合 計			8,996,059	
(2) 利 益 剰 余 金				
イ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金		631,489		
利 益 剰 余 金 合 計			631,489	
剰 余 金 合 計				9,627,548
資 本 合 計				18,606,693
負 債 ・ 資 本 合 計				123,402,730

注記

I. 重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

・主な耐用年数

建物 6～50年

構築物 2～60年

機械及び装置 5～50年

器具及び備品 4～15年

(2) 無形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給については、一般会計が全額を負担することとしているため、計上していない。

(2) 賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支払に備えるため、当年度末における支給（支払）見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

3 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式による。

II. 予定貸借対照表関連

企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は11,169,657千円である。

III. セグメント情報の開示

単一の事業を運営しているため、セグメントは設けていない。

令和6年度群馬県電気事業会計補正予算実施計画(第2号)

収益的収入及び支出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備 考
1 電気事業費用			8,791,749	39,460	8,831,209	
	1 営業費用		8,090,112	39,460	8,129,572	
		1 水力発電費	6,307,598	22,723	6,330,321	○人件費
		2 汽力発電費	344,147	856	345,003	○人件費
		4 一般管理費	1,301,013	15,881	1,316,894	○人件費

資本的収入及び支出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備 考
1 電気事業 資本的支出			16,523,382	4,008	16,527,390	
	1 建設改良費		12,895,874	4,008	12,899,882	
		1 霧積発電所 建設費	899,133	293	899,426	○人件費
		4 四万備発電所 設備更新費	5,410,665	1,366	5,412,031	○人件費
		5 白沢備発電所 設備更新費	2,067,521	1,297	2,068,818	○人件費
		6 関根備発電所 設備更新費	1,767,655	1,052	1,768,707	○人件費

令和6年度群馬県電気事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 千円)

区 分	金 額
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純損益	2,350,524
減価償却費	1,680,967
固定資産除却損	294,804
事業外固定資産管理費(減価償却・除却)	64,566
退職給付引当金の増減額(△は減少)	54,047
賞与引当金の増減額(△は減少)	3,197
法定福利費引当金の増減額(△は減少)	1,080
特別修繕引当金の増減額(△は減少)	763,359
事業整理損失引当金の増減額(△は減少)	3,024
長期前受金戻入額	△45,601
受取利息及び受取配当金	△4,414
支払利息	3,893
減損損失	185,898
未収金の増減額(△は増加)	229,359
その他流動資産の増減額(△は増加)	286,159
未払金の増減額(△は減少)	△412,162
未払費用の増減額(△は減少)	△479,635
預り金の増減額(△は減少)	△15,200
小計	4,963,865
利息及び配当金の受取額	4,414
利息の支払額	△3,893
業務活動によるキャッシュ・フロー	4,964,386

区 分	金 額
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△1,996,793
建設仮勘定	△10,356,001
開発調査費	△179,300
長期貸付金の回収による収入	335,182
長期貸付金による支出	△1,230,250
投資有価証券の取得による支出	△1,000,000
投資有価証券の満期償還による収入	12,243
国庫補助金による収入	20,000
利益剰余金の繰出による支出	△1,250,000
予備費	△100,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△15,744,919
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	2,500,000
一時借入金の返済による支出	△2,500,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△47,258
財務活動によるキャッシュ・フロー	△47,258
資金増加額（又は減少額）	△10,827,791
資金期首残高	37,801,652
資金期末残高	26,973,861

補正予算給与費明細書

1 総括

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	1	193		748,255	570,396	1,318,651	246,040	1,564,691
補 正 前	1	193		730,982	551,332	1,282,314	238,909	1,521,223
比 較				17,273	19,064	36,337	7,131	43,468

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	特地勤務手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)
	補 正 後	19,901	18,430	10,632	30,328	456	4,793	351	46,043	293
	補 正 前	19,901	17,989	10,632	30,328	456	4,793	342	45,211	293
	比 較		441					9	832	
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特 別勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	退職手当 (千円)	
	補 正 後	3,942	9,458	19,262	276	179,101	144,735	663	81,732	
	補 正 前	3,834	9,345	19,262	276	169,826	136,449	663	81,732	
	比 較	108	113			9,275	8,286			

(1) 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	1	158		690,641	537,591	1,228,232	230,258	1,458,490
補 正 前	1	158		673,368	518,527	1,191,895	223,127	1,415,022
比 較				17,273	19,064	36,337	7,131	43,468

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	特勤勤務手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)
	補 正 後	19,901	18,430	10,632	27,044	456	4,793	351	37,649	293
	補 正 前	19,901	17,989	10,632	27,044	456	4,793	342	36,817	293
	比 較		441					9	832	
手 当 の 内 訳	区 分	夜間勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特 別勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	退職手当 (千円)	
	補 正 後	3,942	9,458	19,262	276	167,599	135,110	663	81,732	
	補 正 前	3,834	9,345	19,262	276	158,324	126,824	663	81,732	
	比 較	108	113			9,275	8,286			

2 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)	説明	備考	
給料	17,273	給料の増加分	17,273	職員の給与改定による本年度給料月額を増加分	
手当	19,064	職員手当の増加分	19,064	期末手当、勤勉手当及びその他手当の増加分	

(1) 会計年度任用職員以外の職員

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)	説明	備考	
給料	17,273	1 給与改定に伴う増加分	17,273	職員の給与改定による本年度給料月額を増加分	給与改定の状況 本年度 { 全給料表の改定率 2.7% 実施時期 令和6年4月1日
手当	19,064	1 給与改定に伴う増加分	19,064	期末手当の増加分 9,275 千円	改正後 (改正前) 年間支給割合 2.50月分 (2.45月分) [6月期 1.25月分 (1.225月分) 12月期 1.25月分 (1.225月分)] ただし令和6年度は [6月期 従前どおり (1.225月分) 12月期 1.275月分 (1.225月分)]
				勤勉手当の増加分 8,286 千円	改正後 (改正前) 年間支給割合 2.10月分 (2.05月分) [6月期 1.05月分 (1.025月分) 12月期 1.05月分 (1.025月分)] ただし令和6年度は [6月期 従前どおり (1.025月分) 12月期 1.075月分 (1.025月分)]
				その他手当の増加分 1,503 千円 (1) その他手当分 1,503 千円	給料を基礎として支給するその他手当について、給与改定に伴う手当額の増 地域手当、時間外勤務手当等

(3) 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与 (R6.10.1現在)

区 分		事務・技術 (行政職)
補 正 後	平均給料月額 (円)	354,223
	平均年齢 (歳)	44.5
補 正 前	平均給料月額 (円)	345,062
	平均年齢 (歳)	44.5

(2) 級別職員数

区 分	行政職		
	級	職員数(人)	構成比(%)
令和6年10月1日現在	9 級	—	—
	8 級	1	0.7
	7 級	6	3.8
	6 級	26	16.6
	5 級	38	24.2
	4 級	20	12.7
	3 級	33	21.0
	2 級	17	10.8
	1 級	16	10.2
	計	157	100.0

(3) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	備 考
	6月(月分)	12月(月分)		
補 正 後	2.250	2.350	4.60	
補 正 前	2.250	2.250	4.50	
一般会計の制度	2.250	2.350	4.60	

債務負担行為に関する調書

1 追加

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 払 義 務 発 生 (見 込) 額		当 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	企 業 債	補 助 金	損 益 勘 定 留 保 資 金 等
関根発電所設備更新事業 請 負 契 約	24,640			令 和 7 年 度	24,640			24,640
矢倉発電所設備改良事業 請 負 契 約	14,014			令 和 7 年 度	14,014			14,014

2 変 更

(単位 千円)

事 項	区 分	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 払 義 務 発 生 (見 込) 額		当 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左 の 財 源 内 訳		
			期 間	金 額	期 間	金 額	企 業 債	補 助 金	損 益 勘 定 留 保 資 金 等
利南発電所設備改良事業 請負契約	補正前	30,118			令和7年度	30,118			30,118
	補正	7,865				7,865			7,865
	補正後	37,983			令和7年度	37,983			37,983

令和6年度群馬県電気事業予定貸借対照表
(令和7年3月31日現在)

資 産 の 部

(単位 千円)

科 目	金		額
1 固 定 資 産			
(1) 電 気 事 業 固 定 資 産			
イ 水 力 発 電 設 備	84,835,565		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△55,374,069</u>	29,461,496	
ロ 汽 力 発 電 設 備	4,970,376		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△4,962,725</u>	7,651	
ハ 太 陽 光 発 電 設 備	1,060,405		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△626,323</u>	434,082	
ニ 業 務 設 備	1,051,660		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△386,868</u>	664,792	
電気事業固定資産合計			30,568,021
(2) 事 業 外 固 定 資 産			
イ 事 業 外 固 定 資 産	4,211,534		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△1,668,700</u>	2,542,834	
事業外固定資産合計			2,542,834
(3) 固 定 資 産 仮 勘 定			
イ 建 設 仮 勘 定		12,812,468	
ロ 建 設 準 備 勘 定		<u>413,835</u>	
固定資産仮勘定合計			13,226,303
(4) 投 資 そ の 他 の 資 産			
イ 投 資 有 価 証 券		1,911,707	
ロ 出 資 金		51,000	
ハ 長 期 貸 付 金		4,581,655	
ニ そ の 他 投 資		<u>2,837</u>	
投資その他の資産合計			6,547,199
固 定 資 産 合 計			52,884,357

科	目	金		額
2	流動資産			
(1)	現金預金			26,973,861
(2)	未収金			913,007
	流動資産合計			<u>27,886,868</u>
	資産合計			<u><u>80,771,225</u></u>

負債の部

科	目	金		額
3	固定負債			
(1)	企業債			
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		88,436	
	企業債合計			88,436
(2)	引当金			
	イ 退職給付引当金		1,488,840	
	ロ 特別修繕引当金(水力)		4,804,517	
	ハ 事業整理損失引当金		3,024	
	引当金合計			6,296,381
(3)	資産除去債務			685,000
	固定負債合計			<u>7,069,817</u>
4	流動負債			
(1)	企業債			
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		43,637	
	企業債合計			43,637
(2)	未払費用			228
(3)	引当金			
	イ 賞与引当金		89,785	
	ロ 法定福利費引当金		17,311	

科 目	金 額		
引当金合計			107,096
(4) 資産除去債務			165,000
流動負債合計			<u>315,961</u>
5 繰延収益			
(1) 長期前受金	3,582,456		
(2) 長期前受金収益化累計額	<u>△2,516,665</u>		<u>1,065,791</u>
繰延収益合計			<u>1,065,791</u>
負債合計			<u><u>8,451,569</u></u>

資 本 の 部

科 目	金 額		
6 資本金			62,422,478
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	30,144		
ロ 国庫補助金	63,351		
ハ 工事費負担金	<u>4,250</u>		
資本剰余金合計			97,745
(2) 利益剰余金			
イ 企業債等償還積立金	132,074		
ロ 利益積立金	551,139		
ハ 特別修繕積立金	135,870		
ニ 建設改良積立金	1,576,461		
ホ 別途積立金	1,842,700		
ハ 当年度未処分利益剰余金	<u>5,561,189</u>		
利益剰余金合計			<u>9,799,433</u>
剰余金合計			<u>9,897,178</u>
資本合計			<u><u>72,319,656</u></u>
負債・資本合計			80,771,225

注記

I. 重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

・主な耐用年数

建物 8～50年

水路 10～57年

機械装置 5～22年

諸装置 5～22年

(2) 無形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

(2) 賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支払に備えるため、当年度末における支給（支払）見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(3) 特別修繕引当金

事業用発電機に係る定期修繕費用の支出に備えるため、支出見込額のうち前回の定期修繕実施の年度から前年度末までの期間で均分した額を計上している。

(4) 事業整理損失引当金

高浜発電所の廃止に伴い発生が予想される損失見込額を計上している。

3 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式による。

II. セグメント情報の開示

1 報告セグメントの概要

電気事業会計は、水力発電及び汽力発電、太陽光発電を運営しており、群馬県企業局財務規程に定める区分に基づき、これら2つを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

セグメント区分	事業の内容
水力発電及び汽力発電	水力発電事業、汽力発電事業及びその他附帯事業並びに電源開発に関する調査事業
太陽光発電	太陽光発電事業及びその他附帯事業並びに電源開発に関する調査事業

2 報告セグメントごとの営業収益等

当年度（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）

（単位 千円）

	水力発電及び汽力発電	太陽光発電	合計
営業収益	10,679,491	150,425	10,829,916
営業費用	7,767,545	130,156	7,897,701
営業損益	2,911,946	20,269	2,932,215
経常損益	2,846,219	20,269	2,866,488
セグメント資産	80,337,145	434,082	80,771,227
セグメント負債	8,451,571	—	8,451,571
その他の項目			
減価償却費	1,627,389	53,578	1,680,967
特別損失	453,041	—	453,041
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,987,103	9,690	1,996,793

Ⅲ. 減損損失

当年度において、以下の資産について減損損失を計上した。

1 減損損失を認識した固定資産

用途	固定資産の種類	場所
発電事業	高浜発電所 有形固定資産（建物、構築物、機械装置、諸装置、備品）	高崎市

2 減損損失の認識に至った経緯

高浜発電所については、高崎市が所有する高浜クリーンセンターの建替に伴い、令和6年8月末をもって廃止することにより令和7年度以降の収益に寄与しない資産となることが減損に該当すると認識したため、令和6年度末における当該発電所に属する固定資産の帳簿価額を備忘価額まで減額し、当該減少額192,552千円を減損損失として計上した。

3 減損損失の額及びその内訳

種 類	減損損失額（千円）
建 物	57,177
構 築 物	6,563
機 械 装 置	128,322
諸 装 置	451
備 品	39
合 計	192,552

IV. その他

1 退職給付引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において退職手当として27,685千円を支給するため退職給付引当金27,685千円を使用する。

2 資産除去債務について

(1) 資産除去債務の概要

令和6年度に廃止予定である高浜発電所の不動産賃貸借契約に伴う現状回復義務等である。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込み期間を3年、割引率は0%を採用している。

令和6年度群馬県工業用水道事業会計補正予算実施計画(第1号)

収益的収入及び支出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備 考
1	工業用水道事業費用		2,184,485	7,091	2,191,576	
	1 営業費用		1,971,126	7,091	1,978,217	
		1 渋川工業用水道事業費	807,748	2,578	810,326	○人件費
		2 東毛工業用水道事業費	1,090,928	3,606	1,094,534	○人件費
		3 一般管理費	72,450	907	73,357	○人件費

令和6年度群馬県工業用水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 千円)

区	分	金額
1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純損益	△177,016
	減価償却費	702,524
	固定資産除却損	13,414
	退職給付引当金の増減額 (△は減少)	23,339
	賞与引当金の増減額 (△は減少)	1,557
	法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	194
	事業整理損失引当金の増減額 (△は減少)	△3,247
	長期前受金戻入額	△154,375
	受取利息及び受取配当金	△300
	支払利息	51,761
	未収金の増減額 (△は増加)	△8,536
	その他流動資産の増減額 (△は増加)	5,880
	未払金の増減額 (△は減少)	△60,819
	未払費用の増減額 (△は減少)	△2,733
	預り金の増減額 (△は減少)	△1,022
	小計	390,621
	利息及び配当金の受取額	300
	利息の支払額	△51,761
	業務活動によるキャッシュ・フロー	339,160

区 分	金 額
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△603,097
建設仮勘定	△8,461
投資有価証券の取得による支出	△100,000
投資有価証券の簿価調整による収入	610
予備費	△50,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△760,948</u>
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	2,000,000
一時借入金の返済による支出	△2,000,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△431,015
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金による収入	376,000
建設改良費等の財源に充てるための長期借入金の償還による支出	△124,316
その他の長期借入金の償還による支出	△39,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△218,331</u>
資金増加額（又は減少額）	△640,119
資金期首残高	2,369,025
資金期末残高	<u><u>1,728,906</u></u>

補正予算給与費明細書

1 総括

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後		32		120,809	96,142	216,951	39,431	256,382
補 正 前		32		117,935	92,986	210,921	38,370	249,291
比 較				2,874	3,156	6,030	1,061	7,091

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補 正 後	2,370	2,959	1,503	5,870	729	4,999	30	2,936
	補 正 前	2,370	2,889	1,503	5,870	729	4,934	30	2,936
	比 較		70				65		
手当の内訳	区 分	管理職員特 別勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)				
	補 正 後	48	27,212	21,574	23,339				
	補 正 前	48	25,610	20,155	23,339				
	比 較		1,602	1,419					

(1) 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特 別 職 職 (人)	一 般 職 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後		26		110,416	91,092	201,508	36,792	238,300
補 正 前		26		107,542	87,936	195,478	35,731	231,209
比 較				2,874	3,156	6,030	1,061	7,091

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補 正 後	2,370	2,959	1,503	4,865	729	4,759	30	2,936
	補 正 前	2,370	2,889	1,503	4,865	729	4,694	30	2,936
	比 較		70				65		
手当の内訳	区 分	管理職員特 別勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)				
	補 正 後	48	25,980	21,574	23,339				
	補 正 前	48	24,378	20,155	23,339				
	比 較		1,602	1,419					

2 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説明	備考
給料	2,874	給料の増加分	2,874	職員の給与改定による本年度給料月額 額の増加分	
手当	3,156	職員手当の増加分	3,156	期末手当、勤勉手当及びその他手当 の増加分	

(1) 会計年度任用職員以外の職員

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説明	備考
給料	2,874	1 給与改定に伴う増加分	2,874	職員の給与改定による本年度 給料月額額の増加分	給与改定の状況 本年度 { 全給料表の改定率 2.7% 実施時期 令和6年4月1日
手当	3,156	1 給与改定に伴う増加分	3,156	期末手当の増加分 1,602 千円	改正後 (改正前) 年間支給割合 2.50月分 (2.45月分) 〔 6月期 1.25月分 (1.225月分) 〕 〔 12月期 1.25月分 (1.225月分) 〕 ただし令和6年度は 〔 6月期 従前どおり (1.225月分) 〕 〔 12月期 1.275月分 (1.225月分) 〕
				勤勉手当の増加分 1,419 千円	改正後 (改正前) 年間支給割合 2.10月分 (2.05月分) 〔 6月期 1.05月分 (1.025月分) 〕 〔 12月期 1.05月分 (1.025月分) 〕 ただし令和6年度は 〔 6月期 従前どおり (1.025月分) 〕 〔 12月期 1.075月分 (1.025月分) 〕
				その他の手当の増加分 135 千円 (1)その他手当分 135 千円	給料を基礎として支給するその他手当について、給与改定に伴う手 当額の増 地域手当、時間外勤務手当

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与 (R6.10.1現在)

区 分		事務・技術 (行政職)
補 正 後	平均給料月額 (円)	359,016
	平均年齢 (歳)	45.5
補 正 前	平均給料月額 (円)	349,731
	平均年齢 (歳)	45.5

(2) 級別職員数

区 分	行政職		
	行 級	職 員 数(人)	構 成 比(%)
令和6年 10月 1日現在	9 級	—	—
	8 級	—	—
	7 級	—	—
	6 級	4	14.9
	5 級	8	29.6
	4 級	3	11.1
	3 級	8	29.6
	2 級	1	3.7
	1 級	3	11.1
	計	27	100.0

(3) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)		
補 正 後	2.250	2.350	4.60	
補 正 前	2.250	2.250	4.50	
一般会計の制度	2.250	2.350	4.60	

債務負担行為に関する調書

追 加

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の 支 払 義 務 発 生 (見 込) 額		当 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	企 業 債	補 助 金	損 益 勘 定 留 保 資 金 等
東毛工業用水道 北ルート配水管路 (聖川伏越管) 移設工事請負契約	108,372			令和7年度	108,372			108,372

令和6年度群馬県工業用水道事業予定貸借対照表
(令和7年3月31日現在)

資 産 の 部

(単位 千円)

科 目	金			額
1 固 定 資 産				
(1) 有 形 固 定 資 産				
イ 渋 川 工 業 用 水 道	10,513,564			
減 価 償 却 累 計 額	△5,469,014	5,044,550		
ロ 東 毛 工 業 用 水 道	21,191,136			
減 価 償 却 累 計 額	△13,717,289	7,473,847		
ハ 本 局	2,042			
減 価 償 却 累 計 額	△1,976	66		
有 形 固 定 資 産 合 計			12,518,463	
(2) 無 形 固 定 資 産				
イ 渋 川 工 業 用 水 道		1,864		
ロ 東 毛 工 業 用 水 道		4,488,050		
無 形 固 定 資 産 合 計			4,489,914	
(3) 固 定 資 産 仮 勘 定				
イ 建 設 仮 勘 定		11,757		
固 定 資 産 仮 勘 定 合 計			11,757	
(4) 投 資 そ の 他 資 産				
イ 投 資 有 価 証 券		99,390		
投 資 そ の 他 資 産 合 計			99,390	
固 定 資 産 合 計				17,119,524
2 流 動 資 産				
(1) 現 金 預 金			1,728,906	
(2) 未 収 金			158,160	
流 動 資 産 合 計				1,887,066
資 産 合 計				19,006,590

負 債 の 部

科 目	金			額
3 固 定 負 債				
(1) 企 業 債				
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		2,052,288		
企業債合計			2,052,288	
(2) 他 会 計 借 入 金				
イ 建設改良費等の財源に 充てるための長期借入金		2,127,667		
ロ その他の長期借入金		858,000		
他会計借入金合計			2,985,667	
(3) 引 当 金				
イ 退職給付引当金		236,733		
ロ 事業整理損失引当金		317		
引当金合計			237,050	
固定負債合計				5,275,005
4 流 動 負 債				
(1) 企 業 債				
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		413,318		
企業債合計			413,318	
(2) 他 会 計 借 入 金				
イ 建設改良費等の財源に 充てるための長期借入金		124,316		
ロ その他の長期借入金		39,000		
他会計借入金合計			163,316	
(3) 未 払 金			51,678	

科 目	金			額
(4) 引 当 金				
イ 賞 与 引 当 金		16,294		
ロ 法 定 福 利 費 引 当 金		<u>2,969</u>		
引 当 金 合 計			<u>19,263</u>	
流 動 負 債 合 計				647,575
5 繰 延 収 益				
(1) 長 期 前 受 金		9,246,403		
(2) 長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額		<u>△5,357,476</u>	<u>3,888,927</u>	
繰 延 収 益 合 計				<u>3,888,927</u>
負 債 合 計				<u><u>9,811,507</u></u>

資 本 の 部

科 目	金			額
6 資 本 金				6,934,942
7 剰 余 金				
(1) 資 本 剰 余 金				
イ 国 庫 補 助 金		539,682		
ロ 受 贈 財 産 評 価 額		134,852		
ハ 工 事 費 負 担 金		840,372		
ニ その他 資 本 剰 余 金		<u>176,402</u>		
資 本 剰 余 金 合 計			1,691,308	
(2) 利 益 剰 余 金				
イ 企 業 債 等 償 還 積 立 金		486,976		
ロ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金		<u>81,857</u>		
利 益 剰 余 金 合 計			<u>568,833</u>	
剰 余 金 合 計				<u>2,260,141</u>
資 本 合 計				<u><u>9,195,083</u></u>
負 債 ・ 資 本 合 計				19,006,590

注記

I. 重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

- ・減価償却の方法

定額法による。

- ・主な耐用年数

建物 3～50年

構築物 3～60年

機械及び装置 5～42年

器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産

- ・減価償却の方法

定額法による。

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

(2) 賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支払に備えるため、当年度末における支給（支払）見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(3) 事業整理損失引当金

東毛工業用水道事業 第二浄水場計画の廃止に伴い発生すると予想される損失見込額を計上している。

3 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式による。

II. セグメント情報の開示

1 報告セグメントの概要

工業用水道事業会計は、渋川工業用水道及び東毛工業用水道を運営しており、群馬県企業局財務規程に定める区分に基づき、これらの2つを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

セグメント区分	事業の内容
渋川工業用水道	給水区域（前橋市、高崎市、渋川市、吉岡町）内の8社8事業所への工業用水供給事業及びその附帯事業並びに工業用水に関する調査事業
東毛工業用水道	給水区域（伊勢崎市、太田市、館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町）内の90社101事業所への工業用水供給事業及びその附帯事業並びに工業用水に関する調査事業

2 報告セグメントごとの営業収益等

当年度（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）

（単位 千円）

	渋川工業用水道	東毛工業用水道	調整額	合計
営業収益	560,563	1,039,882	—	1,600,445
営業費用	798,427	1,101,450	—	1,899,877
営業損益	△237,864	△61,568	—	△299,432
経常損益	△191,358	34,342	—	△157,016
セグメント資産	4,623,993	14,382,557	40	19,006,590
セグメント負債	4,780,705	5,030,762	40	9,811,507
その他の項目				
減価償却費	201,750	500,774	—	702,524
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	168,193	434,904	—	603,097

(注) 1 本局の一般管理費、受取利息及び雑収益は、2工業用水道に配分している。

2 調整額は、各報告セグメントに配分していない本局の資産及び負債である。

令和6年度群馬県水道事業会計補正予算実施計画(第1号)

収益的収入及び支出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備 考
1 水道事業費用			4,624,193	11,619	4,635,812	
	1 営業費用		4,214,975	11,619	4,226,594	
		1 県央第一水道事業費	1,701,261	3,279	1,704,540	○人件費
		2 県央第一水道発電事業費	24,361	236	24,597	○人件費
		3 県央第二水道事業費	2,090,354	3,293	2,093,647	○人件費
		5 水質管理センター事業費	171,771	2,045	173,816	○人件費
		6 一般管理費	219,143	2,766	221,909	○人件費

資本的収入及び支出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備 考
1 水道事業資本的支出			1,874,203	1,140	1,875,343	
	1 建設改良費		886,568	1,140	887,708	
		1 県央第一水道建設費	408,436	1,140	409,576	○人件費

令和6年度群馬県水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 千円)

区 分	金 額
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純損益	15,729
減価償却費	1,767,198
固定資産除却損	52,348
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	51,301
賞与引当金の増減額 (△は減少)	1,519
法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	373
長期前受金戻入額	△258,491
受取利息及び受取配当金	△458
支払利息	106,638
未収金の増減額 (△は増加)	△3,096
その他流動資産の増減額 (△は増加)	122,062
未払金の増減額 (△は減少)	△109,147
預り金の増減額 (△は減少)	△924
小計	1,745,052
利息及び配当金の受取額	458
利息の支払額	△106,638
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,638,872

区 分	金 額
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△433,803
建設仮勘定	△391,272
水道事業による雑収入	26,669
予備費	△100,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△898,406</u>
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	2,000,000
一時借入金の返済による支出	△2,000,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△887,635
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△887,635</u>
資金増加額（又は減少額）	△147,169
資金期首残高	13,972,138
資金期末残高	<u><u>13,824,969</u></u>

補正予算給与費明細書

1 総括

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後		63		234,021	208,862	442,883	77,435	520,318
補 正 前		63		228,771	203,171	431,942	75,617	507,559
比 較				5,250	5,691	10,941	1,818	12,759

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補 正 後	5,638	5,427	2,123	9,071	1,179	11,840	1,236	6,081
	補 正 前	5,638	5,351	2,123	9,071	1,179	11,581	1,220	6,081
	比 較		76				259	16	
手当の内訳	区 分	管理職員特 別勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)				
	補 正 後	96	51,810	42,206	72,155				
	補 正 前	96	48,986	39,690	72,155				
	比 較		2,824	2,516					

(1) 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後		50		212,153	197,685	409,838	71,568	481,406
補 正 前		50		206,903	191,994	398,897	69,750	468,647
比 較				5,250	5,691	10,941	1,818	12,759

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補 正 後	5,638	5,427	2,123	6,200	1,179	11,840	1,236	6,081
	補 正 前	5,638	5,351	2,123	6,200	1,179	11,581	1,220	6,081
	比 較		76				259	16	
手当の内訳	区 分	管理職員特 別勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)				
	補 正 後	96	47,287	38,423	72,155				
	補 正 前	96	44,463	35,907	72,155				
	比 較		2,824	2,516					

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
給 料	5,250	給料の増加分	5,250	職員の給与改定による本年度給料月額 の増加分	
手 当	5,691	職員手当の増加分	5,691	期末手当、勤勉手当及びその他手当 の増加分	

会計年度任用職員以外の職員

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
給 料	5,250	1 給与改定に伴う増加分	5,250	職員の給与改定による本年度 給料月額を増加分	給与改定の状況 本年度 { 全給料表の改定率 2.7% 実施時期 令和6年4月1日
手 当	5,691	1 給与改定に伴う増加分	5,691	期末手当の増加分 2,824 千円	改正後 (改正前) 年間支給割合 2.50月分 (2.45月分) 6月期 1.25月分 (1.225月分) 12月期 1.25月分 (1.225月分)
				勤勉手当の増加分 2,516 千円	改正後 (改正前) 年間支給割合 2.10月分 (2.05月分) 6月期 1.05月分 (1.025月分) 12月期 1.05月分 (1.025月分)
				その他の手当の増加分 351 千円 (1) その他手当分 351 千円	給料を基礎として支給するその他手当について、給与改定に伴う手 当額の増 地域手当、時間外勤務手当等

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与 (R6.10.1現在)

区 分		事務・技術 (行政職)
補 正 後	平均給料月額 (円)	344,824
	平均年齢 (歳)	44.6
補 正 前	平均給料月額 (円)	335,906
	平均年齢 (歳)	44.6

(2) 級別職員数

区 分	行政職		
	行 級	職 員 数(人)	構 成 比(%)
令和6年 10月 1日現在	9 級	—	—
	8 級	—	—
	7 級	2	4.1
	6 級	9	18.4
	5 級	12	24.5
	4 級	4	8.1
	3 級	8	16.3
	2 級	7	14.3
	1 級	7	14.3
	計	49	100.0

(3) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)		
補 正 後	2.250	2.350	4.60	
補 正 前	2.250	2.250	4.50	
一般会計の制度	2.250	2.350	4.60	

令和6年度群馬県水道事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

資 産 の 部

(単位 千円)

科 目	金 額		
1 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ 県 央 第 一 水 道	24,474,786		
減 価 償 却 累 計 額	△11,496,192	12,978,594	
ロ 県 央 第 二 水 道	39,110,324		
減 価 償 却 累 計 額	△23,284,743	15,825,581	
ハ 水 質 管 理 セ ン タ ー	236,055		
減 価 償 却 累 計 額	△195,533	40,522	
ニ 本 局	1,846		
減 価 償 却 累 計 額	△1,582	264	
有 形 固 定 資 産 合 計			28,844,961
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ 県 央 第 一 水 道		3,730,243	
ロ 県 央 第 二 水 道		10,869,677	
ハ 本 局		40	
無 形 固 定 資 産 合 計			14,599,960
(3) 固 定 資 産 仮 勘 定			
イ 建 設 仮 勘 定		1,760,922	
固 定 資 産 仮 勘 定 合 計			1,760,922
固 定 資 産 合 計			45,205,843
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金			13,824,969
(2) 未 収 金			373,961

科 目	金			額
流動資産合計				14,198,930
資産合計				59,404,773

負債の部

科 目	金			額
3 固定負債				
(1) 企業債				
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		3,853,143		
企業債合計			3,853,143	
(2) 引当金				
イ 退職給付引当金		467,875		
引当金合計			467,875	
固定負債合計				4,321,018
4 流動負債				
(1) 企業債				
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		773,444		
企業債合計			773,444	
(2) 未払金			201,980	
(3) 未払費用			5,958	
(4) 引当金				
イ 賞与引当金		28,009		
ロ 法定福利費引当金		5,243		
引当金合計			33,252	
流動負債合計				1,014,634

科 目	金			額
5 繰延収益				
(1) 長期前受金		16,387,318		
(2) 長期前受金収益化累計額		<u>△9,204,327</u>	<u>7,182,991</u>	
繰延収益合計				<u>7,182,991</u>
負債合計				<u><u>12,518,643</u></u>

資 本 の 部

科 目	金			額
6 資本金				42,039,084
7 剰余金				
(1) 資本剰余金				
イ 国庫補助金		838,139		
ロ 受贈財産評価額		261,764		
ハ 工事費負担金		<u>34,427</u>		
資本剰余金合計			<u>1,134,330</u>	
(2) 利益剰余金				
イ 企業債等償還積立金		1,893,791		
ロ 建設改良積立金		376,571		
ハ 当年度未処分利益剰余金		<u>1,442,354</u>		
利益剰余金合計			<u>3,712,716</u>	
剰余金合計				<u>4,847,046</u>
資本合計				<u><u>46,886,130</u></u>
負債・資本合計				<u><u>59,404,773</u></u>

注記

I. 重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

- ・減価償却の方法

定額法による。

- ・主な耐用年数

建物 6～50年

構築物 2～60年

機械及び装置 5～50年

器具及び備品 4～15年

(2) 無形固定資産

- ・減価償却の方法

定額法による。

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

(2) 賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支払に備えるため、当年度末における支給（支払）見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

3 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式による。

II. その他

1 退職給付引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において、退職手当として20,854千円を支給するため、退職給付引当金20,854千円を使用する。

令和6年度群馬県団地造成事業会計補正予算実施計画（第1号）

収益的収入及び支出

支 出

（単位 千円）

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備 考
1 団地造成事業費用			5,244,581	3,089	5,247,670	
	1 営業費用		5,200,400	3,089	5,203,489	
		2 団地資産管理費		308,533	3,089	311,622

資本的収入及び支出

支 出

（単位 千円）

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備 考
1 団地造成事業資本的支出			7,852,044	4,554	7,856,598	
	1 土地造成費		7,508,174	4,554	7,512,728	
		2 総 係 費		277,513	4,554	282,067

令和6年度群馬県団地造成事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 千円)

区 分	金 額
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純損益	740,578
土地造成原価	4,891,867
減価償却費	18,398
有形固定資産除却損	15,042
販売用土地評価損	1,780
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	1,174
賞与引当金の増減額 (△は減少)	7,826
法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	1,343
土地評価損戻入額	△1,780
受取利息及び受取配当金	△398
支払利息	180
未収金の増減額 (△は増加)	357
未払金の増減額 (△は減少)	△60,754
前受金の増減額 (△は減少)	△375,000
預り金の増減額 (△は減少)	△295
その他流動資産の増減額 (△は増加)	115,700
小計	5,356,018
利息及び配当金の受取額	398
利息の支払額	△180
業務活動によるキャッシュ・フロー	5,356,236

区 分	金 額
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
土地造成による支出	△9,933,583
土地造成による収入	67
有形固定資産の取得による支出	△71,870
長期貸付金による支出	△15,000
予備費	△100,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△10,120,386
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	4,500,000
一時借入金の返済による支出	△4,500,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	0
資金増加額（又は減少額）	△4,764,150
資金期首残高	14,843,265
資金期末残高	10,079,115

補正予算給与費明細書

1 総括

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後		36		139,784	84,872	224,656	42,865	267,521
補 正 前		36		136,592	81,383	217,975	41,903	259,878
比 較				3,192	3,489	6,681	962	7,643

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特 別勤務手当 (千円)
	補 正 後	3,840	3,418	2,591	4,404	13	5,386	3,902	60
	補 正 前	3,840	3,330	2,591	4,404	13	5,273	3,902	60
	比 較		88				113		
手当の内訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)					
	補 正 後	32,150	26,427	2,681					
	補 正 前	30,356	24,933	2,681					
	比 較	1,794	1,494						

(1) 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後		29		128,415	79,685	208,100	40,109	248,209
補 正 前		29		125,223	76,196	201,419	39,147	240,566
比 較				3,192	3,489	6,681	962	7,643

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特 別勤務手当 (千円)
	補 正 後	3,840	3,418	2,591	3,669	13	5,386	3,902	60
	補 正 前	3,840	3,330	2,591	3,669	13	5,273	3,902	60
	比 較		88				113		
手当の内訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)					
	補 正 後	29,703	24,422	2,681					
	補 正 前	27,909	22,928	2,681					
	比 較	1,794	1,494						

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
給 料	3,192	給料の増加分	3,192	職員の給与改定による本年度給料月額 の増加分	
手 当	3,489	職員手当の増加分	3,489	期末手当、勤勉手当及びその他手当 の増加分	

(1) 会計年度任用職員以外の職員

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考	
給 料	3,192	1	給与改定に伴う増加分	3,192	職員の給与改定による本年度 給料月額を増加分	給与改定の状況 本年度 { 全給料表の改定率 2.7% 実施時期 令和6年4月1日
手 当	3,489	1	給与改定に伴う増加分	3,489	期末手当の増加分 1,794 千円	改正後 (改正前) 年間支給割合 2.50月分 (2.45月分) 〔 6月期 1.25月分 (1.225月分) 〕 〔 12月期 1.25月分 (1.225月分) 〕 ただし令和6年度は 〔 6月期 従前どおり (1.225月分) 〕 〔 12月期 1.275月分 (1.225月分) 〕
					勤勉手当の増加分 1,494 千円	改正後 (改正前) 年間支給割合 2.10月分 (2.05月分) 〔 6月期 1.05月分 (1.025月分) 〕 〔 12月期 1.05月分 (1.025月分) 〕 ただし令和6年度は 〔 6月期 従前どおり (1.025月分) 〕 〔 12月期 1.075月分 (1.025月分) 〕
					その他の手当の増加分 201 千円 (1) その他手当分 201 千円	給料を基礎として支給するその他手当について、給与改定に伴う 手当額の増 地域手当、時間外勤務手当

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与 (R6.10.1現在)

区 分		事務・技術 (行政職)
補 正 後	平均給料月額 (円)	340,579
	平均年齢 (歳)	44.6
補 正 前	平均給料月額 (円)	331,771
	平均年齢 (歳)	44.6

(2) 級別職員数

区 分	行政職		
	行 級	職員数(人)	構成比(%)
令和6年 10月 1日現在	9 級	—	—
	8 級	—	—
	7 級	2	6.5
	6 級	6	19.4
	5 級	8	25.7
	4 級	2	6.5
	3 級	8	25.7
	2 級	3	9.7
	1 級	2	6.5
	計	31	100.0

(3) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)		
補 正 後	2.250	2.350	4.60	
補 正 前	2.250	2.250	4.50	
一般会計の制度	2.250	2.350	4.60	

令和6年度群馬県団地造成事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

資 産 の 部

(単位 千円)

科 目	金			額
1 事業資産				
(1) 分譲土地			△3,660,239	
(2) 団地造成勘定			17,553,506	
(3) 事業準備勘定			461,764	
事業資産合計				14,355,031
2 固定資産				
(1) 有形固定資産				
イ 土地	2,358,150			
ロ 建物	550,123			
ハ 構築物	113,062			
ニ 機械及び装置	1,565			
ホ 備品	24,161			
ヘ 諸装置	6,791			
減価償却累計額	△438,514	2,615,338		
有形固定資産合計			2,615,338	
(2) 無形固定資産				
イ 電話使用权		1,124		
無形固定資産合計			1,124	
(3) 投資その他の資産				
イ 長期貸付金		3,364,180		
ロ 出資金		20,000		
投資その他の資産合計			3,384,180	
(4) 事業外固定資産			507,358	
固定資産合計				6,508,000

科 目	金			額
3 流動資産				
(1) 現金預金			10,079,115	
流動資産合計				10,079,115
資産合計				30,942,146

負債の部

科 目	金			額
4 固定負債				
(1) 引当金				
イ退職給付引当金		279,244		
引当金合計			279,244	
(2) 原価見返勘定			730,478	
(3) その他固定負債			243,808	
固定負債合計				1,253,530
5 流動負債				
(1) 未払金			301	
(2) 引当金				
イ賞与引当金		16,478		
ロ法定福利費引当金		3,030		
引当金合計			19,508	
流動負債合計				19,809
6 繰延収益				
(1) 長期前受金		50		
(2) 長期前受金収益化累計額		△48		
繰延収益合計				2
負債合計				1,273,341

資 本 の 部

科 目	金			額
7 資 本 金				28,438,971
8 剰 余 金				
(1) 資 本 剰 余 金				
イ 受 贈 財 産 評 価 額		2		
資 本 剰 余 金 合 計		<u>2</u>	2	
(2) 利 益 剰 余 金				
イ 利 益 積 立 金		37,557		
ロ 建 設 改 良 積 立 金		189,801		
ハ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金		<u>1,002,474</u>		
利 益 剰 余 金 合 計			<u>1,229,832</u>	
剰 余 金 合 計				<u>1,229,834</u>
資 本 合 計				<u><u>29,668,805</u></u>
負債・資本合計				30,942,146

注記

I. 重要な会計方針

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・完成土地及び未成土地 個別法による低価法によっている。（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定。）

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

- ・減価償却の方法

定額法による。

- ・主な耐用年数

建物 6～50年

構築物 7～60年

機械及び装置 5～17年

(2) 無形固定資産

- ・減価償却の方法

定額法による。

3 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

(2) 賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支払に備えるため、当年度末における支給（支払）見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

4 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式による。

令和6年度群馬県施設管理事業会計補正予算実施計画（第1号）

収益的収入及び支出

支 出

（単位 千円）

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備 考	
3	ゴルフ場事業費用		473,758	1,761	475,519		
		1 営 業 費 用		445,516	1,761	447,277	
			1 ゴルフ場管理費	445,516	1,761	447,277	○人件費

資本的収入及び支出

支 出

（単位 千円）

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備 考	
3	ゴルフ場事業 資本的支出		1,103,940	155,566	1,259,506		
		1 建設改良費		889,069	155,566	1,044,635	
			1 ゴルフ場 建設費	779,919	155,566	935,485	○クラブハウスの改築

令和6年度群馬県施設管理事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 千円)

区	分	金	額
1	業務活動によるキャッシュ・フロー		
	当年度純損益		1,989
	減価償却費		155,629
	固定資産除却損		11,062
	退職給付引当金の増減額 (△は減少)		796
	賞与引当金の増減額 (△は減少)		264
	法定福利費引当金の増減額 (△は減少)		△93
	受取利息及び受取配当金		△19
	支払利息		281
	未収金の増減額 (△は増加)		△144,752
	未払金の増減額 (△は減少)		△77,144
	前受金の増減額 (△は減少)		△2,666
	預り金の増減額 (△は減少)		△14
	たな卸資産の増減額 (△は増加)		△49,003
	小計		△103,670
	利息及び配当金の受取額		19
	利息の支払額		△281
	業務活動によるキャッシュ・フロー		△103,932

区 分	金 額
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△1,092,703
予備費	△58,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△1,150,703</u>
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	1,000,000
一時借入金の返済による支出	△1,000,000
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金による収入	869,250
建設改良費等の財源に充てるための長期借入金の償還による支出	△151,525
その他の長期借入金の償還による支出	△20,346
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>697,379</u>
資金増加額（又は減少額）	△557,256
資金期首残高	1,116,084
資金期末残高	<u><u>558,828</u></u>

補正予算給与費明細書

1 総括

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後		9		36,009	22,028	58,037	9,806	67,843
補 正 前		9		35,211	21,068	56,279	9,803	66,082
比 較				798	960	1,758	3	1,761

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特 別勤務手当 (千円)
	補 正 後	936	930	468	614	1,339	17	1,416	24
	補 正 前	936	905	468	614	1,327	17	1,416	24
	比 較		25			12			
手当の内訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)					
	補 正 後	8,462	7,026	796					
	補 正 前	7,974	6,591	796					
	比 較	488	435						

(1) 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後		8		34,579	21,248	55,827	9,440	65,267
補 正 前		8		33,781	20,288	54,069	9,437	63,506
比 較				798	960	1,758	3	1,761

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特 別勤務手当 (千円)
	補 正 後	936	930	468	497	1,339	17	1,416	24
	補 正 前	936	905	468	497	1,327	17	1,416	24
	比 較		25			12			
手当の内訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)					
	補 正 後	8,101	6,724	796					
	補 正 前	7,613	6,289	796					
	比 較	488	435						

2 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説明	備考
給料	798	給料の増加分	798	職員の給与改定による本年度給料月額増加分	
手当	960	職員手当の増加分	960	期末手当、勤勉手当及びその他手当の増加分	

(1) 会計年度任用職員以外の職員

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説明	備考
給料	798	1 給与改定に伴う増加分	798	職員の給与改定による本年度給料月額増加分	給与改定の状況 本年度 { 全給料表の改定率 2.7% 実施時期 令和6年4月1日
手当	960	1 給与改定に伴う増加分	960	期末手当の増加分 488 千円	改正後 (改正前) 年間支給割合 2.50月分 (2.45月分) 〔 6月期 1.25月分 (1.225月分) 〕 〔 12月期 1.25月分 (1.225月分) 〕 ただし令和6年度は 〔 6月期 従前どおり (1.225月分) 〕 〔 12月期 1.275月分 (1.225月分) 〕
				勤勉手当の増加分 435 千円	改正後 (改正前) 年間支給割合 2.10月分 (2.05月分) 〔 6月期 1.05月分 (1.025月分) 〕 〔 12月期 1.05月分 (1.025月分) 〕 ただし令和6年度は 〔 6月期 従前どおり (1.025月分) 〕 〔 12月期 1.075月分 (1.025月分) 〕
				その他の手当の増加分 37 千円 (1) その他手当分 37 千円	給料を基礎として支給するその他手当について、給与改定に伴う手当額の増 地域手当、時間外勤務手当

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与 (R6.10.1現在)

区 分		事務・技術 (行政職)
補 正 後	平均給料月額 (円)	429,484
	平均年齢 (歳)	45.5
補 正 前	平均給料月額 (円)	418,376
	平均年齢 (歳)	45.5

(2) 級別職員数

区 分	行政職		
	行 級	職員数(人)	構成比(%)
令和6年 10月 1日現在	9 級	—	—
	8 級	—	—
	7 級	1	14.3
	6 級	1	14.3
	5 級	2	28.5
	4 級	1	14.3
	3 級	1	14.3
	2 級	—	—
	1 級	1	14.3
	計	7	100.0

(3) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)		
補 正 後	2.250	2.350	4.60	
補 正 前	2.250	2.250	4.50	
一般会計の制度	2.250	2.350	4.60	

令和6年度群馬県施設管理事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

資 産 の 部

(単位 千円)

科 目	金 額		
1 固 定 資 産			
(1) 賃 貸 施 設	435,237		
減 価 償 却 累 計 額	△381,962	53,275	
(2) 賃 貸 ビ ル	4,510,183		
減 価 償 却 累 計 額	△2,837,056	1,673,127	
(3) ゴ ル フ 場	8,386,825		
減 価 償 却 累 計 額	△3,615,735	4,771,090	
(4) 事 業 外 固 定 資 産		67,949	
(5) ゴ ル フ 場 建 設 仮 勘 定		717,459	
(6) 投 資 そ の 他 の 資 産			
イ 出 資 金	681,000		
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計		681,000	
固 定 資 産 合 計			7,963,900
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		558,828	
(2) 未 収 金		149,050	
(3) そ の 他 流 動 資 産		49,460	
流 動 資 産 合 計			757,338
資 産 合 計			8,721,238

負 債 の 部

科 目	金 額		
3 固 定 負 債			
(1) 他 会 計 借 入 金			
イ 建 設 改 良 費 等 の 財 源 に 充 てる ため の 長 期 借 入 金	1,249,446		

科 目	金		額	
▫ その他の長期借入金		20,424		
他会計借入金合計			1,269,870	
(2) 引当金				
イ退職給付引当金		83,218		
▫ 修繕準備引当金		60,533		
引当金合計			143,751	
(3) その他の固定負債			7,434	
固定負債合計				1,421,055
4 流動負債				
(1) 他会計借入金				
イ建設改良費等の財源に 充てるための長期借入金		157,413		
▫ その他の長期借入金		20,384		
他会計借入金合計			177,797	
(2) 未払金			5,527	
(3) 引当金				
イ賞与引当金		4,865		
▫ 法定福利費引当金		769		
引当金合計			5,634	
流動負債合計				188,958
5 繰延収益				
(1) 長期前受金			350	
繰延収益合計				350
負債合計				<u>1,610,363</u>

資 本 の 部

科 目	金			額
6 資 本 金				5,886,986
7 剰 余 金				
(1) 資 本 剰 余 金				
イ 受 贈 財 産 評 価 額		1,109		
ロ 工 事 費 負 担 金		268,852		
ハ 寄 附 金		5,000		
ニ そ の 他 資 本 剰 余 金		689,632		
資 本 剰 余 金 合 計		<u>689,632</u>	964,593	
(2) 利 益 剰 余 金				
イ 企 業 債 等 償 還 積 立 金		106,824		
ロ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金		152,472		
利 益 剰 余 金 合 計		<u>259,296</u>	259,296	
剰 余 金 合 計				<u>1,223,889</u>
資 本 合 計				<u><u>7,110,875</u></u>
負債・資本合計				8,721,238

注記

I. 重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

- ・減価償却の方法

定額法による。

- ・主な耐用年数

建物 6～50年

構築物 7～60年

機械及び装置 5～17年

(2) 無形固定資産

- ・減価償却の方法

定額法による。

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

(2) 賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支払に備えるため、当年度末における支給（支払）見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(3) 修繕準備引当金

令和6年3月31日において計上されている額について、従前の例により取り崩す額を計上している。

3 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式による。

II. セグメント情報の開示

1 報告セグメントの概要

施設管理事業会計は、格納庫事業、賃貸ビル事業及びゴルフ場事業を運営しており、群馬県企業局財務規程に定める区分に基づき、これら3つを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

セグメント区分	事業の内容
格納庫事業	群馬ヘリポート格納庫の管理運営
賃貸ビル事業	公社総合ビルの管理運営及びその附帯事業
ゴルフ場事業	ゴルフ場施設の管理運営及びその附帯事業

2 報告セグメントごとの営業収益等

当年度（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）

（単位 千円）

	格納庫事業	賃貸ビル事業	ゴルフ場事業	合計
営業収益	46,453	158,998	475,163	680,614
営業費用	10,939	205,796	439,041	655,776
営業損益	35,514	△46,798	36,122	24,838
経常損益	35,515	△44,948	24,074	14,641
セグメント資産	1,190,904	1,405,075	13,878,439	16,474,418
セグメント負債	76,742	404,057	2,089,258	2,570,057
その他の項目				
減価償却費	4,643	67,604	83,382	155,629
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	—	93,464	999,239	1,092,703

令和6年度群馬県病院事業会計補正予算実施計画（第1号）

収益的収入及び支出

支 出

（単位 千円）

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備 考
1 病院事業費用			35,309,508	628,290	35,937,798	
	1 医業費用		34,516,631	628,290	35,144,921	
		1 給与費	14,770,245	628,290	15,398,535	○心臓血管センター 157,842 ○がんセンター 192,058 ○精神医療センター 99,984 ○小児医療センター 172,114 ○経営戦略課 6,292

令和6年度群馬県病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 千円)

区 分	金 額
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	△1,987,070
減価償却費	1,990,571
退職給付引当金の増減額	482,963
賞与引当金の増減額	29,053
法定福利費引当金の増減額	5,732
貸倒引当金の増減額	7,852
長期前受金戻入額	△1,037,710
受取利息及び受取配当金	△46
支払利息及び企業債取扱諸費	45,160
有形固定資産売却損益 (△は益)	1,996
未収金の増減額 (△は増加)	△367,854
破産更生債権の増減額 (△は増加)	△3,493
未払金の増減額 (△は減少)	△43,140
未払費用の増減額 (△は減少)	△187
固定資産除却費 (資金移動を伴わないもの)	107,548
小計	△768,625
利息及び配当金の受取額	46
利息及び企業債取扱諸費の支払額	△45,160
業務活動によるキャッシュ・フロー	△813,739
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△2,424,297
有形固定資産の売却による収入	8
一般会計からの繰入金による収入	932,517
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,491,772
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	2,407,000
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△1,842,120
リース債務の返済による支出	△16,373
財務活動によるキャッシュ・フロー	548,507
資金増加額 (又は減少額)	△1,757,004
資金期首残高	5,446,321
資金期末残高	3,689,317

補正予算給与費明細書

1 総括

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	5	1,751		6,607,842	6,470,965	13,078,807	2,228,760	15,307,567
補 正 前	5	1,751		6,398,127	6,094,192	12,492,319	2,186,958	14,679,277
比 較				209,715	376,773	586,488	41,802	628,290

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	初任給調整手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補 正 後	124,512	345,416	104,386	573,537	155,655	2,160	493,710	577,603
	補 正 前	124,512	336,783	104,386	571,850	155,655	2,160	493,710	571,090
	比 較		8,633		1,687				6,513
手当の内訳	区 分	宿日直手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤 務 手 当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)
	補 正 後	119,625	122,806	233,493	64,824	8,028	1,510,015	1,239,812	795,383
	補 正 前	119,625	120,844	228,426	64,824	8,028	1,445,774	1,182,613	563,912
	比 較		1,962	5,067			64,241	57,199	231,471

(1) 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	5	1,271		5,564,927	5,809,338	11,374,265	1,893,753	13,268,018
補 正 前	5	1,271		5,355,212	5,432,565	10,787,777	1,851,951	12,639,728
比 較				209,715	376,773	586,488	41,802	628,290

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	初任給調整手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補 正 後	124,512	284,998	104,386	556,137	126,402	2,160	476,328	526,864
	補 正 前	124,512	276,365	104,386	554,450	126,402	2,160	476,328	520,351
	比 較		8,633		1,687				6,513
	区 分	宿日直手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤 務 手 当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)
	補 正 後	96,447	122,266	228,999	64,824	8,028	1,285,537	1,048,263	753,187
	補 正 前	96,447	120,304	223,932	64,824	8,028	1,221,296	991,064	521,716
	比 較		1,962	5,067			64,241	57,199	231,471

2 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減額の増減事由別内訳(千円)	説明	備考
給料	209,715	給与額の増加分	209,715	職員の給与改定による本年度給料月額 の増加分
手当	376,773	手当の増加分	376,773	期末手当、勤勉手当及びその他手当の 増加分

(1) 会計年度任用職員以外の職員

区分	増減額(千円)	増減額の増減事由別内訳(千円)	説明	備考	
給料	209,715	1 給与改定に伴う増加分	209,715	職員の給与改定による本年度給料月額 の増加分 209,715千円	給与改定の状況 本年度 { 改定率 行政職 2.655 % 医療職(一) 2.912 % 医療職(二) 2.643 % 医療職(三) 5.007 % 給与改定の実施時期 令和6年4月1日
手当	376,773	1 給与改定に伴う増加分	376,773	期末手当の増加分 64,241千円	年間支給割合 改正後 (改正前) 2.5月分 (2.45月分) { 6月期 1.25月分 (1.225月分) 12月期 1.25月分 (1.225月分) }
				その他の手当の増加分 312,532千円 (1) 勤勉手当分 57,199千円 (2) 退職手当分 231,471千円 (3) その他手当分 23,862千円	ただし令和6年度は { 6月期 従前どおり (1.225月分) 12月期 1.275月分 (1.225月分) }
				給料を基礎として支給するその他の手当について、 給与改定に伴う手当額の増による 地域手当、時間外勤務手当等	

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与(令和6年10月1日現在)

区 分		医 師 (医療職一)	医 療 技 術 (医療職二)	看 護 (医療職三)	事 務 (行政職)	そ の 他 (技能労務職)
補 正 後	平均給料月額(円)	480,613	329,455	317,347	346,359	—
	平均年齢(歳)	46.8	42.2	40.6	45.3	—
補 正 前	平均給料月額(円)	472,020	321,178	310,462	338,920	—
	平均年齢(歳)	46.8	42.2	40.6	45.3	—

(2) 級別職員数

区 分		医 療 職 (一)		医 療 職 (二)		医 療 職 (三)		行 政 職		技 能 労 務 職	
		職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)
令和6年10月1日現在	1 級	9	6.0	2	1.0	0	0.0	7	6.0		
	2 級	91	60.3	33	16.7	229	27.9	13	11.1		
	3 級	47	31.1	68	34.3	419	51.0	33	28.2		
	4 級	4	2.6	19	9.6	36	4.4	27	23.1		
	5 級			31	15.7	15	1.8	22	18.8		
	特5級			26	13.1	108	13.2				
	6 級			19	9.6	14	1.7	10	8.5		
	7 級							4	3.4		
	8 級										
	9 級							1	0.9		
	計	151	100.0	198	100.0	821	100.0	117	100.0		

(3) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計(月分)	備 考
	6月(月分)	12月(月分)		
補 正 後	2.250	2.350	4.60	
補 正 前	2.250	2.250	4.50	
一般会計の制度	2.250	2.350	4.60	

令和6年度群馬県病院事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

資 産 の 部

(単位 千円)

科 目	金 額		額
1 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ 土 地		842,753	
ロ 建 物	45,662,399		
建物減価償却累計額	<u>△ 30,863,725</u>	14,798,674	
ハ 構 築 物	3,368,510		
構築物減価償却累計額	<u>△ 3,002,854</u>	365,656	
ニ 器 械 備 品	21,549,585		
器械備品減価償却累計額	<u>△ 15,711,193</u>	5,838,392	
ホ 車 両	19,935		
車両減価償却累計額	<u>△ 16,990</u>	2,945	
ヘ 放 射 性 同 位 元 素	3,612		
放射性同位元素減価償却累計額	<u>△ 3,431</u>	181	
ト リ ー ス 資 産	152,896		
リース資産減価償却累計額	<u>△ 63,537</u>	89,359	
チ 建 設 仮 勘 定		10,155	
リ そ の 他 有 形 固 定 資 産	13,947		
その他有形固定資産減価償却累計額	<u>△ 3,779</u>	10,168	
有 形 固 定 資 産 合 計			21,958,283
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ 電 話 加 入 権		5,864	
ロ そ の 他 無 形 固 定 資 産		319	
無 形 固 定 資 産 合 計			6,183

科 目	金		額
(3) 投資その他の資産			
イ 破産更生債権		39,331	
ロ 破産更生債権貸倒引当金		<u>△ 39,331</u>	
投資その他の資産合計			
固定資産合計			21,964,466
2 流動資産			
(1) 現金預金			3,689,317
(2) 未収金			4,432,615
(3) 未収金貸倒引当金			△ 33,748
(4) 貯蔵品			180,651
(5) その他流動資産			<u>30,000</u>
流動資産合計			8,298,835
資産合計			<u><u>30,263,301</u></u>

負債の部

科 目	金		額
3 固定負債			
(1) 企業債			10,256,830
(2) 引当金			<u>6,514,826</u>
固定負債合計			16,826,727
4 流動負債			
(1) 企業債			1,794,543
(2) 未払金			2,412,058
(3) 未払費用			1,849
(4) 引当金			
イ 賞与引当金		902,459	
ロ 法定福利費引当金		<u>172,490</u>	
引当金合計			1,074,949

科 目	金 額		
(5) その他流動負債			129,858
流動負債合計			<u>5,431,118</u>
5 繰延収益			
(1) 長期前受金			29,065,970
(2) 長期前受金収益化累計額			<u>△ 23,371,740</u>
繰延収益合計			<u>5,694,230</u>
負債合計			<u><u>27,952,075</u></u>

資 本 の 部

科 目	金 額		
6 資本金			10,433,631
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額		12,618	
ロ 寄付附金		2,060	
ハ 補助金		83,426	
ニ 負担金		154,701	
ホ その他資本剰余金		<u>359,007</u>	
資本剰余金合計			611,812
(2) 欠損金			
イ 当年度未処理欠損金		<u>8,734,217</u>	
欠損金合計			<u>8,734,217</u>
剰余金合計			<u>△ 8,122,405</u>
資本合計			<u><u>2,311,226</u></u>
負債・資本合計			<u><u>30,263,301</u></u>

注記

I. 重要な会計方針

1 たな卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 貯蔵品 先入先出法による原価法による。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

・減価償却の方法

定額法による。

・主な耐用年数

建物 3～47年

構築物 3～60年

機械備品 3～20年

車両 4～6年

(2) 無形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

(3) リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

3 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

(なお、一般会計部局との人事交流職員に係る部分については、一般会計繰入金により財源措置がなされているため、計上していない。)

(2) 賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支払に備えるため、当年度末における支給（支払）見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(3) 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

4 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式による。

II. 予定貸借対照表関連

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は6,454,755千円である。

III. セグメント情報の開示

1 報告セグメントの概要

報告セグメントは、群馬県病院事業の設置等に関する条例第2条に基づき、経営の基本たる「群馬県立心臓血管センター」「群馬県立がんセンター」「群馬県立精神医療センター」「群馬県立小児医療センター」の4病院とする。
なお、各報告セグメントの事業内容は以下のとおりである。

セグメント区分	事業の内容
心臓血管センター	循環器疾患等に関する医療及び救急医療の提供
がんセンター	がんに関する医療の提供
精神医療センター	精神疾患に関する医療の提供
小児医療センター	小児疾患に関する医療及び周産期医療の提供

2 報告セグメントごとの営業収益等

当年度（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）

（単位 千円）

	心臓血管センター	がんセンター	精神医療センター	小児医療センター	調整額	合計
医業収益	9,586,772	11,852,116	2,047,615	4,873,080	—	28,359,583
医業費用	10,868,692	12,986,061	3,177,502	7,716,821	369,898	35,118,974
医業損益	△ 1,281,920	△ 1,133,945	△ 1,129,887	△ 2,843,741	△ 369,898	△ 6,759,391
経常損益	△ 355,862	△ 360,806	△ 193,404	△ 716,137	△ 358,865	△ 1,985,074
セグメント資産	8,387,891	10,804,026	4,292,535	6,369,927	408,918	30,263,297
セグメント負債	6,902,524	10,576,182	3,350,518	6,633,892	488,958	27,952,074
その他の項目						
負担金交付金	677,935	780,952	808,708	1,874,453	10,575	4,152,623
減価償却費	515,765	724,879	232,123	513,784	4,020	1,990,571
特別利益	2	2	2	2	—	8
特別損失	501	501	501	501	—	2,004
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,327,924	437,430	77,337	463,430	207,481	2,513,602

（注）1 医業費用の調整額は、各報告セグメントに配分していない費用であり、その主なものは、経営戦略課のPersonnel費及び経費である。

2 セグメント資産の調整額は、各報告セグメントに配分していない経営戦略課の資産である。

3 セグメント負債の調整額は、各報告セグメントに配分していない経営戦略課の負債である。

IV. リース契約により使用する固定資産

1 リース取引の処理方法

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

2	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額	
	1年内	17,861 千円
	1年超	55,071 千円
	計	72,932 千円

V. その他

1 退職給付引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において、退職手当として368,163千円を支給するため、退職給付引当金368,163千円を使用する。